

# 官報

号外

昭和四十九年三月十二日

## 第七十二回 衆議院會議録 第十六号(一)

昭和四十九年三月十二日(火曜日)

議事日程 第十四号

昭和四十九年三月十二日

午後二時開議

第一 寄生虫病予防法の一部を改正する法律案  
(社会労働委員長提出)

第二 奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島  
復興特別措置法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

第三 学校教育法の一部を改正する法律案(第  
七十一回国会、内閣提出)

第四 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を  
改正する法律案(内閣提出)

第五 公共用飛行場周辺における航空機騒音に  
よる障害の防止等に関する法律の一部を  
改正する法律案(第七十一回国会、内閣  
提出)

第六 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並び  
にその生息環境の保護に関する日本国政府  
とソヴィエト社会主義共和国連邦政府  
との間の条約の締結について承認を求め  
るの件

第七 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並び  
にその環境の保護に関する日本国政府と  
オーストラリア政府との間の協定の締結  
について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

昭和四十九年度一般会計予算

昭和四十九年度特別会計予算

昭和四十九年度政府関係機関予算

発電用施設周辺地域整備法案(第七十一回国会、  
内閣提出) 中修正の件

午後六時三十四分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きま  
す。

昭和四十九年度一般会計予算

昭和四十九年度特別会計予算

昭和四十九年度政府関係機関予算

○森喜朗君 議事日程追加の緊急動議を提出いた  
します。

すなわち、この際、昭和四十九年度一般会計予  
算、昭和四十九年度特別会計予算、昭和四十九年  
度政府関係機関予算、右三件を一括議題となし、  
委員長の報告を求め、その審議を進められんこと  
を望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議  
ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。  
よって、日程は追加せられました。

昭和四十九年度一般会計予算、昭和四十九年度  
特別会計予算、昭和四十九年度政府関係機関予算、  
右三件を一括して議題といたします。

昭和四十九年度一般会計予算

昭和四十九年度特別会計予算

昭和四十九年度政府関係機関予算

〔本号(二)に掲載〕

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めま  
す。予算委員長荒松清十郎君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔荒松清十郎君登壇〕

○荒松清十郎君 ただいま議題となりました昭和  
四十九年度一般会計予算外二案につきまして、予

算委員会における審議の経過及び結果を御報告申  
上げます。

この予算三案は、去る二月二十一日に予算委員  
会に付託され、同月二十六日、政府から提案理由  
の説明があり、二十八日より質疑に入り、その後、  
公聴会、分科会を合わせ二十七日間審議を行ない、  
本日、討論採決をいたしましたものであります。

まず、予算の規模等について簡単に申し上げます。

一般会計の予算額は、歳入、歳出とも十七兆九  
百九十四億円で、四十八年度当初予算額に比べ一  
九・七％の増加となっております。歳入のうち公債金  
収入は二兆一千六百億円で、歳入総額の二二・  
六％を占めております。また、特別会計は、今回  
新たに設けられる電源開発促進対策特別会計を含  
め、その数は四十二と相なっており、政府関係機  
関の数は、四十八年度と同様、十五であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

第一は、物価問題であります。すなわち、本問  
題については質疑が最も集中いたし、国民生活を  
守るという観点に立つて、あらゆる角度から詳細  
かつ具体的に質疑が行なわれました。

まず、物価上昇の原因について、「物価の大幅  
な上昇をもたらしたのは、これまでの政府の財政  
金融政策の失敗により、国民の間にインフレイ  
ションを定着させたこと、原油の輸入について、業  
界の情報に基づき石油危機と物不足をおこしたこ  
と、また、生活必需品物資の買い占め、売り惜し  
み、便乗値上げに對し、さきに制定された買占め  
売惜しみ防止法第五条の立ち入り調査も行なわ  
ず、行政の対応がはなはだしくおくれたことによ  
るものではないか」との趣旨の質疑が行なわれま  
した。

また、当面の対策について、「石油危機に乘じ  
て不当な値上げをした石油製品、石油化学製品、  
その他生活必需品物資等の価格は、高値安定とな  
らないようにこれを引き下げさせるとともに、今後  
理由なく値上げしないように原価を公表すべきで

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 昭和四十九年度一般會計予算外二件

ある。また、便乗値上げ等で得た多額の超過利益を国民に還元する措置を講ずるは、公正取引委員会が価格の引き下げ命令をなし得る様に、独占禁止法を改正してはどうか」との趣旨の質疑が行なわれました。

これに對して、政府より、「ここ二、三年來の経過を顧みるとき、引き締めるべき時期のおくれたことについては謙虚にこれを認める。石油の輸入量について予測の狂ったことは遺憾であるが、故意に物不足をあつた事実はない。原油の供給については、今後、政府の義務として、月別の輸入量とその価格を情報として国民に提供したい。生活必需品等の買い占め等については、あらゆる法律を駆使し、立ち入り調査等もびしびし行ない、国民のために誠意をもって対処したい。石油製品の値上げには便乗的な面もあるため、その分の利益を吐き出させるようにするため、本年一月からの原油価格の値上がり分を製品価格に転嫁させないで、当分現行価格を据え置かせ、赤字経営を続けさせておるのである。その他の物資については、値上げの適否を検討し、不当なものには値下げさせるよう指導している。製品原価については公表することはできない。企業の超過利益の吸収方法については、政府において検討中であるが、できれば超党派による議員立法が望ましい。公正取引委員会の価格引き下げ命令は、ある程度の範囲内で行ない得るよう、独占禁止法の改正について現在検討しておる」との趣旨の答弁がありました。

物価問題については、以上のほか、物価安定の時期と、その際の物価水準、公共料金の取り扱い、行政指導による価格の改定と独占禁止法の問題、公正取引委員会の陣容の強化策等についても質疑が行なわれました。

特に、石油危機に乗じた商社の悪質な便乗値上げや、一部大手商社の海外法人等の利用による輸入価格のつり上げや脱税行為が指摘せられ、商社活動の反社会性が問題となりまして、政府に對

し、「これら商社の悪徳商法に對し急速に規制措置を講ずるべきであり、また、商社に対する多額の銀行融資や商社の株式保有を制限すべきではないか」との趣旨の質疑が行なわれました。

これに對し、政府より、「商社の不当な行為に對しては、責任を明らかにし、嚴重に取り締めていく。また、脱税のないよう税の捕捉については万全を尽くしているし、悪質なものがあれば、法に基づき仮借なく公正に処置する。なお、商社に對する金融は、現在、特別のワクを設けて抑制しているが、最近、商社は金融的性格が強大となり過ぎ、弊害も生じておる。株式も借り入れ金で保有しているものが多く、行き過ぎと思われるので、制限する方向で検討しておる」との趣旨の答弁が行なわれたのであります。

次に、審議の過程で、売り惜しみ、便乗値上げ等について委員より具体的に指摘された問題等について、その実態を明らかにするため、企業代表を招き集中審議を行なうこととして、理事会で意見の一致を見たのであります。その際、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の野党四党は、出席を求め証人として喚問すべきであるというのに対し、自由民主党は、まず参考人として陳述を聞くべきであるとして、与野党間の意見が相違し、理事会において連日協議をいたし、その間一週間に及んでもなお意見の一致が見られず、予算委員長としては、理事会における、「本問題について早急に決着をつけ審議に入るべし」との多数意見を考慮いたしまして、二月十五日、公聴会終了後、委員会を開会いたしました。自由民主党より、「企業代表を参考人として招き、意見を聴取されたい」との動議が提出され、採決の結果、動議は多数をもって可決されたのであります。これに對し、野党から予算委員長長の解任決議案が提案され、十九日の本会議で否決されたことは、皆さまの御承知のとおりであります。(拍手)

集中審議は、以上の経緯をたどりまして、二月二十五日より二十七日まで三日間、大手商社、銀行、石油元売り、石油化学、家庭電器、合成洗剤、製紙業等の各社社長並びに業界代表者二十三名を参考人として出席を求めて行なわれました。この結果、参考人より、「便乗値上げ、やみカルテル等の行為のあったことはある程度事実として認める。なお、これらの反社会的行為はまことに遺憾であり、これまでの超過利益は何らかの方法で消費者に還元したい。今後製品の値上げはしないよう極力努力するとともに、企業の社会的責任を自覚し、不法、不当な行為は再び繰り返さないよう社内及び業界に徹底させ、体質改善につとめていきたい」との趣旨の陳述がありました。

なお、この集中審議の結果にかんがみ、野党四党より、参考人のうち数名を証人として喚問したいとの強い意向が表明され、特に内閣総理大臣に對し、「過般の集中審議における参考人の陳述によつて、物不足、便乗値上げ、行政と企業との癒着関係、企業代表者の社会的責任の欠陥等が明らかとなったので、この際、参考人のうち、政府の答弁と食い違つて陳述を行なつた者、また、陳述に誠意の認めがたいと判断される者を証人として喚問し、事態の真相を究明したいが、所見いかん」との趣旨の質疑が行なわれ、これに對し、田中内閣総理大臣より、「公聴会以外の方法による異例の集中審議に對し、政府は深い関心を持つて見守つていたが、大いなる成果があつたと思う。特に、企業が社会的責任に目ざめた発言等は、政府としても、今後の行政運営上、幾多の指針を教へられた。参考人の陳述と政府の答弁との食い違いについて、政府には何ら違法行為はない。また、行政と業界の癒着は絶対にない。国政調査権の大ささについて企業も国民も評価したと思うが、参考人に出席を求める場合、あらかじめ質問事項を示し、事実を十分に述べられるよう配慮すべきではないかと感じられた。また、証人喚問等国会運営の問題は、国会自体で定めるべきものと思ふ」との趣旨の表明がありました。

なお、過般の集中審議において出席した参考人のうち、十一名を証人として喚問するか、参考人として出席を求めるかについて、理事会で協議が整わなかつたので、三月十一日の委員会各党の意見を聴取した上、採決に付したところ、証人として喚問しないことに決定した後、石油連盟会長外二名を同日の予算委員会に参考人として出席を求め、石油の価格協定と通産省の行政指導、石油製品の値上げ等について事態の究明につとめたことを申し添えておきます。

第二は、社会保障についてであります。「物価の著しい高騰によつて深刻な影響を受けている生活保護世帯、年金生活者、心身障害者等の生活を守るため、政府はすみやかに対処すべきであるとし、生活扶助基準や福祉年金を大幅に引き上げるとともに、厚生年金、国民年金の物価スライドを、一年ごとではなく、物価の急激な上昇に見合うよう、少なくとも三カ月ごとにスライドさせる措置を講ずべきではないか」との趣旨の質疑が行なわれ、政府より、「生活扶助基準については明年度二〇%の引き上げを行なうこととしたが、総需要抑制という緊縮予算の中で精一ぱい努力したものであり、老齢福祉年金の五〇%引き上げも、これとの関連で措置した。障害福祉年金、母子福祉年金の引き上げとあわせ考へるならば、相当の配慮をしたものといえる。また、年金のスライド制については、厚生年金、国民年金の受給者は、現在、合計約三百七十万人もあり、特に、厚生年金については、人により受給額がそれぞれ異なるため、改定の作業に約五カ月を要するので、スライド制の期間短縮は事務的にきわめて困難であるが、なお検討してみたい」との趣旨の答弁がありました。

社会保障については、以上のほかに、一時金の支給、年金の通算、生活保護法の改正、医療基本法の制定等についても質疑が行なわれました。第三は、放射能測定についてであります。すなわち、アメリカの原子力潜水艦入港に伴う

放射能の測定を、政府は財団法人日本分析化学研究所に委託しているものでありますが、その測定がでたらめで、分析結果が捏造されている事実があるとして、政府の責任が鋭く追及されたのであります。

これに対し、科学技術庁長官より、「昭和四十七年度における原子力軍艦寄港時の放射能調査につき、本年一月二十九日及び三十日の両日にわたり立ち入り検査を行なった結果、原子力軍艦寄港地で採取された試料の機器分析は、実際の試料を測定しないで既存の波形図をコピーしていたものが約三〇％、化学分析についても、最終報告値をつくり上げたものが少なくとも四〇％あることが明らかとなり、放射能監視体制の信頼性について国民に多大の疑惑を抱かしたことはまことに遺憾であり、今後かかる事態が二度と再び生ずることのないよう万全の体制をとることとしている」旨の発言があったのであります。

総予算に關連しては、以上のほか、経済見通しと予算の修正、銀行法の改正、インフレと預貯金の目減り対策、企業会計のやり方と課税問題、国際収支、農産物の需給問題、エネルギー政策、中小企業対策、土地対策、国有林野の常用作業員の処遇、雇用保険、自衛隊の精神教育、海外経済協力、日韓大陸協定の協定、地方財政等、その他国政の各般にわたってきわめて熱心に質疑が行なわれましたが、詳細は会議録により御承知を願いたいと存じます。

本日、質疑終了後、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の四党共同提案による、予算三案を撤回のうえ編成替えを求むるの動議が提出され、趣旨説明が行なわれたあと、予算三案及び四党共同の動議を一括して討論に付しましたところ、自由民主党は政府原案に賛成、四党共同提案の動議に反対、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党は、四党共同提案の動議に賛成、政府原案に反対の討論を行ない、採決の結果、四党共同提案の動議は否決され、

予算三案は多数をもって政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 昭和四十九年度一般会計予算外二件に対しては、堀島雄君外二十五名から、三件につき撤回のうえ編成替えを求むるの動議が提出されております。

昭和四十九年度一般会計予算、昭和四十九年度特別会計予算及び昭和四十九年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求むるの動議

昭和四十九年度一般会計予算、昭和四十九年度特別会計予算及び昭和四十九年度政府関係機関予算については、政府はこれを撤回し、少なくとも左記の点を含めて速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。  
右の動議を提出する。  
昭和四十九年三月十二日

提出者

|       |        |
|-------|--------|
| 堀島 雄  | 荒木 宏   |
| 正木 良明 | 竹本 孫一  |
| 松浦 利尚 | 小林 進   |
| 田中 武夫 | 林 百郎   |
| 山田 太郎 | 小平 忠   |
| 安宅 常彦 | 阿部 昭吾  |
| 赤松 勇  | 岡田 春夫  |
| 多賀谷真稔 | 辻原 弘市  |
| 中澤 茂一 | 橋崎弥之助  |
| 八木 一男 | 湯山 勇   |
| 青柳 盛雄 | 田代 文久  |
| 松本 善明 | 矢野 絢也  |
| 岡本 富夫 | 安里積千代  |
| 賛成者   |        |
| 阿部 助哉 | 外百八十一名 |

記

第一 昭和四十九年度予算の編成替えを求むる理

由

一 みせかけのインフレ対策

今日の異常な物価高騰、インフレの昂進は、国民生活をかたてないほどの深刻な危機におとし立てている。こうした事態は、政府自民党の大企業中心の高度経済成長政策と対米追従の外交政策によつてもたらされたものであり、とりわけ、「日本列島改造計画」に基づく経済、財政政策の破綻を示すものである。しかるに、昭和四十九年度予算は、依然として、「日本列島改造計画」を撤回せず、消費者米価、国鉄運賃などの公共料金のすえおきもわずか半年間にすぎないなどインフレ促進予算となつてゐる。しかも、「総需要抑制」といながら、巨額な国債発行を行い、相変わらず高い水準の産業基盤投資を続け、また、防衛費を一兆円の大台に乗せてゐる。

一方、予算圧縮を理由として地方財政に大きな圧迫を加へてゐる。さらに、「石油危機」を口実とした大企業の便乗値上げを野放しにし、大企業代表の国会証人喚問すら拒否するなど、政府の「物価安定短期決戦」のかけ声にもかかわらず、この予算は、物価安定とはほど遠いものである。

二 弱者切捨て、福祉軽視予算

政府の「福祉重点」のかけ声にもかかわらず、生活保護基準も福祉施設入所者の措置費も二十パーセントの引上げにとどまり、高齢福祉年金は十月以降やつと月額七千五百円になるにすぎない。これでは年率二十パーセントをこえる消費者物価の上昇のもとではまったく焼け石に水であり、福祉の一層の低下は避けられない。

しかも、健保家族と国保加入者の患者負担がふやされ、保険料率の引上げも予定されてゐる。これらは、とりわけ高齢者、生活困窮者、障害者(児)、難病患者などの生活を塗炭の苦しみへ追いやるものである。また、公共

住宅建設戸数を四万五千戸削減するなど、まさに弱者切捨て、福祉軽視予算である。

三 不公平と格差の拡大

いわゆる「二兆円」減税も、インフレ・物価高に苦しむ勤労大衆の救済を内容とするものでなく、給与所得控除の上限撤廃、高額所得層の税率軽減など、減税の重点を高所得層においてゐる。この政府案は、すでに、総合累進課税体系が崩壊し、高額所得層ほど税負担が低下してゐる「逆進」の傾向をますます助長し、税の不公平を一層拡大するものである。

農業予算についても、食料自給度の向上と農業再建に対する抜本対策を放置してゐる。また、「総需要抑制」による引締めと「石油危機」を口実とした大企業の横暴の下で、中小零細企業の経営の困難が一層深まり、倒産がふえてゐるにもかかわらず、中小企業予算は、相変わらず予算の〇・六パーセントにすぎない。

四 地方財政圧迫と自治侵害

国の予算規模縮小のための操作として、四十九年度地方交付税のうち千六百八十億円の削減を強制したことは、物価高の中で超過負担と福祉財源に苦しむ地方財政を一層圧迫し、地方自治を侵害するものである。これは、昭和四十四年度予算編成の際に、今後、政府は、地方交付税の借上げ措置は避けると約束したことを破るものである。

五 四次防推進の予算

「防衛」関係費が前年度に比べて千五百七十六億円もふやされ、はじめて一兆円の台座をこえ、依然として四次防の強行がはかられてゐることは極めて重大である。これは平和を願う国民の到底承認できないものであり、インフレ対策にも完全に逆行するものである。

また、さきの総理の東南アジア訪問の先々の諸国でのわが国の経済侵略反対の「反日デ

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 昭和四十九年度一般会計予算外二件

「モ」にもみられるように、自民党政府の東南アジア政策に対する批判がますます強くなっているにもかかわらず、政府はそれに根本的な反省を行わないまま「資源外交」強化を名目として、経済協力「費」を大幅にふやしているのは問題である。

以上のような国民生活軽視の予算を容認することはできない。政府予算、財政投融資計画を根本的に再検討し、国民生活、福祉優先の予算に編成しなおし、国民の期待にこたえるべきである。

## 第二 編成替えに関する要求

予算は、国の内外政策の全体にかかわる問題であり、その編成については、各党それぞれ見解をもっているが、国民生活擁護の緊急問題について、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党、民社党はここに共同して、政府が昭和四十九年度一般会計予算、昭和四十九年度特別会計予算及び昭和四十九年度政府関係機関予算を撤回し、少なくとも次の点を含め編成替えすることを要求する。

### 一 歳入関係

#### (1) 大衆減税と税の公平化

イ 物価高の中で勤労者の税負担の緊急大幅減税を行い、生活費非課税の原則を貫くため、所得税は四大家族年収二百五十万円まで無税とするよう世帯構成に応じた税額控除を行い、低所得層中心の減税を行うこと。(なお住民税もこれに準じて大幅減税すること。)

ロ 中小零細事業者に対しては、法人税率の引下げなど大幅な税の軽減を行うこと。

ハ 印紙税の引上げ、自動車関係諸税の引上げ、電源開発促進税の創設はとりやめること。

ニ 大企業の法人税率を四十二パーセント以上に引き上げ、法人受取配当の益金不

算入、支払配当税率軽減措置は廃止すること。

ホ 大企業、資産所得・高所得者に対する負担を強化し、各種の特権的な減免税措置は廃止すること。また、大企業の交際費課税の強化、広告費課税の新設、さらに有価証券の取引、譲渡所得に対する課税を強化すること。

ヘ 土地税制を改革し、法人所有の土地譲渡所得の完全分離、高率課税及び法人所有の土地の適正な評価等による土地課税の強化を行うこと。

ト 大企業に対し、臨時の法人利得課税を行うこと。

#### (2) 国債の減額

国債発行は大幅に圧縮すること。

### 二 歳出関係

#### (1) インフレ・物価高の抑制

イ 消費者米価、国鉄運賃、家庭用電気料金、小口電力料金など公共料金の値上げをストップすること。消費者米価の物統令適用を復活すること。

ロ 大企業の便乗値上げをおさえ、生活必需品の優先確保、価格及び需給安定のため、「買占め、売惜しみ規制法」の運用の強化、専任価格調査官の増強と権限委任に伴う地方自治体への国庫負担の増大をはかること。

ハ 大企業の管理価格に対する規制と監視機構の強化、公正取引委員会の強化・充実をはかること。

ニ 生鮮食料品の生産増強、流通対策費を大幅に増額すること。

ホ 消費者保護行政の強化、生活協同組合への助成などの措置を講ずること。

社会保険、福祉の拡充

イ 各種社会保険給付の賃金、物価自動スライド制を創設すること。そのため、各

年度の各種社会保険給付額の引上げは、年間平均賃金の上昇率に見合せて引き上げる。また、短期的には緊急物価スライド制を採用し、物価上昇率に見合せて給付額を引き上げること。

ロ 老齢福祉年金、障害、母子・準母子年金を大幅に増額すること。厚生年金、国民年金については、従来の「積立方式」を「賦課方式」に改め、同時に、支給額的大幅な引上げを行うため、制度の抜本的改革を行うこと。

ハ 生活保護費、老人福祉費、児童手当、心身障害児(者)対策、難病対策等社会福祉関係費を大幅に増額すること。

ニ 公費医療制度を拡大し、すべての難病者、高齢者(六十五歳以上)、乳幼児(三歳以下)の医療費を無料にすること。

ホ 健康保険料率の引上げをやめ、医療保険に対する大幅な国庫補助を行うこと。

ヘ 保育所、老人施設、心身障害児(者)施設等、社会福祉施設及び医療施設の緊急整備をはかること。

ト 福祉施設の措置費を増額し、社会福祉従事者、各福祉施設職員、医療従事者の増員と待遇改善をはかること。

チ 被爆者援護法を制定し、医療の無料化、被爆者年金、遺族年金の新設、介護料等の大幅な引上げをはかること。

リ 以上のことを含む社会保障、福祉の拡充をはかるため早急に「社会保障長期計画」をたて財政対策を確立すること。

土地、住宅、環境保全対策

イ 従来の産業基盤整備を重点とした投資の在り方を全面的に転換し、公共投資、財政投融資とも、住宅、環境衛生、社会福祉施設、病院、学校などの整備を優先して集中投資すること。

ロ 公共賃貸住宅を大幅にふやし、民間自

力建設依存の政策を転換すること。地価を抑制し、生活関連・公共用地を確保するため、大企業・大地主の買占め土地の放出、地価の凍結、土地税制の改革等土地緊急対策を強力に実施すること。さらに、公害防止、環境保全の対策を強化すること。

#### (4) 労働者、農業、中小企業対策

イ 労働者の実質賃金の引上げ、週休二日、週四十時間労働制など労働条件の改善、雇用の安定、失業対策の充実をはかること。失業保険の改悪は行わないこと。

ロ 主な農畜産物の自給率の向上と備蓄制度の確立、価格補償制度の改善充実をはかること。農地三十万ヘクタールの転用をやめ、休耕地の復元、主要農畜産物の生産奨励政策の拡充等を強化すること。

ハ 中小零細企業の資材と資金の確保、経営の安定のための予算を増額すること。金融面では政府関係金融機関の貸出枠の増大、融資方法の改善をはかること。

資源、エネルギー政策の確立

資源・エネルギーの安定的供給を確保するため、石油のメジャー依存の供給体制を改め、自主的エネルギー政策を確立し、炭鉱の一方的閉山を中止して、石炭対策と新エネルギー源の開発政策の強化及び資源浪費型産業構造の転換をはかること。

教育予算の充実

義務教育完全無償化をすすめる、教職員の定数改善、小中学校等の学校教育施設の国庫負担の増額と超過負担の解消をはかること。幼稚園、保育所、高等学校希望者全員入学の負担の増額、高校入学者希望者全員入学の保障、私学への財政補助の拡充をはかること。

(7) 地方財政の拡充

地方財政充実のため、シビルミニマムを保障するにたる自主財源を賦与し、超過負担の完全解消をはかること。地方交付税千六百八十億円の削減はとりやめること。地方債の起債枠を拡大し財政資金割合を高めること。

(8) 「列島改造計画」の撤回

「日本列島改造計画」、「新全総」、「経済社会基本計画」を中止し、大企業中心の産業基盤整備の公共投資を縮減すること。これに伴い、新幹線、高速道路などの大型プロジェクトを凍結または大幅縮小し、新たな大規模工業開発を再検討すること。国総法はただちに撤回すること。

(9) 防衛費の削減

四次防をとらやめ、兵器装備などの防衛費を削減して、これを生活福祉関係費にまわすこと。

(10) 財政投融資計画の国民本位の運用

財政投融資計画は、資金配分の在り方を根本的に改め、大企業への低利融資や産業基盤投資を削減し、大蔵省資金運用部資金をはじめ、開銀、輸銀等の資金運用の詳細を国会に報告させ、審議することとし、国民生活の向上に役立てること。

○議長(前尾繁三郎君) この際、その趣旨弁明を許します。堀昌雄君。

〔堀昌雄君登壇〕

○堀昌雄君 私は、提案者を代表いたしました、ただいま議題となりました日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党、民社党が共同提案いたしました昭和四十九年度一般会計予算、昭和四十九年度特別会計予算及び昭和四十九年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求め、動議につき、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。(拍手)

まず、動議の本文を朗読いたします。

昭和四十九年度一般会計予算、昭和四十九年度特別会計予算及び昭和四十九年度政府関係機関予算については、政府はこれを撤回し、少なくとも左記の点を含めて速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

右の動議を提出する。

まず最初に、昭和四十九年度予算の編成替えを求める理由を申し上げます。

その第一は、この予算が見せかけのインフレ対策予算であるということであり、今日、異常な物価高騰、インフレの高進は、国民生活をおかたないほどの深刻な危機におとし、政府・自民党の大企業中心の高度経済成長政策と対米追従の外交政策によってもたらされたものであり、とりわけ、日本列島改造計画に基づく経済、財政政策の破綻を示すものであるといわざるを得ません。しかるに、昭和四十九年度予算は、依然として、日本列島改造計画を撤回せず、消費者米価、国鉄運賃などの公共料金の据え置きもわずか半年間にしかすぎないなど、インフレを促進する予算となっているばかりでなく、総需要抑制といながら、巨額な国債発行を行ない、相変わらず高い水準の産業基盤投資を続け、加えて、防衛費を一兆円の大台に乗せているのであります。

一方、予算圧縮を理由として、地方財政に対しては大きな圧迫を加えております。さらに、石油危機を口実とした大企業の便乗値上げを野放しにし、大企業代表の国会証人喚問すら拒否するなど、政府の物価安定短期決戦のかけ声にもかかわらず、この予算は、物価安定とはほど遠いものとなっているのであります。

第二の理由は、この予算が弱者切り捨ての福祉軽視予算であるということであり、政府の福祉重点のかけ声にもかかわらず、生活保護基準も福祉施設入所者の措置費も二〇%の引き上げにとどまり、老齢福祉年金はこの十月以降やっとう月額七千五百円となるにすぎません。これでは、年率

二〇%をこえる消費者物価の上昇のもとでは、全く焼け石に水であり、福祉の一そうの低下が目に見えております。

しかも、健保家族と国保加入者の患者負担がふやされ、保険料率の引き上げも予定されております。これらは、とりわけ高齢者、生活困窮者、障害児者、難病患者などの生活を塗炭の苦しみに追いやるものであり、さらに、公共住宅建設戸数を四万五千戸削減するなど、まさに弱者切り捨て、福祉軽視の予算であるといわざるを得ないのであります。(拍手)

組み替えを求める第三の理由は、不公平と格差の拡大につながる予算であるという点にあります。

いわゆる二兆円減税も、インフレ、物価高に苦しむ勤労大衆の救済を内容とするものではなく、給与所得控除の上限撤廃、高額所得層の税率軽減など、減税の重点を高所得層に置いております。この政府案は、すでに、総合累進課税体系が崩壊し、高額所得層ほど税負担が低下している逆累進の傾向をますます助長し、税の不公平を一そう拡大するものであります。

農業予算についても、食糧自給度の向上と農業再建に対する抜本対策を放置し、また、総需要抑制による引き締めと、石油危機を口実とした大企業の横暴のもとで、中小零細企業の経営の困難が一そう深まり、倒産がふえているにもかかわらず、中小企業予算は、相変わらず予算の〇・六%にすぎないという事実を指摘しなければなりません。

第四の理由は、この予算は地方財政を圧迫し、地方自治を侵害するものであるという点にあります。

国の予算規模縮小のための操作として、四十九年度地方交付税のうち千六百八十億円の削減を強制したことは、物価高の中で超過負担と福祉財源に苦しむ地方財政を一そう圧迫し、地方自治を明らかに侵害するものであります。さらに、昭和四十四年度予算編成の際に、今後、政府は、地方交

付税の借り上げ措置は避けると約束したことをも破る、きわめて不当な措置であるといわねばなりません。

その第五の理由として、四次防推進の予算である点に触れねばなりません。

防衛関係費が前年度に比べて千五百七十六億円もふやされ、ついに一兆円の大台をこえ、引き続き四次防の強行がはかられていることはきわめて重大であります。これは平和を願う国民のとうてい承認できないものであり、インフレ対策にも完全に逆行するものであります。

また、さきの総理が東南アジアを訪問された際の諸国でのわが国の経済侵略反対の反日デモにも見られるように、自民党政府の東南アジア政策に対する批判がますます強くなっているにもかかわらず、政府は、これに根本的な反省を加えないばかりか、資源外交強化に名をかりて、経済協力費を大幅にふやしているのは問題であるといわざるを得ません。

以上のような、明らかに国民生活を軽視し、当面の緊急課題にも対処し得ていない予算を、私たちは容認することはできません。政府予算、財政投融資計画を根本的に再検討し、国民の生活と福祉優先の予算に編成し直し、国民の期待にこたえるべきであります。(拍手)

次に、編成替えに関する要求について、歳入歳出それぞれの立場から、具体的に提案するものであります。

予算は、国の内外政策の全体にかかわる問題であり、その編成については、各党それぞれに見解を持っているところでありますが、国民生活擁護の緊急問題について、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党、民社党は、ここに共同して、政府が昭和四十九年度一般会計予算、同特別会計予算及び同政府関係機関予算を撤回し、少なくとも次の点を含めて編成替えをすることを要求するものであります。

まず、歳入の関係については、第一に、大衆減

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 昭和四十九年度一般会計予算外二件

税と税の公平化をはかる点にあります。

その一つは、物価高の中で勤労者の税負担の緊急大幅減税を行ない、また、生活費非課税の原則を貫くため、所得税は、四大家族で年収二百五十万円まで無税とするよう、世帯構成に応じた税額控除を行ない、低所得層中心の減税を行なうこと。住民税についてもこれに準じて大幅に減税を行なうこと。

その二として、中小零細事業者に対しては、法人税率の引き下げなど大幅な税の軽減を行なうこと。

その三は、印紙税の引き上げ、自動車関係諸税の引き上げ、電源開発促進税の創設は取りやめること。

その四は、大企業の法人税率を四二%以上に引き上げ、法人受け取り配当の益金不算入、支払い配当税率軽減措置は廃止すること。

その五は、大企業、資産所得、高額所得者に対する負担を強化し、各種の特権的な減免税措置は廃止すること。また、大企業の交際費課税の強化、広告費課税の新設、さらに有価証券の取引、譲渡所得に対する課税を強化すること。

その六は、土地税制を改革し、法人所有の土地譲渡所得の完全分離、高率課税及び大法人所有の土地の適正な評価等による土地課税の強化をはかること。

その七として、大企業に対し、臨時の法人利得課税を行なうこと。

以上の諸点を取り入れて大衆減税を行ない、税の公平化をはかることを提案するとともに、あわせて、この際、国債発行を大幅に圧縮し、減額することを強く求めるものであります。

次は、歳出に關係する組み替え要求であります。

その第一は、インフレ、物価高を抑制するため、まず、消費者米価、国鉄運賃、家庭用電気料金、小口電力料金など公共料金の値上げをストップし、消費者米価の物統令適用を復活すべきであ

ります。また、大企業の便乗値上げを抑え、生活必需品の優先確保、価格及び需給安定のため、買占め売惜しみ規制法の運用の強化、専任価格調査官の増強をはかり、権限委任に伴う地方自治体への国庫負担を大幅に増額すべきであります。さらには、大企業の管理価格に対する規制と監視機構の強化とともに、公正取引委員会の強化、充実ははかること。生鮮食料品の生産増強、流通対策費を大幅に増額すること。消費者保護行政の強化、生活協同組合への助成などの措置を講ずること。

以上の諸点をあわせて強く要求するものであります。

第二は、社会保障と福祉の拡充に関する要求であります。

現下の緊急課題は、各種社会保障給付の賃金、物価自動スライド制を創設することであり、そのため、各年度の各種社会保障給付額の引き上げは、年間平均賃金の上昇率に見合せて引き上げること。また、短期的には緊急物価スライド制を採用し、物価上昇率に見合せて給付額を引き上げることであり、あわせて、老齢福祉年金、障害、母子、準母子年金を大幅に増額するとともに、厚生年金、国民年金については、従来の積み立て方式を賦課方式に改め、同時に、支給額の大幅な引き上げを行なうため、制度の抜本的改革を行なう必要があらます。

次に、生活保護費、老人福祉費、児童手当、心身障害児者対策、難病対策等の社会福祉関係費については、これを大幅に増額し、公費医療制度を拡大することによって、すべての難病者、六十五歳以上の高齢者、三歳以下の乳幼児の医療費を無料にすべきであります。さらに、健康保険料の引き上げをやめ、医療保険に対する大幅な国庫補助を行なうこと。保育所、老人施設、心身障害児者施設等の社会福祉施設及び医療施設の緊急整備をはかること。福祉施設の措置費を増額し、社会福祉従事者、各福祉施設職員、医療従事者の増員と

待遇改善をはかること。加えて、被爆者援護法を制定し、医療の無料化、被爆者年金と遺族年金の新設、介護料等の大幅な引き上げをはかることが緊要であります。

以上の諸点を含む社会保障と福祉の拡充をはかるため、早急に社会保障長期計画を立て、財政対策を確立するよう重ねて要求するものであります。

第三は、土地と住宅並びに環境保全対策についてであります。

従来の産業基盤整備を重点とした投資のあり方を全面的に転換し、公共投資、財政投融資とも、住宅、環境衛生、社会福祉施設、病院、学校などの整備を優先して集中投資を行なうことが最も肝要であります。同時に、公共賃貸住宅を大幅にふやし、民間自力建設依存の住宅政策を転換するとともに、地価を抑制し、生活関連、公共用地を確保するため、大企業、大地主の買い占め土地の放出、地価の凍結、土地税制の改革等土地緊急対策を強力に実施すべきであり、あわせて、公害防止、環境保全の対策の強化を求めるものであります。

第四は、労働者、農業、中小企業対策に関する要求であります。

労働者の実賃金の引き上げ、週休二日、週四十時間労働制などの労働条件の改善、雇用の安定、失業対策の充実をはかり、失業保険の改善は行なわないことを強く求めるものであります。

農業に關しては、特に、おもな農畜産物の自給率の向上と備蓄制度の確立、価格補償制度の改善充実をはかること。農地三十万ヘクタールの転用をやめて、休耕地の復元、主要農畜産物の生産奨励対策の拡充等を強化することを求めるものであります。

また、中小零細企業の資材と資金の確保をはかり、経営の安定のための予算を増額するとともに、金融面では、政府関係金融機関の貸し出しワクの増大、融資方法の改善をはかることを強く求め

めます。

第五は、資源、エネルギー政策を確立することにあります。

資源、エネルギーの安定的供給を確保するため、石油のメジャー依存の供給体制を改め、自主的エネルギー政策を確立し、炭鉱の一方的閉山を中止して、石炭対策と新エネルギー源の開発政策の強化及び資源浪費型産業構造の転換を求めるものであります。

第六は、教育予算の充実についてであります。

義務教育の完全無償化を進め、教職員の定数改善、小中学校等の学校教育施設の国庫負担の増額と超過負担の解消をはかり、幼稚園、保育所の大幅増設と施設費公費負担の増額、高校入学希望者全員入学の保障、私学への財政補助の拡充をはかるよう要求いたします。

第七は、地方財政の拡充を求めるものであります。

地方財政充実のため、シビルミニマムを保障するに足る自主財源を付与し、超過負担の完全解消をはかるべきであり、地方交付税千六百八十億円の削減を取りやめること。地方債の起債ワクを拡大し、財政資金の割合を高めるべきであります。

次に、列島改造計画の撤回を求めます。

日本列島改造計画、新全線、経済社会基本計画を中止し、大企業中心の産業基盤整備のための公共投資を縮減すること。これに伴い、新幹線、高速道路などの大型プロジェクトを凍結または大幅縮小し、新たな大規模工業開発を再検討すること。国総法はこれを直ちに撤回することを要求いたします。(拍手)

いま一つは、防衛費の削減であります。

四次防をとおりやめ、兵器装備などの防衛費を削減して、これを生活福祉関係費に回すことを要求します。

最後に、財政投融資計画が国民本位に運用されることを求めます。

財政投融資計画は、資金配分のあり方を根本的



に改め、大企業への低利融資や産業基盤投資を削減し、大蔵省資金運用部資金をはじめ、開銀、輸銀等の資金運用の詳細を国会に報告させ、審議することとし、もって国民生活の向上に役立つよう、抜本的に再検討することを要求いたします。

以上、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党、民社党が共同して提案いたしました昭和四十九年度政府予算につき撤回のうえ、編成替えを求めるの動議の理由及びその概要を申し上げました。

これらは、野党四党が一致して提案する要求であり、同時に、国民の期待する、国民の立場に立った要求であります。政府は、いさぎよく今回の予算を撤回し、すみやかに組み替えを行ない、再提出されるよう強く要求いたしまして、趣旨弁明を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより、予算三件に対する討論と、動議に対する討論を一括して行ないます。順次、これを許します。澁谷直蔵君。

〔澁谷直蔵君登壇〕

○澁谷直蔵君 私は、自由民主党を代表して、昭和四十九年度予算三案に關し、政府原案に賛成し、四党共同提案の組み替え動議に反対の討論を行なうものであります。(拍手)

一九七四年は、日本にとってきわめてきびしい試験の年であります。異常な物価の上昇は、世界的規模で荒れ狂い、中東戦争に端を発した石油の問題は、世界の経済秩序を大きな混乱におとしました。また、ローマクラブの警告にも明らかのように、人口の爆発的増加と世界的な食糧需給の逼迫は、穀物相場の暴騰という新しい脅威をもつて人類を襲いつつあります。

これらの徴候は、いずれも深刻な要素をはらんだ世界的な変化を示すものであり、まさに世界はいまや激動と混乱のときを迎えたといわなければなりません。

われわれは、このような世界的な展望の中で、

冷静にみずからの進路を探究し開拓しなければならぬ重大な選択のときに立っているということであり、政治の任務は、言うまでもなく、与えられた条件の中で一定の方向づけを行なうことにあります。激動と混乱の時代にとって最も重要なことは、この政治による正しい方向づけが行なわれるということであり、この正しい方向づけという政治の本来の機能が正しく適切に行なわれるかにかよって、一国の運命は大きく左右されるのであります。この意味において、今日、政治に課された責任はまさに重大であります。

言うまでもなく、一国の予算は、当該年度における一切の諸問題に対する政府の総括的、集中的解答であります。政府が、いかなる問題意識を持ち、いかなる政治姿勢でこの問題と取り組んだかが問われなければなりません。

しからば、一九七〇年代を通じて日本が直面している最も重要な問題は何でありましょうか。私は、第一に物価、第二に石油を中心とするエネルギー資源問題、第三に食糧、第四に公害問題であると考えます。これらの諸問題は、いまや世界的規模で人類の前に立ちふさがり、その解決を迫っているものであり、この解決なしに人類の安定と平和を確保することは不可能であります。

特に、わが国は重要な資源の大部分を外国に依存しており、また、高度に発達した工業国家として、以上申し上げた諸問題の解決は、一そう緊要なものがあることは言うまでもありません。いまこそわれわれは、われわれの前進をはばむこれらの諸問題に挑戦し、これを解決することによって、確固たる基盤の上に立つ新しい日本をつくり上げなければならぬのであります。(拍手)

昭和四十九年は、その意味において、安定した基盤の上に立つ高度福祉国家の建設を目ざす新しい出発の年となればならぬというのが、われわれの認識と決意であります。(拍手)

以下、私は、予算を通じ、政府がこれらの重要な課題を解決するためにどのような対策を用意したかを明らかにしながら、私の見解を表明したいと存じます。

まず第一は、物価の問題であります。引き続く異常な物価高に加えて、石油問題はさらに火の手を注ぎ、わが国の物価上昇はまことに憂慮すべき状態にあることは言うまでもありません。物価の安定こそは、わが国が当面する緊急最大の課題であります。この緊急課題に対し、政府は総需要の抑制を基本として予算を編成し、財政、金融政策の運営にあたっても、その眼目をこの一点にしぼる態度を明確にしておりますことは、適切な対策として心から賛意を表するものであります。(拍手)

すなわち、一般会計の規模は、前年度に比べて一九・七％の増加に押えております。これは前年度の二四・六％、前年度の二一・八％に比べ、その増加率は非常に低いのであります。また、財政投融資計画の伸びは一四・四％でありまして、前年度の二八・三％、前年度の三一・六％に比べ、その半分または半分以下の数字であります。

次に、国債の発行額は前年度より減らし、これにより公債依存度を前年度当初の一四・四％から一二・六％に低下させております。また、物価対策上の配慮から、すでにきまっていた消費者米価と国鉄運賃の引き上げを半年間延期することにしたことも、政治的大英断として高く評価するものであります。(拍手)

さらに、これらの施策と並行して、いわゆる元借しめ防止法、国民生活緊急措置法、石油需給適正化法等の適切な果敢な運用が進められております。これらの施策の総合により、私は物価騰貴は漸次鎮静するものと期待しており、現に、最近物価頭打ちの芽が見え出していることも事実であります。

物価問題は、世界各国共通の難問題であり、特に、資源のないわが国は、石油をはじめ、食糧、

繊維、木材等の重要物資を大量に外国に依存しており、しかも、これらの物資の輸入価格が、わずかに一、二年の間に二倍あるいは二倍以上に暴騰しておるのであります。いわゆる輸入インフレは日本列島を直撃しておるわけであります。これがわが国の異常な物価騰貴の最大の元凶となっていることも明らかな事実であります。さらにまた、近く行なわれる石油製品の大規模引き上げ等を考えると、物価問題解決の道は依然としてきびしいものがあることを自覚しないわけにはまいりません。

このようなきびしい環境の中で、物価対策のためあらゆる施策を総合的に推し進めている政府に、さらに一そうの御努力を願うと同時に、これから政府施策の根幹となつていける総需要抑制という予算の考え方に全面的に賛意を表するものであります。

以上が、私の政府原案に賛成する第一の理由であります。

第二は、石油を中心とするエネルギーの問題であります。

産業及び国民生活にとって決定的重要性を持つ石油の九七％を外国に依存しなければならぬところに、わが国の運命的ともいえるべき弱点があるわけであります。しかも、外国の石油の産出量も有限であることを考えるとき、われわれは、在来資源の活用に加えて、いまこそ石油にかわる新しいエネルギーの開発に全力を傾けなければなりません。その対策としては、一、石炭の見直し、二、水力電気の開発、三、原子力発電の開発、四、地熱発電、五、太陽熱を利用するサンシャイン計画、最後に、人類永遠のエネルギーといわれる核融合の開発がこれであり、これら研究開発が今後成功するかにわが国の命運がかかっているといつても過言ではありませぬ。私は、政府がこのような認識に立って、日本の卓越した頭脳を動員し、必要な研究費を惜しみなく投入することによって、この問題の解決をはかられることを強く要望するものであります。幸い

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 昭和四十九年度一般会計予算外二件

に、政府はいち早く本問題の重要性を認識され、四十九年度予算において、新規を含む約七百億円の予算を計上して、この問題解決への確固たる方針を明示しておられるわけであります。(拍手)

以上が、私の政府予算に賛成する第二の理由であります。

第三に、食糧問題であります。世界の人口はいまや三十八億人に達し、これに対応する食糧の供給力から見ると、すでに地球の定員はオーバーしているといわれられております。人口と食糧の問題は、今後人類の生存にかかわる最重要な問題であります。

このように世界的環境の中にあつて日本の食糧体制を考えると、われわれはいまさらのごとく事の重要性にりつ然とする思いを禁じ得ません。主食である米だけは自給できますが、小麦、大豆、飼料等については、その大半を外国に依存しているのが現状であります。このような不安定の体制から脱却して、国民の生存をささえる最低の食糧を自給する体制を整備することは、まさに緊急焦眉の課題であるといわなければなりません。政府はこの点に着目され、昭和四十九年度予算において、小麦、大豆、飼料作物に対する新しい補助金を含む約四千二百億円の予算を計上して、新しい食糧自給体制の確立を目ざして出発することにしたしております。

以上が、私の政府予算に賛成する第三の理由であります。

第四に、公害についても、政府は総額三千四百二十億円の予算を計上して、国民生存の脅威である公害の防止、絶滅に懸命の努力を傾けております。これが、私の政府予算に賛成する第四の理由であります。

さらに、初年度一兆四千五百億円に及ぶ画期的な所得税の減税の断行、緊縮予算の限られたワケ内で、恵まれない人々に対する社会保障関係費の大幅な増額は、いずれも時宜に適した施策として賛意を表するものであります。(拍手)

これが、私が政府原案に賛成する第五の理由であります。

以上、私は、予算を通じ、政府が一九七〇年代の最大の課題である物価、資源、食糧、公害問題の解決のため、断固たる決意をもって取り組んでおられることを確認いたしました。私は、この政府の決意と施策を高く評価し、さらに一その努力を傾注されることを要望して、政府予算案に全面的に賛意を表するものであります。

次に、私は、野党四党提案の編成替え要求の動議について申し上げます。

提案の内容を見ますと、世間受けをねらった安易な人気取りに終始し、政策的な深い省察を欠いているのみならず、第一、肝心の金額の明示がありません。予算は、言うまでもなく金額の積み上げであります。これでは、まじめな予算議論の対象とはなり得ないのであります。この種の重大な提案に際しては、従来からの野党各党の伝統的なずさんな態度を脱却して、いささしく実現可能性のある具体的なものに改められることが望ましいと考えるのであります。(拍手)この点、野党四党の真剣な反省を切に要望します。

右の理由により、野党四党の提案については賛同することができません。

以上をもつて、討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 安宅常彦君。

○安宅常彦君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました昭和四十九年度一般会計予算、同特別会計予算及び同政府関係機関予算案に反対し、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党、民社党の四党が共同提出いたしました昭和四十九年度予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議に賛成の討論を行います。(拍手)

昭和四十九年度予算編成にあたっての最大の課題は、インフレの抑制、終息にあることはいやうまでもありません。今日の物価の暴騰は、福田首相みづから狂乱物価といわざるを得ないほどのすさまじさであり、国民生活はかつてない破局的な危機にさらされているのであります。

とりわけ生活必需品の値上がりは、五〇、六〇％はざらであり、入学期を前にした学用品までを含め、物によっては二倍ないし三倍に上がったものもあるなど、政府統計のごまかしをからだで知った国民は、消費者物価平均二・三％値上がりなどというそを言うな、田中内閣はやめてもらいたいという怨嗟の声が、全国津々浦々に満ち満ちております。(拍手)

言うまでもなく、今日の重大な事態を招いたのは、何よりも、政府が、計画的なインフレ政策による大企業中心の高度成長政策をとり続け、独占資本の利潤の増大をはかり、日本列島改造計画を背景として、みづからインフレと投機をあおってきたからであります。つまり、今日の悪性インフレは、政治インフレであり、角榮インフレであります。(拍手)

これに対し、田中内閣は、周章ろうばいし、動揺しながらも、異常な物価の暴騰を招いたみづからの失政を何ら反省することなく、安易な総需要抑制策を通じて、勤労国民の消費を抑圧し、官僚統制と結びついた所得政策の導入すら進めようとしており、断じて許すことができません。

しかも、政府は、物価上昇の原因を、海外物資の高騰や、みづからあおったはずの国内需要の増加、さらには労働者の賃上げにあるとして、その責任をこれらになすりつけ、さらに加えて、独占価格の形成、混乱した流通機構を極度に悪用した商品の買い占め、売り惜しみ、いわゆる石油危機を口実とした、独占みづから広言をしている千載一遇の好機とばかりの便乗値上げを放置するどころか、マッチポンプばりの高値安定政策でこれを支持し、彼らの膨大な政治献金を背景とする癒着関係からとしか考えられないようなやり方、すなわち、わが党をはじめとする野党各党の憲法、国会法等に基づいた、道理にかなった大企業代表の国会証人喚問すら拒否して、その利潤拡大に奉仕しているものであります。

わが党の橋本議員によつて追及された石油連盟審田会長らの国会内外の言動、あわてふためいた通産省の態度、先ほども話がありました、適用しているなどと言っていました、いわゆる物価安定法等の適用の意思などさらさらないという政府の態度は、これらのことを余すところなく暴露しているではありませんか。公共料金の値上げストップも、消費者物価の値上げ延期も、参議院選挙をおもひながらのゼスチュアだけの、わずか半年間にすぎません。(拍手)

つまり、もともと四十九年度予算案は、経済見通しも立たないままでつち上げた砂上の楼閣、単なる腰だめによる計算数字の羅列にすぎない、古今未曽有の、合理性も権威もないごまかし予算といつても過言ではありません。(拍手)

まず第一に、日本列島改造計画を下敷きにした昭和四十八年度超大型インフレ予算が、とどまるどころを知らないインフレの急進派と、土地問題や資材不足がからんで完全に消化不良におちいつているというところであります。しかも、二けたに及ぶ卸売り物価の暴騰によつて暗礁に乗り上げ、末期の症状の中で、田中総理は、沈没しかけた日本列島改造計画と、それを裏づけるための国総法にいまなお固執し、何らの反省もないということであります。福田大蔵大臣も酷評し、明らかに閣内不一致の列島改造計画の撤回を明確にし、真に経済財政政策の根本転換をはかることなしには、引き続きインフレ路線を進むことは明らかであります。(拍手)

予算規模を一九・七％増に押えたといつても、内容は、地方交付税交付金を一千六百八十億円削減し、地方財政の圧迫と地方自治侵害によつて、かろうじて二〇％ラインを割ったにすぎず、一九・七％という予算規模増は、高度成長過程における予算の伸びと比較しても、最高の水準を示すものであります。

第二に、国債発行は、四十八年度補正後発行予



定額一兆八千億圓を上回る、二兆一千六百億圓もの巨額の発行を予定し、国債依存率も、前年補正後予算の国債依存率一・八%を上回る、一二・六%となっているのであります。まさにインフレ刺激的政策といわなければなりません。

（拍手）

第三に、税制面については、インフレによって生活の危機に直面している勤労国民のための大衆減税を行わなければならないのであります。他方で、インフレ抑制策として、大資本に対する積極的な増税政策を組み合わせる必要があります。このたび、法人税率は若干の引き上げを予定はいたしておりますが、悪名高い租税特別措置をはじめ、法人税の仕組みそのものが大法人に有利になつており、大法人の実際の税率は、表面税率の半分以上にしかつておりません。わが党が主張する法人税附加税や広告費の課税、交際費の課税強化など、とるべきものは幾らでもあるのであります。

第四に、一般公共事業費も、昨年比で削減されたわけではありません。災害復旧事業費が昨年の災害額の減少によって減つたものであり、緊縮予算というならば、まづ先に削減されるべき防衛費がついに一兆圓の大会をこえ、聖域扱いとなつてゐることは、国民の世論を無視した暴挙であるだけでなく、まさにインフレ対策に逆行するものといわなければなりません。しかも、膨大な財政投融資計画の弾力条件によって、さらに五〇%までの規模拡大がはかられるのであり、この財投の内容を明らかにすることにより、この予算こそ、実質的にはインフレ予算であることが暴露されるしかけになつてゐるのであります。

（拍手）

昭和四十九年度予算のもう一つの大きな課題は、インフレの進行に伴う社会的公正の拡大を是正し、今日、命と暮らしが危険にさらされてゐる弱い立場の人々を救済することであり、異常な物価の高騰の害悪は、勤労大衆の実質賃金と実質消費を切り下げ、零細な預貯金を減価させ、生活を圧迫し、とりわけお年寄り、いたひげな子供を含む心身障害者、難病を持つてゐる人々、生活保護者、母子世帯など、弱い立場の人たちの生活を決定的に破壊してゐることであり、このことは重大なことであり、

（拍手）

しかし、一方で、インフレによって笑いのとまらぬ者がゐるのであります。大企業の借入れ金は、物価の上昇によってなしくずしに減らされ、五十兆圓の借入れ金ならば、二〇%の物価上昇で十兆圓の借金棒引きとなり、返済負担が大きく軽減されることになり、返済負担が大きく軽減されることになり、それだけでなく、勤労大衆は物価値上げで苦しんでゐるというのに、大企業は物価値上げを製品価格の値上げに便乗転嫁し、ますます太つてゐるのであります。今日の政治の急務は、この格差と社会的公正を排除し、不当な利得を得た者の負担でインフレの被害者を救ふことではなければならないのであります。しかるに、昭和四十九年度政府予算の基本的性格は、明らかに弱者の犠牲によって政治、経済の危機を切り抜けようとする弱者切り捨て、不正拡大予算であることとあります。

（拍手）

第一に、福祉充実のごまかしであります。政府は、立ちおくれた社会保障費を増額したと言つていますが、その中身は、年金予算で老齢福祉年金が月額七千五百圓に引き上げられたのでありますが、これは物価値上げを四割台と見込み、五十年には一萬圓年金にするということが昨年の二月から約束されておられ、新たな施策ではありせん。しかも、十月実施で、支給も三ヵ月後一括あと払いという、よくもまあ福祉年金などよく言えたものだといふもので、国のために働き抜いたお年寄りをなめ切つた、世界に恥をさらす涙年金ともいふべきものでありましよう。

（拍手）

生活保護費なども二〇%アップとなりましたが、今日の異常な物価高騰のもとで、実質減額となることは必至であり、厚生年金、国民年金の緊急スライドはついに見送られてしまつておりま

（拍手）

す。予算増額の大部分が福祉予算総額の六割以上を占める社会保険費の当然増であり、つまり、昨年の医療費一九%引き上げを含む医療費の上昇をカバーすることに使われているのが、偽らざる中身であります。

（拍手）

昨年、わが党の要求にこたえて約束した一人暮らし老人の電話設置費用は、わずか四千二百萬圓つけられたにすぎず、何が福祉かという怒りが全国民の間にほうはいておき上がるのも当然のこととあります。

（拍手）

第二に、いわゆる二兆圓減税のごまかしであります。初年度一兆四千五百億圓に削られたなどとけちなことは申しませんが、その実態は、インフレ、物価高に苦しむ勤労大衆の救済を内容とするものではなく、給与所得控除の最高制限の撤廃、高額所得層の税率軽減など、明らかにインフレ便乗の重役減税であり、金持ち減税だということとあります。

（拍手）

第三に、住宅予算についても、公営、公団住宅の建設予定戸数は四萬五千戸減少し、これも土地をはじめ諸物価高騰で計画達成の保証もないわけであり、しかも、これも相変わらず公共事業費の三八・六%は道路整備費が占めてゐるのであります。

（拍手）

農業予算についても、食糧の自給度の向上と農業再建に対する対策を欠き、逆に世界の食糧事情から見て、かえつて高くつき、しかも、でもしない海外食糧依存の体制を強め、依然として減反政策を継続し、農業予算の伸びが予算全体の伸びを下回つてゐることもわかります。国家百年の大計を誤る農業荒廃促進予算であり、特に農用地確保の名目で農用地開発公団を設置することとしてみたり、他方で三十萬ヘクタールの農地の転用を強行しようとして、ネコの目農政どころか、盲のネコの顔に紙袋をかぶせたような、見通しのつかない、民族の将来にとってゆゆしい事態を招く亡国農業予算といわなければなりません。

（拍手）

また、引き締めと金融難、雇用問題の深刻化の中で、中小零細企業は重大な危機に直面してあります。しかも、いわゆる石油不足や原材料の暴騰から見舞われ、二重、三重の打撃を受け、昨年の暮れからは倒産も激増して、自殺者も多く出ている状態であります。

（拍手）

これに対する中小企業予算は、きわめて貧弱であり、全予算の〇・六%以下の、スズメの涙二階から目薬のたとへそのままであり、大資本の要請にこたえた中小企業切り捨て政策が進められてゐることを如実に物語つております。

（拍手）

これに対し、防衛費は一兆圓の大会をこえ、緊縮予算などといひながら、軍事予算の伸び率は世界でもトップクラスであり、四次防は、さらに物価暴騰と相まって、その総額が膨張しつつあります。これらは、四次防の修正を許さないとする制服組やいわゆるタカ派の暴走を、軍事産業と結びつた政府が押さへきれない状態を見るとき、日本軍国主義の完成、ファシズムへの道をたどるきわめて危険な側面を浮き彫りにしてゐるといふなければなりません。

（拍手）

しかも、この問題と交差する、資源問題の深刻化に対応して、資源外交を強化するという名目で海外経済協力費も大幅に増額し、インドシナ復興計画援助や石油資源確保などを中心に、従来からの、なりふりかまわぬ対韓援助等の強化を含め、日本独占資本の多国籍企業化、帝国主義的経済侵略の水先案内の役割りを果たそうとしてゐることは、きわめて危険なこととあります。資源小国としての日本帝国主義が、その膨張のために石油や原材料の安定供給を確保するためには、開発途上国を中心とする海外に依存するしかないという発想に立つて、日本独占資本と国家のジョイントベンチャーにより組織的につくられつつあることは、まさに重大な問題であり、紙、パルプ、化学、鉄鋼、繊維など、広範な分野で資源略奪のための

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 昭和四十九年度一般会計予算外二件

動きが見られるのであります。

しかし、田中総理の東南アジア訪問の先々で日本の経済侵略反対のデモや暴動に直面したことでもわかるように、新植民地主義的進出に対する各国人民の反感は根強いものがあり、日米安保条約体制のワグ組みの中で、アメリカ帝国主義からあれこれの指図を受けながら、その肩がわりとしてのわが国のいわゆる援助に警戒の念をさらに深くするであろうことは明らかであります。根本的な改革を強く要求いたします。

最後に、地方交付税の国への借り上げ強制措置をとったことでもあります。

福田蔵相は、四十四年当時、今後は政府の借り上げ措置は避けると、自治省と覚え書きをかわした張本人であります。またしてもこれが破られたことは、福田財政の常套手段とはいへ、物価の暴騰で苦しむ地方財政を一そう圧迫し、地方自治を侵害するものであり、断じて容認できません。

以上、私は、政府案反対の理由を述べてまいりました。

先ほど、わが党の堀議員から詳しく説明されました日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党、民社党の共同提案になる昭和四十九年度予算の編成替えを求めるの動議の具体的施策の内容こそが、今日の悪性インフレから国民生活を守り、真の社会福祉を実現し、日本の政治、経済を正しく発展させるための緊急、最低必須のものであります。すでに賢明な皆さんの御理解を得たと存するのであります。(拍手)

全議員の賛成を要請しながら、これに述べ、政府案が予算の名に値しないほどの矛盾をはらんでいることはいまや明らかでありますので、私は、政治不信と生活の困窮にいらいらしながら政治の革新を求める広範な国民とともに、この国民不在の政府予算三案に断固として反対し、政府が昭和四十九年度一般会計予算、同特別会計予算及び政府関係機関予算を撤回し、直ちに編成替えをすることを要求して、討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 諫山博君。

〔諫山博君登壇〕

○諫山博君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、政府提出の昭和四十九年度予算三案に反対し、日本社会党、日本共産党、公明党及び民社党共同提案にかかる、政府原案を撤回し編成替えを求める動議に賛成の討論を行ないます。(拍手)

現在、異常なインフレと物価高の中で、国民は言い知れぬ不安のうちに毎日を送っています。このような時期の予算は、何よりもまずインフレ抑制、国民生活防衛を最優先させ、大企業の利益をきびしく抑制するものでなければなりません。

ところが、政府の予算は、このような事態を招いた政府・自民党の責任をいささかも反省せず、幾らかの手直しはしたものの、依然として対米従属、大企業優先の路線を取り続けています。しかも、危機打開の名のもとに、国民にいまより以上の犠牲をさしよようとしているのであります。

第一に、この予算では、物価定安、インフレ抑制を期待することは全くできません。

ことし二月の卸売物価は、東京で前年同月比三七％の上昇、消費者物価は二四％の上昇を示しました。中小企業は、原料、資材不足と金融引き締めダブルパンチで、倒産が急増しています。電力削減、公共事業削減を口実とした大企業の合理化攻撃で、失業、半失業の脅威が広がっています。しかも、間もなく石油の再値上げが行われるというので、国民生活は一そう深刻な打撃にさらされています。

一方、アメリカ石油十社の昨年の利益は、前年を五一％上回って、七十八億ドルに達しています。日本の大企業も、石油危機を誇大に宣伝して、反国民的の荒かせぎをしました。石油精製、元売り企業が便乗値上げによって手にした超過利潤は、一日十億円にも達しています。

政府は、総需要抑制などといって、いかにも大企業本位の高度成長政策の手直しをするかのよう

のの名のもとに、国民に総がまんを押しつけています。国民生活に一そうの犠牲を強要することによって、大企業への犠牲をいかにして少なくするかに、なみなみならぬ苦心を払っているのではありません。

現に総理は、日本列島改造計画を放棄するとは言いませんでした。そのための国鉄法の成立をいままなおきらめておりません。高速自動車道路には五千億円という前年並みの資金を、国鉄投資額の半ばを占める新幹線建設には三千六百億円もの巨費をつぎ込むとしています。防衛関係費を一六・八％も伸ばし、産業基盤中心の公共事業費は、四十八年度の繰り延べ分を合わせると、三兆円に近い巨額になっています。そしてさらに、二兆一千六百億円もの赤字公債を発行するのであります。

こうしたことは、大企業の買い占め、売り惜しみ、物価つり上げの野放しと相まって、このたびの予算が、物価安定とはほど遠いものであることを示しているのであります。

第二に、この予算は、福祉重点を唱えながら、

実際には、国民生活向上どころか、逆に国民の負担を強め、生活破壊を促進するものになっています。政府は、社会保障関係費三六・七％増を盛んに宣伝しています。しかし、これではわが国の社会保障の劣悪な内容は依然として改善されません。生活に困る人々や老人、子供、障害者など、社会保障の充実を切実に求める人たちの要求にこたえる内容とはほど遠いのであります。老齢福祉年金は、引き上げられたとはいえ、月額わずかに七千五百円です。しかもその実施は十月以降に引き延ばされています。国民年金の受けられない七十歳前の、いわゆる谷間の老人に対する老齢特別給付金は、月額四千円から五千円に引き上げられるにすぎません。これでは、どうひいき目に見ても、お年寄りを大事にする予算とはいえないのであります。(拍手)

日本共産党・革新共同は、老齢福祉年金をさしあたり月額一万五千円に引き上げ、厚生年金は月額最低四万円、夫婦で六万円、国民年金は三万円に引き上げることを主張します。生活保護基準も、昨年十月の五％アップを含めて、わずかに二〇％の引き上げにすぎません。インスタンタラーメンさえ一袋四十円から六十円に値上がりしたという現在、一食百円にも満たない食費で、一体どうして生活していけるのでしょうか。これでは、文字どおり焼け石に水というほかはないのであります。生活保護基準は直ちに五割引き上げるべきであります。

鳴りもの入りで宣伝された二兆円減税も、実際には初年度で一兆四千五百億円にすぎません。しかもその内容たるや、高額所得者への税率の緩和、給与所得控除の上限の撤廃など、高額所得者優遇のいわゆる重役減税となつているのであります。このような上厚下薄でなく、勤労者には大幅減税、大企業、大資本には厳正な課税をしなければなりません。四大家族の所得税課税最低限は二百万円に引き上げるべきであります。法人税率を累進制にし、十億円以上の所得については、税率を四三％まで引き上げるべきであります。中小零細法人の税率は五％引き下げること主張します。

住宅、下水道、環境衛生、公園など、生活関連施設の整備費は二一％ふやされています。しかし、資材費が高騰していますから、工事量の大幅ダウンとなることは避けられないのであります。公共住宅の建設戸数は、前年度より四万五千戸削減されました。しかも、家賃と分譲価格の大幅引き上げさえやられようとしています。住宅難は、解決するどころか、ますます激しくならざるを得ないのであります。

地方財政の危機を打開し、住民の暮らしを守ることも、緊急な課題になっています。

政府は、超過負担解消に特段の努力を払ったなどといっています。しかし、地方自治体の実態はなまやさしいものではありません。政府の補助単価をはるかに上回る自治体の設計単価によってさ

え容易に落ししないという深刻な事態が各地で生まれています。われわれは、超過負担を解消するため、社会福祉施設、学校、住宅、下水道など、生活基盤整備については、直ちに補助率を改善し、単価に見合ったものに引き上げることを主張します。地方交付税交付金の削減をやめ、地方交付税率を現行の三三・三から四〇・〇に引き上げるべきであります。

第三に、政府が日米軍事同盟を堅持し、軍国主義の復活、強化をはかっているという問題であります。横須賀は、空母ミッドウエーの母港となり、第七艦隊の重要な根拠地とされました。ミッドウエーのトンキン湾への出動や、中東戦争に際しての在日米軍のアラブ諸国への露骨な軍事脅迫は、日米安保条約がアメリカの全世界における侵略と軍事挑発に奉仕するものであることを白日のもとにさらしました。

総理の東南アジア訪問のとき、インドネシアなどの諸国で総理に対する爆発的な抗議が起こったことは、アメリカと一体となった新植民地主義的経済進出に対するきびしい批判であります。政府がこれらについて何の反省も示さず、国民生活がこれほど深刻な破綻に迫り込まれているというのに、対米従属、憲法違反の自衛隊の侵略的強化を目ざす経費や、独占資本の新植民地主義的海外進出をはかる経費を大幅にふやしているのは、きわめて重大であります。

防衛関係予算は、ついに一兆円を突破しました。前年度に比べても、実に千五百七十六億円もの増加であります。これこそが不急不要予算の最たるものといわなければなりません。(拍手) ながいかにとはいえないものであるかを示す一例をあげましょう。

三菱重工など軍需独占資本につき込まれる軍事研究開発費が、百二十億円で計上されています。これは、何と、日本の基礎科学の研究をささえている文部省の科学研究補助金百四十億円とほぼ

ば四敵する金額であります。軍事研究費が単独で基礎科学の研究費と同額に迫るということは、この予算の侵略的、反動的性格を最も端的に証明するものであります。(拍手)

対外進出費は、一般会計の経済協力費六百五十億円で、財政投融資、特別会計などを含めると、まさに総額一兆円規模のものであります。この膨大な予算を使って、東南アジアなどで、政府と独占資本が、現地の支配層や政府との癒着を強め、アメリカ帝国主義とも新しい形で結合していくなら、抑圧されている現地国民との対立をいそ

う深める結果になっていくことは当然であります。昭和四十九年度の予算審議にあたって、日本共産党・革新共同は、何よりも国民の利益を守る立場から、事実に基づき問題を積極的に解明して、建設的な方向を打ち出してきました。予算審議を通じて、この激しいインフレ、高物価の原因が、政府・自民党の大企業本位の政治にあることが、いよいよ明白になってきました。大企業が、国民の苦しみをよそに、石油危機を千載一遇のチャンスとして、とらぬまい荒かせぎをしていることも裏づけられました。そして、今日の異常な物価高騰の最大の元凶が、これら大企業と、これと癒着した政府・自民党であったということが、動かすことのできない事実として明らかにしたものであります。(拍手)

しかし、わが党をはじめとする国民多数の声を無視し、徹頭徹尾証人喚問に反対した自民党のために、大企業の常軌を逸した不当行為をこれ以上追及することができなくなりました。これは自民党と大企業の癒着がいかに根深いものであるかを、あらためて国民の前に暴露したものであります。(拍手)

また、予算審議において、国民福祉、社会保障、教育施設の拡充強化、地方財政の逼迫など、国民生活の全般にわたって積極的な提案と要求が出されたにもかかわらず、政府・自民党はこれに

耳をかそうとせず、あくまでも国民に冷酷きわまる予算をそのまま押し通そうとしています。これこそまさに反国民的な立場以外の何ものでもないものであります。

さらに、審議の過程でもう一つ明らかにしたのは、分析化学研究所の問題であります。国民の命と健康に重大な影響を及ぼす問題で、ためらな報告が、長期にわたって放置されてきました。このことは、自民党政府が、アメリカの侵略的軍事政策に協力するためには、国民の命や健康を全く軽視していることをまのあたりに示したものであります。(拍手)

これら一連の事実は、田中内閣にはもはや適正な予算の策定も執行も期待できないということをあらためて証明したものであります。以上のように、本予算は、その内容においても、審議過程にあらわれた政治姿勢から見ても、きわめて賛成することのできないものであることはきわめて明らかであります。

日本共産党・革新共同は、以上のような国民生活破壊の予算を、文字どおり物価の安定と異常なインフレからの国民生活防衛を最大の柱にし、四次防の中止、軍事費の大幅削減、列島改造計画の中止、公共投資の産業基盤中心から生活基盤中心への転換、福祉の向上、農漁業、中小企業への積極的な援助、自主的エネルギー政策の確立、対米追従と新植民地主義的外交政策の転換など、経済、外交政策の根本的転換への第一歩を踏み出す予算とするよう、強く要求するものであります。(拍手)

以上の立場から、日本共産党・革新共同は、四党共同提案の四十九年度政府予算の撤回、編成替えを求める動議に賛成するとともに、政府提出の四十九年度予算に断固として反対することを明らかにして、私の討論を終わります。(拍手) なお、最初に日本共産党と発言したのは、日本共産党・革新共同の誤りであり、訂正いたします。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 山田太郎君。

〔山田太郎君登壇〕

○山田太郎君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました昭和四十九年度予算政府三案に反対し、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党が共同提出した予算組み替え動議に賛成の討論を行ないます。(拍手)

最初に、私は、予算案を編成する政府の基本的な姿勢について申し上げたいのであります。狂乱ともいふべき物価の上昇は、すべての国民の生活に重圧を加え、庶民の苦悩と怨嗟の声をますますに満ちあふれております。この物価狂乱の真の原因は、自民党長期政権の政策の誤りや失敗によるものであり、高度経済成長路線によって恒常化されたインフレ政策にさらに輪をかけたのが田中内閣の経済政策の失敗であるといえます。

すなわち、田中内閣は、発足以来、物価の抑制と福祉の充実をいねがう国民の声を無視し、その中核的政策としている日本列島改造計画に固執して、四十七年度には公共投資の追加を軸とした大型補正予算を組み、四十八年度には、さらに前年度比二四・六％という記録破りの大型積極予算を組んだ財政政策の失敗は、いまやだれの目にも明らかであります。

さらに、財政政策の失敗と並んで、為替政策の失敗と、それに伴う金融緩和政策は、大企業の手元流動性を高め、土地、株式及び木材その他生活必需物資への投機を激発させたのであります。このような一昨年来の政策の失敗によって物価の騰勢が加速されてきたやききに、石油危機が追い打ちをかけたのであり、物価狂乱はすでに石油危機以前にその素地を持っていたといふべきであります。

しかもこの石油危機なるものの実態が、昨年十二月末における輸入量から見ても、政府や業界が宣伝したようなものではなく、つくられた石油危機であったということであり、その中で、大企業のほしいままの便乗値上げによって、一般消

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 昭和四十九年度一般會計予算外二件

費者は、物質的にも精神的にも甚大な損失を受けたのであります。それらは、予算委員会の審議において、大商社あるいは大企業が、塗炭の苦しみにあえいでいる国民の生活を無視して、悪質な商法によって巨額の利益を得た上、しかもその利益を隠匿しようとしてきた事実等をもって、国民の前に明らかにされたのであります。

さらに、つけ加えねばならないことは、このような不当利益をはいまにする業界から、政府・自民党が巨額の政治資金を受け取っているという点であります。次々に明らかにされたこれらの実態から、もはや、政府・自民党に物価の安定を求めることは、百年河清を待つにひとしいといわなければなりません。(拍手)

したがって、四十九年度予算編成にあたって、政府は、政府・自民党と業界との癒着を断ち切り、敢然として大企業を擁護することはもちろんのこと、今日までの歴代自民党政権、なかなく田中内閣は、みずからの政策の誤りをはつきりと認め、その前提に立つて予算編成に当たるべきであったのであります。しかし、残念ながら、今日までの予算委員会の審議を通して、その決意と実践を見ることができないのであります。

以下、政府三案に反対するおもな具体的理由を申し述べます。

第一には、政府案は、見せかけだけのインフレ、物価対策しか講じていないことであります。政府は、物価安定を目ざし、総需要抑制のために予算規模を圧縮したと宣伝しておりますが、それは不当表示以外の何ものでもありません。予算規模の伸び率が前年対比で二〇％を切ったことは地方交付税の操作によるものであり、内容的に見ても、公共事業費の伸び率低下は災害復旧事業費が著しく減少したことなどに負うもので、異常な高い伸び率であった四十七年度、四十八年度と事実上同水準の巨額な額になっていること、公債を二兆一千六百億円も発行していること、さらに、防衛費が一兆円台に乗せたことなどから見ても、決して

て政府のいうような総需要抑制型予算になっていないのであります。

しかも、消費者米価、国鉄運賃などの公共料金も据え置きもわずかに半年間にすぎず、大企業のやみ価格協定や管理価格を排除するために国民が期待している公正取引委員会の予算も、わずか一六・六％の伸びにすぎないのであります。これでは、国民が望む物価安定の実現は期しがたいと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

第二には、当面の事態に対処するために政府に要求されているのは、インフレ、物価高の被害を最も受ける社会的に弱い立場に置かれた人々の生活を守るという至上課題であり、あるいは進んで国民福祉の向上をはかることとありますが、政府案はそれにこたえていないということとあります。

年率二〇％をこす消費者物価の上昇のもとで、老齢福祉年金は、十月以降月額これまでの五千円から七千五百円に引き上げられるにすぎません。また、生活扶助基準も、福祉施設入所者の措置費も二〇％増という程度であります。しかも健康保険と国保加入者の患者負担がふえ、保険料率の引き上げも予定されるという状況であります。生活保護世帯、老人、身障者等の生活を守るためには、物価高騰を抑えることとあわせ、生活権を保障するに足る社会保障関係費の手当てがなされなければならぬことは言うまでもありません。

同時に、西欧先進国に比べ著しくおくれしているわが国の社会保障を充実するために、早急に社会保障長期計画を立て、これを実施する必要があるものであります。

さらに、政府案は、住宅不足が五百万戸ないし八百萬戸といわれているにもかかわらず、公共住宅建設戸数を四万五千戸削減したり、政府の政策の失敗によってとらざるを得なくなった総需要抑制による中小企業の倒産についても、積極的な対策をとっていないのであります。

第三には、政府の税制改正案についてであります。

政府は、四十九年度において、夫婦二人の標準世帯で、所得税の課税最低限を百五十万円に引き上げようとしています。この程度の減税では、物価高騰にきびしい生活を余儀なくされている国民生活を安定させることはできません。また、今回の所得減税は、給与所得控除の上限をなくしたり、高額所得者の累進税率を緩和するなど、上厚下薄の減税となっており、国民の要請とは反するものであるといわざるを得ないのであります。(拍手)

さらに、大法人の税率はようやく四〇％に引き上げたにすぎず、その他、利子、配当所得に対する優遇措置、法人の受け取り配当に対する減免措置を温存してしまっているものであります。私は、このような不公平を拡大する税制改正に反対するものであります。

第四には、政府案は、地方財政の困窮に何ら配慮をしないどころか、地方交付税のうち、一千六百八十億円の削減をしていることであります。地方財政の超過負担は、年を追うごとに深刻な問題になっており、国民生活と関連した社会福祉施設及び文教関係施設までも、実質的に不備、不足を増大する状態になってきております。国に交付税を貸し付けした措置については、四十四年の約束を破るものであると同時に、余裕のない地方財政を圧迫するものであり、断じて認めることはできないのであります。(拍手)

第五には、政府の軍事増強政策に反対する国民の意向を無視し、しかも、一方では総需要の抑制を強調しながら、防衛関係予算を一兆円台に乗せ、四次防を優先強行しようとしていることとあります。現在、国民が強く要求していることは、政府が国民生活防衛を最優先しなければならぬこととあります。したがって、私は、政府に対して、防衛関係予算を大幅に削減し、国民生活を防衛するために財源を振り向けることを強く主張するものであります。(拍手)

以上、四十九年度予算政府三案に反対するおもな理由を申し上げましたが、政府・自民党は、国民経済の非常事態と国民生活の危機を逆用した大企業の反社会的な、利潤追求の悪い企業活動と狂乱物価が、みずから過剰した経済成長至上主義によるものであるとともに、大企業優先の高度経済成長の中で形成された日本経済の体質であるという点をみずから認め、いまこそ国民生活の防衛を主軸とした経済政策へ転換することが緊要であることを認識すべきであり、四野党の共同組合替え動議にこたえ、みずから政府案を修正すべきであることを要求いたしました。私の討論を終ります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 折小野良一君。  
〔折小野良一君登壇〕  
○折小野良一君 私は、民社党を代表し、ただいま議題となつております内閣提出の三予算案に対して反対するとともに、野党共同提出にかかる四十九年度予算案につき撤回のうえ編成替えを求める動議に賛成する立場において討論をいたします。(拍手)

田中内閣は、組閣以来、いわゆる日本列島改造構想を最大の目玉として国政を推進してまいりました。その構想が大企業優先、生産第一主義の高度成長を目指すものである限り、地価の高騰、諸物価の高騰は避けることができないのであります。

加えて、昨年末の石油危機を口実にした大企業の買い占め、売り惜しみ、ひいては悪徳便乗値上げの結果、国民生活は極度の混乱と不安におちいったのであります。このような大企業の反社会的な無責任な経営態度は断じて許しがたく、また、このような大企業の横暴を放任してきた政府の政治責任はきわめて重大であります。

野党各党が、それぞれ基本的な立場に違いがあるにもかかわらず、共同して政府予算案の組み替え要求動議を提出した最大の理由は、インフレを追求し、国民生活の安定をはかるとともに、国民の

福祉を向上させることこそが、今日、国民の最大の要求であると考えらるべきであります。(拍手)

以下、わが党の政府予算案に対する反対の理由を申し述べます。

反対の第一は、政府予算案は、なおインフレ促進の予算であるということです。

インフレ対策をいまして、総需要の抑制がはからなければならないことは当然であります。政府もまたその立場から公共事業費の抑制につとめたと、このように申しております。しかしながら、実際は、四十八年度からの繰り延べ分が、一般会計において約一千五百億円、財政投融資で約八千五百億円、合計で約一兆円が四十九年度予算に上せられるのであります。このことは、四十九年度の公共事業費は依然として抑制されておらず、政府予算案はなおきわめてインフレ促進的であるといわなければならないと思います。

また、政府はインフレ抑制の短期の決着を表明いたしておりますが、さらに、近く政府みずから、行政指導と称して、石油価格の再値上げを実施しようといたしております。石油価格の引き上げが直ちに諸物価に波及するであろうことは、火を見るよりも明らかであります。

今日、諸悪の根源はまさにインフレであります。より一その総需要の抑制、公共料金の三カ年据え置き、地価の凍結等思い切った諸施策を講じ、腰を据えてインフレ対策に取り組むべきであります。

第二の反対理由は、政府予算案が、福祉重点といいがら、その内容がことに貧困だということであり、最近の消費者物価の急騰や、建設諸資材の不足や暴騰による工事の施行難等を考えますと、四十八年度における福祉元年が一片の幻想にすぎなかったのと同様に、国民の期待を大きく裏切るものであることは明らかであります。

たとえば住宅政策一つをとってみても、土地対策のまずさも手伝って、現に三百万世帯もの

人々が住宅難に苦しんでいるといわれております。これらの世帯の大半は劣悪、狭小な木質アパートの生活を余儀なくされているのであります。その願いは、せめて公営住宅にでも入居できたらと、こういうことであります。その公営住宅や公団等の公的住宅の建設戸数は、四十九年度において四十八年度よりも実に四万五千戸も削減されているのであります。四十八年度の住宅建設の実績は、昨今の用地費や工事費の値上がりによって、おそらく計画を大幅に下回るでございましょう。四十九年度の見通しはさらに悲観的でございます。国民の期待はこどもまた大きく裏切られようとしております。インフレによって最も大きな痛手を受けている社会的弱者に対してでござい最大の責務でなければなりません。

第三に指摘しなければならぬのは、政府予算案は、国民の不公平をさらに拡大するものであるということであり、

いわゆる二兆円減税案は、当初、夫婦二人の標準世帯について課税最低限を百七十万円に引き上げることでありました。それが現実には百五十万円にまで後退をいたしました。今日のインフレ下におきましては、庶民生活にとつて、まさに焼け石に水であります。しかも給与所得控除の上限撤廃や高額所得層の税率軽減など、減税の重点が高額所得者に置かれている等、所得の格差と分配の不公平をさらに拡大するものであります。

また、弱い立場にある農畜水産業の予算も、その近代化と食糧確保の使命にこたえる基本的な施策について、何ら意欲ある対策が見出せないばかりではなく、当面する危機的な状態に対応する姿勢もまたほとんど見られないのであります。

中小零細企業についても同様に、ふえつつある倒産に対して何らの配慮もなされていないのでござい。第四には、地方財政を圧迫する予算であるとい

うことであります。

今日このような情勢のもとにおいて、四十九年度の地方交付税のうち一千六百八十億円の削減は、地方財政をますます窮地に陥れ、地方自治を抑制するものであります。諸物価の高騰や地価の暴騰によって、福祉、文教諸施設や生活関連公共事業の整備並びにその運営が大幅に行き詰まっている現状において、それはまことにつれない仕打ちだといわなければならない。今日、大都市とその周辺地域並びに過疎の地域において、地方行政を通じてなすべき多くの問題が山積し、公営企業は増大する赤字に悩み、財源は超過負担に食われていくというのが、地方行政の現状であります。

このような実態の認識の上に、国の責務として、地方の自主財源の確保をはかり、積極的な協力を求めることこそが、地方自治の本旨に沿った国の施策でなければなりません。(拍手)

さらに、第五の反対理由として、防衛費の増大をあげなければなりません。

四十九年度の防衛費予算は、四次防の三年目を迎え、初めて一兆円をこえるに至りました。国民は、政府のどまるところのない防衛力増強計画に対して深い危惧の念を抱いております。

わが党は、自主防衛の必要性を認める立場をとりながらも、国民的合意のないまま、防衛力増強計画だけが独走することは断じて許しがたいことと考えているのであります。(拍手)この際、わが国が率先して防衛費の削減をはかることこそが、アジアの緊張緩和を促進し、ひいてはわが国の安全と平和を確立するゆえんであると確信するものであります。

最後に、私は、政府が真にインフレを抑制して国民生活の安定をはかり、国民福祉優先への政治の転換をはかるうとするものであるならば、われわれの組み替えを求める動議の趣旨に沿って、国民的な立場において予算案の編成替えをされんことを切望するものであります。

以上をもって、政府予算案に対して反対、野党の共同組み替え動議に対して賛成の私の討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、堀昌雄君外二十五名提出、昭和四十九年度一般会計予算外二件につき撤回のうえ編成替えを求める動議について採決いたします。

堀昌雄君外二十五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立少数。よって、堀昌雄君外二十五名提出の動議は否決されました。

次に、昭和四十九年度一般会計予算外二件を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。三件の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。

――閉鎖。――

○議長(前尾繁三郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名点呼〕

○議長(前尾繁三郎君) 投票漏れはありませぬか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。――開鎖。

○議長(前尾繁三郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(前尾繁三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 四百三十一  
可とする者(白票) 二百五十三

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 昭和四十九年度一般會計予算外二件

否とする者(青票)

百七十八

〔拍手〕

○議長(前尾繁三郎君) 右の結果、昭和四十九年度一般會計予算外二件は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

昭和四十九年度一般會計予算外二件を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

|         |        |
|---------|--------|
| 安倍晋太郎君  | 足立 篤郎君 |
| 阿部 喜元君  | 愛野興一郎君 |
| 赤城 宗徳君  | 秋田 大助君 |
| 天野 公義君  | 天野 光晴君 |
| 荒松清十郎君  | 有田 喜一君 |
| 井出 一太郎君 | 井原 岸高君 |
| 伊東 正義君  | 伊藤宗一郎君 |
| 伊能繁次郎君  | 石井 一君  |
| 石田 博英君  | 石原慎太郎君 |
| 稻葉 修君   | 稻村佐四郎君 |
| 稻村 利幸君  | 今井 勇君  |
| 宇都宮徳馬君  | 宇野 宗佑君 |
| 上田 茂行君  | 上村千一郎君 |
| 植木庚子郎君  | 白井 莊一君 |
| 内田 常雄君  | 内海 英男君 |
| 浦野 幸男君  | 江崎 真澄君 |
| 江藤 隆美君  | 小川 平二君 |
| 小此木彦三郎君 | 小沢 一郎君 |
| 小澤 太郎君  | 小沢 辰男君 |
| 小淵 恵三君  | 越智 伊平君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 越智 通雄君 | 大石 千八君 |
| 大石 武一君 | 大久保武雄君 |
| 大竹 太郎君 | 大西 正男君 |
| 大野 明君  | 大橋 武夫君 |
| 大平 正芳君 | 大村 襄治君 |
| 奥田 敬和君 | 奥野 誠亮君 |
| 加藤 紘一君 | 加藤常太郎君 |
| 加藤 六月君 | 加藤 陽三君 |
| 海部 俊樹君 | 笠岡 喬君  |
| 梶山 静六君 | 粕谷 茂君  |
| 片岡 清一君 | 金子 一平君 |
| 金子 岩三君 | 亀岡 高夫君 |
| 龜山 孝一君 | 鳴田 宗一君 |
| 唐沢俊二郎君 | 飯谷 忠男君 |
| 瓦 力君   | 菅野和太郎君 |
| 木野 晴夫君 | 木部 佳昭君 |
| 木村 武雄君 | 木村武千代君 |
| 木村 俊夫君 | 岸 信介君  |
| 北澤 直吉君 | 吉川 久衛君 |
| 久野 忠治君 | 久保田四次君 |
| 鯨岡 兵輔君 | 熊谷 義雄君 |
| 倉石 忠雄君 | 倉成 正君  |
| 栗原 祐幸君 | 黒金 泰美君 |
| 小泉純一郎君 | 小坂徳三郎君 |
| 小島 徹三君 | 小平 久雄君 |
| 小林 正巳君 | 小山 長規君 |
| 小山 省二君 | 河野 洋平君 |
| 河本 敏夫君 | 國場 幸昌君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 近藤 鉄雄君 | 左藤 恵君  |
| 佐々木秀世君 | 佐々木義武君 |
| 佐藤 榮作君 | 佐藤 孝行君 |
| 佐藤 守良君 | 斎藤滋与史君 |
| 齋藤 邦吉君 | 三枝 三郎君 |
| 坂田 道太君 | 坂本三十次君 |
| 櫻内 義雄君 | 笹山茂太郎君 |
| 塩川正十郎君 | 塩崎 潤君  |
| 塩谷 一夫君 | 篠田 弘作君 |
| 澁谷 直藏君 | 島田 安夫君 |
| 島村 一郎君 | 正示啓次郎君 |
| 菅波 茂君  | 鈴木 善幸君 |
| 住 栄作君  | 瀬戸山三男君 |
| 關谷 勝利君 | 染谷 誠君  |
| 田川 誠一君 | 田澤 吉郎君 |
| 田中 榮一君 | 田中 角榮君 |
| 田中 覚君  | 田中 龍夫君 |
| 田中 正巳君 | 田中 六助君 |
| 田村 元君  | 高島 修君  |
| 竹内 黎一君 | 竹下 登君  |
| 竹中 修一君 | 谷川 和穂君 |
| 千葉 三郎君 | 地崎宇三郎君 |
| 塚原 俊郎君 | 坪川 信三君 |
| 戸井田三郎君 | 渡海元三郎君 |
| 登坂重次郎君 | 徳安 實藏君 |
| 床次 徳二君 | 中尾 栄一君 |
| 中尾 宏君  | 中垣 國男君 |
| 中川 一郎君 | 中曾根康弘君 |

|         |        |
|---------|--------|
| 中村 梅吉君  | 中村 弘海君 |
| 中村 拓道君  | 中村 寅太君 |
| 中山 利生君  | 中山 正暉君 |
| 灘尾 弘吉君  | 楠橋 進君  |
| 二階堂 進君  | 丹羽喬四郎君 |
| 丹羽 兵助君  | 西岡 武夫君 |
| 西村 英一君  | 西銘 順治君 |
| 根本龍太郎君  | 野田 卯一君 |
| 野田 毅君   | 野中 英二君 |
| 野原 正勝君  | 野呂 恭一君 |
| 羽田 孜君   | 羽田野忠文君 |
| 羽生田 進君  | 葉梨 信行君 |
| 萩原 幸雄君  | 橋口 隆君  |
| 橋本登美三郎君 | 橋本龍太郎君 |
| 長谷川四郎君  | 長谷川 峻君 |
| 旗野 進一君  | 八田 貞義君 |
| 服部 安司君  | 浜田 幸一君 |
| 濱野 清吾君  | 早川 崇君  |
| 林 大幹君   | 林 義郎君  |
| 原 健三郎君  | 原田 憲君  |
| 廣瀬 正雄君  | 深谷 隆司君 |
| 福田 赴夫君  | 福田 篤泰君 |
| 福田 一君   | 福永 健司君 |
| 藤井 勝志君  | 藤尾 正行君 |
| 藤波 孝生君  | 藤本 孝雄君 |
| 藤山愛一郎君  | 船田 中君  |
| 古屋 亨君   | 保利 茂君  |
| 坊 秀男君   | 細田 吉藏君 |



否とする議員の氏名

|         |          |        |        |        |        |        |
|---------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 井上 泉君   | 井上 普方君   | 堀 兼次郎君 | 堀田 庄平君 | 田代 文久君 | 塚本 三郎君 | 宮田 早苗君 |
| 赤松 勇君   | 井岡 大治君   | 高田 富之君 | 竹内 猛君  | 柴田 睦夫君 | 小宮 武喜君 | 竹本 孫一君 |
| 安宅 常彦君  | 阿部 昭吾君   | 田中 武夫君 | 田邊 誠君  | 栗田 翠君  | 春日 一幸君 | 折小野良一君 |
| 阿部 助哉君  | 阿部 末喜男君  | 多賀谷真稔君 | 高沢 寅男君 | 小田 政子君 | 小宮 武喜君 | 折小野良一君 |
| 渡辺 美智雄君 | 渡辺 栄一君   | 渡辺 栄一君 | 渡辺 栄一君 | 渡辺 栄一君 | 渡辺 栄一君 | 渡辺 栄一君 |
| 綿貫 民輔君  | 渡部 恒三君   | 坂本 恭一君 | 柴田 健治君 | 青柳 盛雄君 | 松本 忠助君 | 矢野 絢也君 |
| 吉永 治市君  | 早稲田柳右衛門君 | 佐藤 敬治君 | 佐藤 正男君 | 和野 貞夫君 | 廣沢 直樹君 | 松尾 信人君 |
| 山村新治郎君  | 山中 貞則君   | 神門至馬夫君 | 佐々木更三君 | 山本 幸一君 | 湯山 勇君  | 鈴切 康雄君 |
| 山下 元利君  | 山下 徹夫君   | 兒玉 末男君 | 上坂 昇君  | 山本 幸一君 | 山中 吾郎君 | 坂井 弘一君 |
| 山崎 拓君   | 山崎平八郎君   | 小林 信一君 | 小林 進君  | 山口 鶴男君 | 山崎 始男君 | 北側 義一君 |
| 保岡 興治君  | 山口 敏夫君   | 久保 等君  | 久保田鶴松君 | 八木 昇君  | 安井 吉典君 | 沖本 泰幸君 |
| 森 喜朗君   | 森 美秀君    | 川俣健二郎君 | 河上 民雄君 | 森井 忠良君 | 八木 一男君 | 近江巳記夫君 |
| 栗山 ひで君  | 森 美秀君    | 金子 みつ君 | 川崎 寛治君 | 村山 喜一君 | 村山 富市君 | 小川新一郎君 |
| 村山 達雄君  | 毛利 松平君   | 金瀬 俊雄君 | 金丸 徳重君 | 美濃 政市君 | 武藤 山治君 | 有島 重武君 |
| 武藤 嘉文君  | 村岡 兼造君   | 加藤 清二君 | 勝澤 芳雄君 | 細谷 治嘉君 | 堀 昌雄君  | 浅井 美幸君 |
| 村上 勇君   | 村田敬次郎君   | 勝間田清一君 | 角屋堅次郎君 | 松浦 利尚君 | 三宅 正一君 | 山原健二郎君 |
| 水田三喜男君  | 水野 清君    | 岡田 春夫君 | 岡田 哲見君 | 日野 吉夫君 | 平林 剛君  | 松本 善明君 |
| 三塚 博君   | 箕輪 登君    | 大柴 滋夫君 | 大原 亨君  | 長谷川正三君 | 原 茂君   | 正森 成二君 |
| 三ッ林弥太郎君 | 三原 朝雄君   | 小川 省吾君 | 大出 俊君  | 芳賀 貢君  | 馬場 昇君  | 松本 善明君 |
| 三池 信君   | 三木 武夫君   | 江田 三郎君 | 枝村 要作君 | 橋崎弥之助君 | 成田 知巳君 | 山原健二郎君 |
| 松野 頼三君  | 松本 十郎君   | 岩垂壽喜男君 | 上原 康助君 | 中村 茂君  | 中村 重光君 | 浅井 美幸君 |
| 松永 光君   | 松野 幸泰君   | 板川 正吾君 | 稻葉 誠一君 | 堂森 芳夫君 | 中澤 茂一君 | 有島 重武君 |
| 石野 久男君  | 石橋 政嗣君   | 石野 久男君 | 石橋 政嗣君 | 辻原 弘市君 | 土井たか子君 | 小川新一郎君 |
| 松岡 松平君  | 松岡 松平君   | 松岡 松平君 | 松岡 松平君 | 松岡 松平君 | 松岡 松平君 | 松岡 松平君 |

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 発電用施設周辺地域整備法案中修正の件

和田 耕作君 渡辺 武三君

発電用施設周辺地域整備法案(第七十一回国

会、内閣提出)中修正の件

○議長(前尾繁三郎君) おはかりいたします。

内閣から、発電用施設周辺地域整備法案中修正したので、国会法第五十九条によつて承諾を得たいとの申し出があります。

昭和四十九年三月四日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎君

第七十一回国会に提出し、現在貴院において継続審査中の発電用施設周辺地域整備法案中別紙のとおり修正致したので、国会法第五十九条の規定によつて貴院の承諾を求めます。

〔別紙〕

発電用施設周辺地域整備法案中修正

発電用施設周辺地域整備法案の一部を次のように修正する。

第一条中「火力発電施設、原子力発電施設等」を「発電用施設」に改める。

第二条中「火力発電施設又は原子力発電施設で」を「原子力発電施設、火力発電施設又は水力発電施設で、」に改める。

第三条第一項第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は工場立地法(昭和三十四年法律第二十四

号)第六条第一項ただし書に規定する指定地区」を削る。

第四条第一項中「以下「周辺地域」という」を「その地点に水力発電施設の設置が予定されている場合にあっては、その地点が属する市町村の区域。以下「周辺地域」という」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その地点における発電用施設の設置の円滑化に資するため特に必要があるとき、当該周辺地域に隣接する市町村の区域に係る整備計画を含めて一の整備計画を作成することができる。

第四条第二項中「において、当該周辺地域」の下に「(前項後段に規定する場合にあっては、同項後段に規定する市町村の区域を含む。以下同じ。)」を加え、同条第三項中「において行なわれる次に掲げる公共施設」を「住民の福祉の向上を図るため特に必要があるとき認められる公共施設で、発電用施設又は工事用道路、荷揚げ用岸壁その他の発電用施設の関連施設(第五項において「発電用施設関連施設」という。)と併せて整備することが必要と認められるもの」に、「発電用施設の設置」を「水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)第四条第二項に規定する整備事業及び発電用施設の設置」に改め、同項各号を削る。

第六条の見出し中「協力等」を「協力」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第七条を次のように改める。

(交付金)

第七条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局を含む。次条において同じ。)に対し、整備計画に基づく事業に係る経費に充てるため、交付金を交付することができる。

第十条第一項第一号中「附則第三項」を「附則第二項」に改め、「並びに第六条第三項の規定によるあつせん」を削り、「火力発電施設の下に」及び「水力発電施設」を加え、同項第二号中「火力発電施設の下に」及び「水力発電施設」を加える。

附則第一項の見出しを「(施行期日)」に改め、同項中「六月」を「四月」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第七条の規定は、昭和四十九年十月一日から施行する。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、附則第五項中「附則第三項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第四項とする。別表を削る。

○議長(前尾繁三郎君) 本件を承諾するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、承諾するに決しました。

三七〇

○森喜朗君 議事日程は延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、動議のごとく決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後八時五十三分散会

出席国務大臣

|        |        |
|--------|--------|
| 内閣総理大臣 | 田中 角榮君 |
| 法務大臣   | 中村 梅吉君 |
| 外務大臣   | 大平 正芳君 |
| 大蔵大臣   | 福田 赳夫君 |
| 文部大臣   | 奥野 誠亮君 |
| 厚生大臣   | 齋藤 邦吉君 |
| 農林大臣   | 倉石 忠雄君 |
| 通商産業大臣 | 中曾根康弘君 |
| 郵政大臣   | 原田 憲君  |
| 労働大臣   | 長谷川 峻君 |
| 建設大臣   | 亀岡 高夫君 |
| 自治大臣   | 町村 金五君 |
| 国務大臣   | 内田 常雄君 |
| 国務大臣   | 小坂徳三郎君 |
| 国務大臣   | 二階堂 進君 |
| 国務大臣   | 保利 茂君  |

国 務 大 臣 三 木 武 夫 君  
 国 務 大 臣 森 山 欽 司 君  
 国 務 大 臣 山 中 貞 則 君

## ○朗読を省略した議長の報告

## (通知書受領)

一、去る六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
 割増金付貯蓄に関する臨時措置法  
 印紙税法の一部を改正する法律

## (報告書受領)

一、去る七日、内閣を経由して郵政大臣原田憲君から、放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会昭和四十七年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

一、去る八日、内閣から次の報告書を受領した。  
 昭和四十八年度第二・四半期における予算使用の状況

## (理事補欠選任)

一、昨十一日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 山田 太郎君 (理事山田太郎君去る六

日委員辞任につきその補欠)

## (常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 地方行政委員

辞任

松野 頼三君

補欠

保岡 興治君

## 法務委員

辞任

保岡 興治君

補欠

松野 頼三君

## 大蔵委員

辞任

笹山茂太郎君

補欠

植木庚子郎君

植木庚子郎君

塚原 俊郎君

## 文教委員

辞任

片岡 清一君

補欠

高見 三郎君

瓦 力君

有田 喜一君

野田 毅君

山崎 拓君

受田 新吉君

池田 禎治君

池田 禎治君

安里積千代君

## 社会労働委員

辞任

有田 喜一君

補欠

粕谷 茂君

高見 三郎君

伊東 正義君

根本龍太郎君

住 栄作君

前田 正男君

小林 正巳君

山崎 拓君

高橋 千寿君

不破 哲三君

寺前 巖君

寺前 巖君

不破 哲三君

## 運輸委員

辞任

井原 岸高君

補欠

小沢 辰男君

國場 幸昌君

長谷川四郎君

細田 吉藏君

中馬 辰猪君

綿貫 民輔君

園田 直君

小沢 辰男君

井原 岸高君

園田 直君

綿貫 民輔君

中馬 辰猪君

細田 吉藏君

長谷川四郎君

國場 幸昌君

## 通信委員

辞任

小沢 辰男君

補欠

橋橋 進君

園田 直君

今井 勇君

中馬 辰猪君

越智 伊平君

長谷川四郎君

大石 千八君

池田 禎治君

小沢 貞孝君

今井 勇君

園田 直君

越智 伊平君

中馬 辰猪君

大石 千八君

長谷川四郎君

橋橋 進君

小沢 辰男君

小沢 貞孝君

池田 禎治君

## 建設委員

辞任

村田敬次郎君

補欠

前田 正男君

## 予算委員

辞任

植木庚子郎君

補欠

笹山茂太郎君

## 決算委員

辞任

渡海元三郎君

補欠

根本龍太郎君

## 議院運営委員

辞任

安里積千代君

補欠

小沢 貞孝君

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 内閣委員

辞任

笠岡 喬君

補欠

千葉 三郎君

三塚 博君

河本 敏夫君

吉永 治市君

中垣 國男君

木下 元二君

紺野与次郎君

受田 新吉君

安里積千代君

河本 敏夫君

三塚 博君

千葉 三郎君

笠岡 喬君

中垣 國男君

吉永 治市君

紺野与次郎君

木下 元二君

## 法務委員

辞任

河本 敏夫君

補欠

塩川正十郎君

千葉 三郎君

愛野興一郎君

中垣 國男君

竹中 修一君

野呂 恭一君

萩原 幸雄君

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 朗読を省略した議長の報告

三七二

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>愛野興一郎君 千葉 三郎君<br/>塩川正十郎君 河本 敏夫君<br/>竹中 修一君 中垣 國男君<br/>萩原 幸雄君 野呂 恭一君</p> <p>文教委員<br/>有田 喜一君 補欠<br/>安里積千代君 受田 新吉君<br/>久野 忠治君 片岡 清一君<br/>高見 三郎君 越智 伊平君<br/>越智 伊平君 高見 三郎君<br/>片岡 清一君 久野 忠治君<br/>渡辺 栄一君 有田 喜一君</p> <p>社会労働委員<br/>小林 正巳君 補欠<br/>高橋 千寿君 有田 喜一君<br/>有田 喜一君 高見 三郎君<br/>高見 三郎君 小林 正巳君<br/>高見 三郎君 高橋 千寿君</p> <p>商工委員<br/>近藤 鉄雄君 補欠<br/>久野 忠治君 久野 忠治君<br/>久野 忠治君 近藤 鉄雄君</p> <p>運輸委員<br/>紺野与次郎君 補欠<br/>木下 元二君 木下 元二君<br/>紺野与次郎君 紺野与次郎君</p> | <p>予算委員<br/>浦井 洋君 補欠<br/>田代 文久君</p> <p>一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。<br/>内閣委員<br/>安里積千代君 補欠<br/>小平 忠君</p> <p>社会労働委員<br/>不敏 哲三君 補欠<br/>寺前 巖君</p> <p>予算委員<br/>田代 文久君 補欠<br/>松本 善明君<br/>小沢 貞孝君 安里積千代君<br/>青柳 盛雄君 田代 文久君<br/>小平 忠君 玉置 一徳君<br/>玉置 一徳君 小沢 貞孝君<br/>寺前 巖君 山原健二郎君</p> <p>決算委員<br/>田代 文久君 補欠<br/>不敏 哲三君</p> <p>一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。<br/>内閣委員<br/>小平 忠君 補欠<br/>受田 新吉君</p> | <p>地方行政委員<br/>小川 省吾君 補欠<br/>八木 一男君<br/>八木 一男君 小川 省吾君</p> <p>法務委員<br/>山田 太郎君 補欠<br/>矢野 絢也君 矢野 絢也君<br/>矢野 絢也君 山田 太郎君</p> <p>外務委員<br/>土井たか子君 補欠<br/>久保 三郎君<br/>大久保直彦君 岡本 富夫君<br/>久保 三郎君 土井たか子君<br/>岡本 富夫君 大久保直彦君</p> <p>大蔵委員<br/>塚原 俊郎君 補欠<br/>奥田 敬和君<br/>萩原 幸雄君 高橋 修君<br/>正木 良明君 広沢 直樹君<br/>奥田 敬和君 塚原 俊郎君<br/>高橋 修君 萩原 幸雄君</p> <p>文教委員<br/>深谷 隆司君 補欠<br/>三塚 博君 萩原 幸雄君<br/>山口 鶴男君 塚原 俊郎君<br/>受田 新吉君 中澤 茂一君<br/>塚原 俊郎君 安里積千代君<br/>三塚 博君</p> | <p>萩原 幸雄君 深谷 隆司君<br/>中澤 茂一君 山口 鶴男君</p> <p>社会労働委員<br/>山本 政弘君 補欠<br/>赤松 勇君 赤松 勇君</p> <p>農林水産委員<br/>島田 安夫君 補欠<br/>米内山義一郎君 栗山 ひで君<br/>中川利三郎君 湯山 勇君<br/>湯山 勇君 米内山義一郎君</p> <p>運輸委員<br/>久保 三郎君 補欠<br/>土井たか子君<br/>齊藤 正男君 岡田 春夫君<br/>岡田 春夫君 齊藤 正男君<br/>土井たか子君 久保 三郎君</p> <p>通信委員<br/>広沢 直樹君 補欠<br/>正木 良明君</p> <p>予算委員<br/>多賀谷真穂君 補欠<br/>井上 普方君<br/>辻原 弘市君 田邊 誠君<br/>小沢 貞孝君 小平 忠君<br/>田邊 誠君 上原 康助君<br/>中澤 茂一君 山口 鶴男君</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|        |         |
|--------|---------|
| 八木 一男君 | 安井 吉典君  |
| 湯山 勇君  | 米内山義一郎君 |
| 田代 文久君 | 中川利三郎君  |
| 松本 善明君 | 青柳 盛雄君  |
| 山原健二郎君 | 寺前 巖君   |
| 阿部 昭吾君 | 柴田 健治君  |
| 安井 吉典君 | 大原 亨君   |
| 安里積千代君 | 小宮 武喜君  |
| 大原 亨君  | 横路 孝弘君  |
| 柴田 健治君 | 佐藤 敬治君  |
| 赤松 勇君  | 山本 政弘君  |
| 岡田 春夫君 | 大出 俊君   |
| 横路 孝弘君 | 八木 一男君  |
| 佐藤 敬治君 | 吉田 法晴君  |
| 青柳 盛雄君 | 神崎 敏雄君  |
| 寺前 巖君  | 正森 成二君  |
| 岡本 富夫君 | 沖本 泰幸君  |
| 矢野 純也君 | 松尾 信人君  |
| 井上 普方君 | 森井 忠良君  |
| 神崎 敏雄君 | 栗田 翠君   |
| 沖本 泰幸君 | 瀬野栄次郎君  |
| 松尾 信人君 | 新井 彬之君  |
| 小宮 武喜君 | 竹本 孫一君  |
| 森井 忠良君 | 高沢 寅男君  |
| 栗田 翠君  | 柴田 睦夫君  |
| 高沢 寅男君 | 兒玉 末男君  |
| 瀬野栄次郎君 | 有島 重武君  |
| 上原 康助君 | 辻原 弘市君  |

## 決算委員

## 大出 俊君

## 補欠

岡田 春夫君

## 稲葉 誠一君

## 補欠

辻原 弘市君

## 藤田 高敏君

## 補欠

多賀谷真稔君

## 不敏 哲三君

田代 文久君

藤田 高敏君

稲葉 誠一君

辻原 弘市君

松尾 信人君

沖本 泰幸君

正森 成二君

神崎 敏雄君

吉田 法晴君

八木 一男君

大出 俊君

山本 政弘君

佐藤 敬治君

横路 孝弘君

小宮 武喜君

大原 亨君

柴田 健治君

阿部 昭吾君

米内山義一郎君

山本 政弘君

山口 鶴男君

兒玉 末男君

大出 俊君

岡田 春夫君

多賀谷真稔君

中澤 茂一君

赤松 勇君

湯山 勇君

阿部 昭吾君

木下 元二君

矢野 純也君

岡本 富夫君

安里積千代君

竹本 孫一君

有島 重武君

新井 彬之君

柴田 睦夫君

吉田 法晴君

米内山義一郎君

山本 政弘君

山口 鶴男君

兒玉 末男君

大出 俊君

岡田 春夫君

多賀谷真稔君

中澤 茂一君

赤松 勇君

湯山 勇君

阿部 昭吾君

木下 元二君

矢野 純也君

岡本 富夫君

安里積千代君

竹本 孫一君

有島 重武君

新井 彬之君

柴田 睦夫君

吉田 法晴君

米内山義一郎君

山本 政弘君

山口 鶴男君

兒玉 末男君

大出 俊君

岡田 春夫君

多賀谷真稔君

中澤 茂一君

赤松 勇君

湯山 勇君

阿部 昭吾君

木下 元二君

矢野 純也君

岡本 富夫君

安里積千代君

竹本 孫一君

有島 重武君

新井 彬之君

柴田 睦夫君

吉田 法晴君

米内山義一郎君

山本 政弘君

山口 鶴男君

兒玉 末男君

大出 俊君

岡田 春夫君

多賀谷真稔君

中澤 茂一君

赤松 勇君

湯山 勇君

阿部 昭吾君

木下 元二君

矢野 純也君

岡本 富夫君

安里積千代君

竹本 孫一君

有島 重武君

新井 彬之君

柴田 睦夫君

吉田 法晴君

米内山義一郎君

山本 政弘君

山口 鶴男君

兒玉 末男君

大出 俊君

岡田 春夫君

多賀谷真稔君

中澤 茂一君

赤松 勇君

湯山 勇君

阿部 昭吾君

木下 元二君

矢野 純也君

岡本 富夫君

安里積千代君

竹本 孫一君

有島 重武君

新井 彬之君

柴田 睦夫君

吉田 法晴君

米内山義一郎君

山本 政弘君

山口 鶴男君

兒玉 末男君

大出 俊君

岡田 春夫君

多賀谷真稔君

中澤 茂一君

赤松 勇君

湯山 勇君

阿部 昭吾君

木下 元二君

矢野 純也君

岡本 富夫君

安里積千代君

竹本 孫一君

有島 重武君

新井 彬之君

柴田 睦夫君

吉田 法晴君

米内山義一郎君

山本 政弘君

山口 鶴男君

兒玉 末男君

大出 俊君

岡田 春夫君

多賀谷真稔君

中澤 茂一君

赤松 勇君

湯山 勇君

阿部 昭吾君

木下 元二君

矢野 純也君

岡本 富夫君

安里積千代君

竹本 孫一君

有島 重武君

新井 彬之君

柴田 睦夫君

吉田 法晴君

米内山義一郎君

山本 政弘君

山口 鶴男君

兒玉 末男君

大出 俊君

岡田 春夫君

多賀谷真稔君

中澤 茂一君

赤松 勇君

湯山 勇君

阿部 昭吾君

木下 元二君

矢野 純也君

岡本 富夫君

安里積千代君

竹本 孫一君

有島 重武君

新井 彬之君

柴田 睦夫君

吉田 法晴君

米内山義一郎君

山本 政弘君

山口 鶴男君

兒玉 末男君

大出 俊君

岡田 春夫君

多賀谷真稔君

中澤 茂一君

赤松 勇君

湯山 勇君

阿部 昭吾君

木下 元二君

矢野 純也君

岡本 富夫君

安里積千代君

竹本 孫一君

有島 重武君

新井 彬之君

柴田 睦夫君

吉田 法晴君

米内山義一郎君

山本 政弘君

山口 鶴男君

兒玉 末男君

大出 俊君

岡田 春夫君

多賀谷真稔君

中澤 茂一君

赤松 勇君

湯山 勇君

阿部 昭吾君

木下 元二君

矢野 純也君

岡本 富夫君

安里積千代君

竹本 孫一君

有島 重武君

新井 彬之君

柴田 睦夫君

吉田 法晴君

米内山義一郎君

山本 政弘君

山口 鶴男君

兒玉 末男君

大出 俊君

岡田 春夫君

多賀谷真稔君

中澤 茂一君

赤松 勇君

湯山 勇君

阿部 昭吾君

木下 元二君

矢野 純也君

岡本 富夫君

安里積千代君

竹本 孫一君

有島 重武君

新井 彬之君

柴田 睦夫君

吉田 法晴君

米内山義一郎君

山本 政弘君

山口 鶴男君

兒玉 末男君

大出 俊君

岡田 春夫君

多賀谷真稔君

中澤 茂一君

赤松 勇君

湯山 勇君

阿部 昭吾君

木下 元二君

矢野 純也君

岡本 富夫君

安里積千代君

竹本 孫一君

有島 重武君

新井 彬之君

柴田 睦夫君

吉田 法晴君

米内山義一郎君

山本 政弘君

山口 鶴男君

兒玉 末男君

大出 俊君

岡田 春夫君

多賀谷真稔君

中澤 茂一君

赤松 勇君

湯山 勇君

阿部 昭吾君

木下 元二君

矢野 純也君

岡本 富夫君

安里積千代君

竹本 孫一君

有島 重武君

新井 彬之君

柴田 睦夫君

吉田 法晴君

米内山義一郎君

山本 政弘君

山口 鶴男君

兒玉 末男君

大出 俊君

岡田 春夫君

多賀谷真稔君

中澤 茂一君

赤松 勇君

湯山 勇君

阿部 昭吾君

木下 元二君

矢野 純也君

岡本 富夫君

安里積千代君

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 朗読を省略した議長の報告

|        |         |
|--------|---------|
| 矢野 純也君 | 林 孝矩君   |
| 石野 久男君 | 山口 鶴男君  |
| 八木 一男君 | 大原 亨君   |
| 湯山 勇君  | 井上 泉君   |
| 木下 元二君 | 庄司 幸助君  |
| 正森 成二君 | 梅田 勝君   |
| 林 孝矩君  | 沖本 泰幸君  |
| 山口 鶴男君 | 福岡 義登君  |
| 梅田 勝君  | 金子 満広君  |
| 岡本 富夫君 | 田中 昭二君  |
| 山田 太郎君 | 近江已記夫君  |
| 安里積千代君 | 和田 耕作君  |
| 阿部 昭吾君 | 芳賀 貢君   |
| 大出 俊君  | 長谷川正三君  |
| 福岡 義登君 | 中村 茂君   |
| 近江已記夫君 | 北側 義一君  |
| 沖本 泰幸君 | 渡部 一郎君  |
| 芳賀 貢君  | 米内山義一郎君 |
| 松浦 利尚君 | 野坂 浩賢君  |
| 金子 満広君 | 中路 雅弘君  |
| 庄司 幸助君 | 増本 一彦君  |
| 赤松 勇君  | 上原 康助君  |
| 中川利三郎君 | 瀬長亀次郎君  |
| 深谷 隆司君 | 瀬戸山三男君  |
| 保岡 興治君 | 塩谷 一夫君  |
| 楠崎弥之助君 | 村山 喜一君  |
| 野坂 浩賢君 | 金瀬 俊雄君  |
| 長谷川正三君 | 小川 省吾君  |

|         |        |
|---------|--------|
| 米内山義一郎君 | 土井たか子君 |
| 中路 雅弘君  | 瀬崎 博義君 |
| 北側 義一君  | 山田 太郎君 |
| 和田 耕作君  | 折小野良一君 |
| 田中 正巳君  | 白濱 仁吉君 |
| 村山 喜一君  | 森井 忠良君 |
| 増本 一彦君  | 三谷 秀治君 |
| 田中 昭二君  | 岡本 富夫君 |
| 折小野良一君  | 小宮 武喜君 |
| 上原 康助君  | 安井 吉典君 |
| 中村 茂君   | 井上 普方君 |
| 山田 太郎君  | 近江已記夫君 |
| 小川 省吾君  | 佐野 進君  |
| 大原 亨君   | 八木 一男君 |
| 森井 忠良君  | 楠崎弥之助君 |
| 瀬崎 博義君  | 荒木 宏君  |
| 近江已記夫君  | 瀬野栄次郎君 |
| 渡部 一郎君  | 松尾 信人君 |
| 土井たか子君  | 阿部 昭吾君 |
| 瀬野栄次郎君  | 坂口 力君  |
| 松尾 信人君  | 高橋 繁君  |
| 白濱 仁吉君  | 田中 正巳君 |
| 井上 泉君   | 湯山 勇君  |
| 井上 普方君  | 辻原 弘市君 |
| 金瀬 俊雄君  | 岡田 春夫君 |
| 佐野 進君   | 多賀谷眞稔君 |
| 安井 吉典君  | 赤松 勇君  |
| 和田 貞夫君  | 中澤 茂一君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 荒木 宏君  | 正森 成二君 |
| 瀬長亀次郎君 | 中川利三郎君 |
| 三谷 秀治君 | 木下 元二君 |
| 坂口 力君  | 山田 太郎君 |
| 高橋 繁君  | 矢野 純也君 |
| 小宮 武喜君 | 安里積千代君 |

決算委員

|        |        |
|--------|--------|
| 辭任     | 補欠     |
| 稻葉 誠一君 | 阿部 昭吾君 |
| 藤田 高敏君 | 赤松 勇君  |
| 阿部 昭吾君 | 稻葉 誠一君 |
| 赤松 勇君  | 藤田 高敏君 |

議院運営委員

|        |        |
|--------|--------|
| 辭任     | 補欠     |
| 木島喜兵衛君 | 辻原 弘市君 |
| 斉藤 正男君 | 多賀谷眞稔君 |
| 山田 耻目君 | 岡田 春夫君 |
| 小沢 貞孝君 | 池田 禎治君 |
| 岡田 春夫君 | 山田 耻目君 |
| 多賀谷眞稔君 | 斉藤 正男君 |
| 辻原 弘市君 | 木島喜兵衛君 |
| 池田 禎治君 | 小沢 貞孝君 |

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

|        |        |
|--------|--------|
| 辭任     | 補欠     |
| 横路 孝弘君 | 八木 一男君 |
| 八木 一男君 | 横路 孝弘君 |

|        |        |    |
|--------|--------|----|
| 大蔵委員   | 辭任     | 補欠 |
| 小林 政子君 | 不破 哲三君 |    |
| 田中 昭二君 | 正木 良明君 |    |
| 不破 哲三君 | 小林 政子君 |    |

文教委員

|        |        |
|--------|--------|
| 辭任     | 補欠     |
| 山口 鶴男君 | 辻原 弘市君 |
| 安里積千代君 | 池田 禎治君 |
| 池田 禎治君 | 小平 忠君  |
| 辻原 弘市君 | 山口 鶴男君 |
| 小平 忠君  | 安里積千代君 |

社会労働委員

|        |        |
|--------|--------|
| 辭任     | 補欠     |
| 田邊 誠君  | 多賀谷眞稔君 |
| 小宮 武喜君 | 神田 大作君 |
| 和田 耕作君 | 小平 忠君  |
| 多賀谷眞稔君 | 田邊 誠君  |
| 神田 大作君 | 小宮 武喜君 |
| 小平 忠君  | 和田 耕作君 |

農林水産委員

|         |         |
|---------|---------|
| 辭任      | 補欠      |
| 米内山義一郎君 | 安宅 常彦君  |
| 不破 哲三君  | 中川利三郎君  |
| 神田 大作君  | 小宮 武喜君  |
| 安宅 常彦君  | 米内山義一郎君 |
| 中川利三郎君  | 不破 哲三君  |
| 小宮 武喜君  | 神田 大作君  |



## 商工委員

辞任

玉置 一徳君

小平 忠君

## 運輸委員

辞任

齊藤 正男君

湯山 勇君

## 通信委員

辞任

正木 良明君

池田 禎治君

平田 藤吉君

不破 哲三君

小沢 貞孝君

## 建設委員

辞任

瀬崎 博義君

不破 哲三君

## 予算委員

辞任

阿部 昭吾君

多賀谷眞稔君

辻原 弘市君

中澤 茂一君

湯山 勇君

木下 元二君

山田 太郎君

補欠

小平 忠君

玉置 一徳君

補欠

湯山 勇君

齊藤 正男君

補欠

田中 昭二君

小沢 貞孝君

不破 哲三君

平田 藤吉君

池田 禎治君

補欠

不破 哲三君

瀬崎 博義君

補欠

福岡 義登君

田邊 誠君

村山 富市君

石野 久男君

上坂 昇君

栗田 翠君

近江巳記夫君

安宅 常彦君

赤松 勇君

上坂 昇君

村山 富市君

石野 久男君

檜崎弥之助君

栗田 翠君

中川利三郎君

小平 忠君

岡田 春夫君

小林 政子君

津川 武一君

近江巳記夫君

馬場 昇君

安井 吉典君

小川新一郎君

玉置 一徳君

大原 亨君

芳賀 貢君

細谷 治嘉君

松浦 利尚君

八木 一男君

多田 光雄君

塩谷 一夫君

島田 琢郎君

土井たか子君

福岡 義登君

荒木 宏君

米内山義一郎君

和田 貞夫君

中村 重光君

馬場 昇君

安井 吉典君

大原 亨君

津川 武一君

小林 政子君

玉置 一徳君

細谷 治嘉君

平田 藤吉君

多田 光雄君

小川新一郎君

松浦 利尚君

芳賀 貢君

新井 彬之君

和田 耕作君

島田 琢郎君

森井 忠良君

島本 虎三君

土井たか子君

横路 幸弘君

荒木 宏君

左藤 恵君

板川 正吾君

長谷川正三君

大出 俊君

浦井 洋君

平田 藤吉君

正森 成二君

新井 彬之君

和田 耕作君

大出 俊君

坂口 力君

太田 一夫君

中村 重光君

長谷川正三君

和田 貞夫君

大橋 敏雄君

松本 善明君

北側 義一君

上原 康助君

島本 虎三君

諫山 博君

坂井 弘一君

小沢 貞孝君

柴田 健治君

米原 昶君

瀬野栄次郎君

庄司 幸助君

左藤 恵君

井上 泉君

板川 正吾君

田邊 誠君

森井 忠良君

山口 鶴男君

瀬崎 博義君

松本 善明君

坂口 力君

小沢 貞孝君

太田 一夫君

大橋 敏雄君

阿部 昭吾君

湯山 勇君

山中 吾郎君

上原 康助君

北側 義一君

諫山 博君

坂井 弘一君

柴田 健治君

井上 泉君

米原 昶君

瀬野栄次郎君

小宮 武喜君

山口 鶴男君

庄司 幸助君

渡部 一郎君

山原健二郎君

塩谷 一夫君

岡田 春夫君

檜崎弥之助君

多賀谷眞稔君

中澤 茂一君

赤松 勇君

山中 吾郎君

米内山義一郎君

横路 孝弘君

浦井 洋君

瀬崎 博義君

山原健二郎君

渡部 一郎君

小宮 武喜君

辞任

稻葉 誠一君

藤田 高敏君

赤松 勇君

岡田 春夫君

藤田 高敏君

岡田 春夫君

小川 省吾君

木島喜兵衛君

山田 耻目君

阿部 昭吾君

中澤 茂一君

檜崎弥之助君

木島喜兵衛君

小川 省吾君

辞任

木下 元二君

中川利三郎君

木下 元二君

辻原 弘市君

安宅 常彦君

八木 一男君

木下 元二君

中川利三郎君

正森 成二君

山田 太郎君

小平 忠君

補欠

赤松 勇君

岡田 春夫君

藤田 高敏君

藤田 高敏君

藤田 高敏君

藤田 高敏君

藤田 高敏君

藤田 高敏君

藤田 高敏君

藤田 高敏君

藤田 高敏君

藤田 高敏君

藤田 高敏君

藤田 高敏君

藤田 高敏君

藤田 高敏君

藤田 高敏君

藤田 高敏君

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 朗読を省略した議長の報告

三七六

法務委員  
受田 新吉君  
安里積千代君

中垣 國男君  
登坂重次郎君  
中垣 國男君

外務委員  
原 健三郎君  
加藤 紘一君  
八木 一男君  
岡本 富夫君  
大久保直彦君  
加藤 紘一君  
八木 一男君  
岡本 富夫君  
大久保直彦君

文教委員  
山口 鶴男君  
阿部 昭吾君  
受田 新吉君  
山口 鶴男君

社会労働委員  
小林 正巳君  
高本 虎三君  
原 健三郎君  
赤松 勇君  
島本 虎三君

運輸委員  
齊藤 正男君  
安宅 常彦君  
安宅 常彦君  
齊藤 正男君

建設委員  
小沢 一郎君  
中垣 國男君  
小沢 一郎君

予算委員  
多賀谷眞稔君  
辻原 弘市君  
中澤 茂一君  
八木 一男君  
湯山 勇君  
安宅 常彦君  
赤松 勇君  
岡田 春夫君  
阿部 昭吾君  
大原 亨君  
山中 吾郎君  
中川利三郎君  
石母田 達君  
岡本 富夫君  
橋崎弥之助君  
木下 元二君  
土橋 一吉君  
正森 成二君  
塩谷 一夫君  
井上 普方君  
佐藤 敬治君  
中村 茂君

補欠  
中垣 國男君  
小沢 一郎君  
山中 吾郎君  
大原 亨君  
大出 俊君  
土井たか子君  
和田 貞夫君  
齊藤 正男君  
島本 虎三君  
横路 孝弘君  
井上 普方君  
佐藤 敬治君  
中村 茂君  
石母田 達君  
土橋 一吉君  
大橋 敏雄君  
吉田 法晴君  
寺前 巖君  
中川利三郎君  
中路 雅弘君  
左藤 恵君  
河上 民雄君  
村山 喜一君  
金子 みつ君

横路 孝弘君  
吉田 法晴君  
和田 貞夫君  
山田 太郎君  
安里積千代君  
金子 みつ君  
寺前 巖君  
中路 雅弘君  
新井 彬之君  
久保 三郎君  
村山 喜一君  
多田 光雄君  
大橋 敏雄君  
林 孝矩君  
河村 勝君  
大柴 滋夫君  
河上 民雄君  
中村 重光君  
安井 吉典君  
川保健二郎君  
兒玉 末男君  
土井たか子君  
紺野与次郎君  
松本 善明君  
鈴木 康雄君  
沖本 泰幸君  
竹内 猛君  
増本 一彦君

久保 三郎君  
大柴 滋夫君  
中村 重光君  
新井 彬之君  
河村 勝君  
上原 康助君  
多田 光雄君  
松本 善明君  
林 孝矩君  
安井 吉典君  
柴田 健治君  
紺野与次郎君  
鈴木 康雄君  
高橋 繁君  
小宮 武喜君  
山田 武喜君  
山田 芳治君  
山田 芳治君  
梅田 勝君  
庄司 幸助君  
坂口 力君  
高橋 繁君  
小宮 武喜君

坂井 弘一君  
津川 武一君  
近江巳記夫君  
左藤 恵君  
井上 普方君  
上原 康助君  
大出 俊君  
齊藤 正男君  
柴田 健治君  
島本 虎三君  
山田 耻目君  
山田 芳治君  
梅田 勝君  
庄司 幸助君  
坂口 力君  
高橋 繁君  
小宮 武喜君

近江巳記夫君  
梅田 勝君  
坂口 力君  
塩谷 一夫君  
阿部 昭吾君  
多賀谷眞稔君  
中澤 茂一君  
安宅 常彦君  
辻原 弘市君  
赤松 勇君  
橋崎弥之助君  
湯山 勇君  
木下 元二君  
正森 成二君  
岡本 富夫君  
山田 太郎君  
安里積千代君

稲葉 誠一君  
藤田 高敏君  
岡田 春夫君  
橋崎弥之助君  
稲葉 誠一君  
藤田 高敏君

小川 省吾君  
木島善兵衛君  
齊藤 正男君

辻原 弘市君  
湯山 勇君  
中澤 茂一君

議院運営委員  
辭任  
補欠

決算委員  
辭任  
補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 内閣委員

辞任

補欠

横路 孝弘君

湯山 勇君

鬼木 勝利君

岡本 富夫君

湯山 勇君

横路 孝弘君

岡本 富夫君

鬼木 勝利君

## 外務委員

辞任

補欠

大久保直彦君

矢野 絢也君

矢野 絢也君

大久保直彦君

## 農林水産委員

辞任

補欠

諫山 博君

中川利三郎君

中川利三郎君

諫山 博君

## 商工委員

辞任

補欠

田中 榮一君

野田 卯一君

野田 卯一君

田中 榮一君

## 予算委員

辞任

補欠

野田 卯一君

田中 榮一君

赤松 勇君

井上 普方君

岡田 春夫君

太田 一夫君

多賀谷眞稔君

大出 俊君

中澤 茂一君

田邊 誠君

井上 普方君

芳賀 貢君

田邊 誠君

山田 芳治君

辻原 弘市君

村山 喜一君

塩谷 一夫君

戸井田三郎君

村山 喜一君

佐野 進君

山田 芳治君

吉田 法晴君

湯山 勇君

横路 孝弘君

木下 元二君

石母田 達君

中川利三郎君

諫山 博君

正森 成二君

紺野与次郎君

山田 太郎君

渡部 一郎君

横路 孝弘君

湯山 勇君

紺野与次郎君

田中美智子君

石母田 達君

東中 光雄君

田中美智子君

増本 一彦君

渡部 一郎君

松本 忠助君

岡本 富夫君

鬼木 勝利君

松本 忠助君

石田幸四郎君

矢野 絢也君

林 孝矩君

戸井田三郎君

塩谷 一夫君

大出 俊君

岩垂壽喜男君

太田 一夫君

兒玉 末男君

佐野 進君

清水 徳松君

岩垂壽喜男君

多賀谷眞稔君

清水 徳松君

佐藤 敬治君

東中 光雄君

津金 佑近君

増本 一彦君

中島 武敏君

安里積千代君

小沢 貞孝君

兒玉 末男君

上原 康助君

吉田 法晴君

山本 政弘君

上原 康助君

高田 富之君

津金 佑近君

三浦 久君

石田幸四郎君

小川新一郎君

林 孝矩君

高橋 繁君

田中 榮一君

野田 卯一君

佐藤 敬治君

辻原 弘市君

高田 富之君

岡田 春夫君

芳賀 貢君

赤松 勇君

山本 政弘君

中澤 茂一君

諫山 博君

中川利三郎君

中島 武敏君

正森 成二君

三浦 久君

木下 元二君

小川新一郎君

山田 太郎君

鬼木 勝利君

岡本 富夫君

高橋 繁君

矢野 絢也君

小沢 貞孝君

安里積千代君

## 議院運営委員

辞任

補欠

小川 省吾君

中澤 茂一君

木島喜兵衛君

赤松 勇君

齊藤 正男君

多賀谷眞稔君

山田 耻目君

岡田 春夫君

赤松 勇君

木島喜兵衛君

岡田 春夫君

山田 耻目君

多賀谷眞稔君

齊藤 正男君

中澤 茂一君

小川 省吾君

一、昨十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 内閣委員

辞任

補欠

安里積千代君

受田 新吉君

## 地方行政委員

辞任

補欠

愛野興一郎君

松浦周太郎君

松浦周太郎君

愛野興一郎君

## 法務委員

辞任

補欠

松野 頼三君

保岡 興治君

## 外務委員

辞任

補欠

灘尾 弘吉君

加藤 紘一君

金子 満広君

不破 哲三君

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 朗読を省略した議長の報告

三七八

大蔵委員

辞任

塚原 俊郎君

補欠

奥田 敬和君

文教委員

辞任

受田 新吉君

補欠

安里積千代君

農林水産委員

辞任

西村 直己君

補欠

島田 安夫君

不破 哲三君

中川利三郎君

稲富 稔人君

玉置 一徳君

商工委員

辞任

野間 友一君

補欠

不破 哲三君

玉置 一徳君

稲富 稔人君

不破 哲三君

野間 友一君

稲富 稔人君

玉置 一徳君

建設委員

辞任

前田 正男君

補欠

村田敬次郎君

三原 朝雄君

植木庚子郎君

植木庚子郎君

三原 朝雄君

予算委員

辞任

植木庚子郎君

補欠

三原 朝雄君

松浦周太郎君

塩川正十郎君

村田敬次郎君

灘尾 弘吉君

渡部 恒三君

根本龍太郎君

八木 一男君

阿部 助哉君

木下 元二君

野間 友一君

中川利三郎君

松本 善明君

正森 成二君

青柳 盛雄君

矢野 絢也君

坂井 弘一君

稲村佐近四郎君

松野 頼三君

奥田 敬和君

前田 正男君

中村 弘海君

塚原 俊郎君

羽田 孜君

西村 直己君

阿部 助哉君

大出 俊君

野間 友一君

増本 一彦君

松本 善明君

金子 満広君

安里積千代君

小沢 貞孝君

塩川正十郎君

松浦周太郎君

三原 朝雄君

植木庚子郎君

大出 俊君

八木 一男君

坂井 弘一君

矢野 絢也君

小沢 貞孝君

安里積千代君

決算委員

辞任

根本龍太郎君

補欠

渡部元三郎君

稲葉 誠一君

八木 一男君

坂井 弘一君

矢野 絢也君

八木 一男君

稲葉 誠一君

矢野 絢也君

坂井 弘一君

(理事補欠選任)

一、去る二月二十八日、公職選挙法改正に関する

調査特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 佐藤 観樹君(理事阿部昭吾君去る十月十日委員辞任につきその補欠)

理事 津金 佑近君(理事林百郎君去る二月二十八日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任 山崎 拓君

補欠 渡辺 紘三君

公害対策特別委員

辞任 波辺 紘三君

補欠 山崎 拓君

公害対策並びに環境保全特別委員

辞任 岩垂寿喜男君

補欠 吉田 法晴君

佐野 憲治君

馬場 昇君

馬場 昇君

佐野 憲治君

吉田 法晴君

岩垂寿喜男君

(議案提出)

一、去る二月二十八日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

一、去る一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

一、去る二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

最低賃金法案(村山富市君外九名提出)

一、去る四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

電源開発促進税法

電源開発促進税法

昭和三十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

一、去る五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

沿岸漁場整備開発法案

地方自治法の一部を改正する法律案

一、去る六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

労働基準法の一部を改正する法律案(田口一男君外九名提出)

一、去る六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

公害紛争処理法の一部を改正する法律案

一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

日本放送協会昭和四十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

一、昨十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

建築基準法の一部を改正する法律案  
消防法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る六日、参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。

外務省設置法の一部を改正する法律案  
文部省設置法の一部を改正する法律案

一、去る八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十一日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案  
(議案付託)

一、去る二月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)

以上二件 地方行政委員会 付託  
一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

おりである。

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号) 運輸委員会 付託

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

最低賃金法案(村山富市君外九名提出、衆法第四号) 社会労働委員会 付託

一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

沿岸漁場整備開発法案(内閣提出第七〇号) 農林水産委員会 付託

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

外務省設置法の一部を改正する法律案(第七十一回国会閣法第一四号)(参議院送付)

文部省設置法の一部を改正する法律案(第七十一回国会閣法第一五号)(参議院送付)

以上二件 内閣委員会 付託

公害紛争処理法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

公害対策並びに環境保全特別委員会 付託

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

労働基準法の一部を改正する法律案(田口一男

君外九名提出、衆法第五号)

社会労働委員会 付託  
日本放送協会昭和四十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 通信委員会 付託

一、去る八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(峯山昭範君外一名提出、参法第一号(予) 商工委員会 付託

一、昨十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号) 内閣委員会 付託

消防法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号) 地方行政委員会 付託

一、昨十一日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号) 地方行政委員会 付託

(議案送付)

一、去る二月二十八日、第七十一回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案  
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
郵便貯金法の一部を改正する法律案

一、去る一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

一、去る四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

最低賃金法案(村山富市君外九名提出)

一、去る七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

労働基準法の一部を改正する法律案(田口一男君外九名提出)

(議案通知書受領)

一、去る六日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

割増金付貯蓄に関する臨時措置法案  
印紙税法の一部を改正する法律案

(議案修正承諾要求書受領)

一、去る四日、内閣から、次の件につき、国会法第五十九条の規定により本院の承諾を得たい旨の要求書を受領した。

発電用施設周辺地域整備法案(第七十一回国会提出、本院継続審査)中修正の件

(質問書提出)

一、去る二月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 朗読を省略した議長の報告

成田空港のアクセス(陸上交通)に関する質問主意書(木原実君提出)

銀行等金融機関の行う貸付利息に関する質問主意書(玉置一徳君提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

建設工事の下請代金支払の確保に関する質問主意書(玉置一徳君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

空港計画のための需要予測等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十九年二月八日

衆議院議長 前尾繁三郎殿

空港計画のための需要予測等に関する質問主意書

空港建設計画を立案するに当たつて基本的な必要となるであろう次の事項について、若干の質問を提起する。

一 成田空港建設計画のための需要予測(設計計画当時)について、以下の項目にそつて明らかにされたい。

- 1 成田空港に国際便全便が移り、羽田空港に国内便全便が残るとして、成田空港および羽田空港のそれぞれにつき、昭和五十年から昭和六十年に至るまでの状況について、以下の項目につき年度別に明らかにされたい。
- 2 各機種ごとの機数について
- 3 乗降旅客数について
- 4 貨物取扱量について
- 5 送迎者数について
- 6 見学者数について

のとおりである。

成田空港周辺地域の航空機騒音に関する質問主意書(金瀬俊雄君提出)

(答弁書受領)

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金瀬俊雄君提出空港計画のための需要予測等に関する質問に対する答弁書

提出者 金瀬 俊雄

6 従業員数について

7 空港乗入れ車両数について

二 成田空港(一期工事完成時、二期工事完成時に分けて)および羽田空港の管制キャパシティ(例えば単位時間当たりの最大処理能力)について、航空工学的理由を添えて、南風気象時と北風気象時に分けて、以下の項目について明らかにされたい。

1 進入管制について

2 飛行場管制について

3 エプロン管制について

三 羽田空港では、昭和四十六年八月十九日に一時間当たりの発着回数を三十四回、連続する三時間の発着回数を八十六回、一日の発着回数を四百八十回とすることとされたが、かかる標準が遵守されるならば、羽田空港における航空機の運航が安全であるとする理由について、航空工学的に定量的根拠を添えて明らかにされたい。

四 成田空港の燃料輸送パイプライン(千葉・成田間)に関して、現在(昭和四十九年二月八日)までの掘削、配管、埋め戻しの建設状況はどうか。場内、資材道路、成田、酒々井富里、四街道佐倉、千葉市、水道道路、護岸敷埋め立て地の各工区ごとに明らかにされたい。

五 成田空港燃料給油施設建設のための総経費について、設計計画時より現在に至るまでの予算額および決算額を年度ごとに明らかにされたい。

昭和四十九年三月一日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員金瀬俊雄君提出空港計画のための需要予測等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員金瀬俊雄君提出空港計画のための需要予測等に関する質問に対する答弁書

一 ついて

(1) 新東京国際空港(以下「成田空港」という。)の建設計画策定の前提とした成田空港の需要予測値

は、次のとおりである。

| 項目             | 年度 | 五〇    | 五一    | 五二    | 五三    | 五四     | 五五     | 五六     | 五七     | 五八     | 五九     | 六〇     |
|----------------|----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 発着回数<br>(千回)   |    | 六〇    | 六七    | 七四    | 八二    | 九〇     | 一〇〇    | 一一〇    | 一二三    | 一三四    | 一四八    | 一六四    |
| 乗降旅客数<br>(千人)  |    | 四、七〇〇 | 五、四〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、七〇〇 | 七、五〇〇  | 八、四〇〇  | 九、四〇〇  | 一〇、五〇〇 | 一二、七〇〇 | 一五、一〇〇 | 一七、七〇〇 |
| 貨物取扱量<br>(千トン) |    | 三三〇   | 四一〇   | 四七〇   | 五三〇   | 六〇〇    | 六八〇    | 七六〇    | 八五〇    | 九七〇    | 一一〇〇   | 一二、一〇〇 |
| 送迎者数<br>(千人)   |    | 七三〇〇  | 八、一〇〇 | 八、七〇〇 | 九、四〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、八〇〇 | 一一、六〇〇 | 一二、四〇〇 | 一三、三〇〇 | 一四、二〇〇 | 一五、一〇〇 |
| 見学者数<br>(千人)   |    | 二、七〇〇 | 二、七〇〇 | 二、七〇〇 | 二、八〇〇 | 二、八〇〇  | 二、八〇〇  | 二、九〇〇  | 二、九〇〇  | 二、九〇〇  | 二、九〇〇  | 三、〇〇〇  |
| 従業員数<br>(千人)   |    | 一七    | 二〇    | 二二    | 二三    | 二五     | 二七     | 三〇     | 三三     | 三五     | 三八     | 四一     |
| 乗入れ車両数<br>(千台) |    | 四、八〇〇 | 五、四〇〇 | 五、八〇〇 | 六、四〇〇 | 六、九〇〇  | 七、五〇〇  | 八、〇〇〇  | 八、八〇〇  | 九、六〇〇  | 一〇、四〇〇 | 一一、四〇〇 |

(2) 成田空港に国際線全便が移行した後の東京国際空港(以下「羽田空港」という。)の需要予測値は、次のとおりである。なお、送迎者数、見学者数、従業員数、乗入れ車両数は特に予測していない。

| 項目             | 年度 | 五〇    | 六〇    |
|----------------|----|-------|-------|
| 発着回数<br>(千回)   |    | 一七一   | 二九九   |
| 乗降旅客数<br>(万人)  |    | 二、〇〇〇 | 六、〇〇〇 |
| 貨物取扱量<br>(万トン) |    | 三三〇   | —     |

二について

(1) 成田空港における離発着処理能力は、次のとおり予定している。なお、羽田空港については、三において答弁する。

昭和四十九年三月十二日 衆議院会議録第十六号(一) 朗読を省略した議長長の報告

(1) 一期工事完成時(滑走路一本)

- 一時間当たり処理能力 約三千回
- 年間当たり処理能力 約十三万一千五百回

(2) 二期工事完成時(滑走路二本、横風滑走路を含む。)

- 一時間当たり処理能力 約六十回
- 年間当たり処理能力 約二十六万三千回

(3) 本処理能力の算定に当たっては、次に掲げる基準に従った。

(1) 通常滑走路一本の場合の処理能力は、一時間に約三十回とされており、オープン・パラレル滑走路の場合は、その二倍の能力があるとされている。

(2) 空港の離発着回数の時間分布については、いわゆる集中率(ピーク時一時間当たり発着回数を一日の全発着回数で除して得た率をいう。)を十二分の一として算出した。(集中率は、我が国及び米連邦航空局の資料によれば、通常十一分の一から十四分の一の間の数値となる。空港計画に当たっては、十二分の一を使用するのが通例である。)

(3) 成田空港に予定される進入方式には、周回進入方式はなく、すべて直線進入方式を適用することとしている。したがって周回進入方式のごとく風向別によつて処理能力が変化することはない。

(4) 航空交通は、進入管制から飛行場管制へ、若しくは、飛行場管制から進入管制へと管制上、一連の流れとして処理されるものであるから、ある空港に関して各管制業務別の処理能力が異なることはない。

(5) 成田空港に限らずエプロンにおいては、航空交通管制は行わない。

三について

(1) 羽田空港における離発着処理能力は、昭和四十六年八月十九日付の通達により、次のとおり定めている。

- 一時間当たり処理能力 三十四回
- 三時間当たり処理能力 八十六回
- 一日当たり処理能力 四百六十回

本処理能力の算定に当たっては、次に掲げる基準に従った。

(2) 通常滑走路一本の場合の処理能力は、二に示したとおり約三十回とされているが、羽田空港



昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 朗読を省略した議長の報告

は、B及びCの二本の交差滑走路が有効であることから、三十四回を一時間当たりの処理能力の限度とした。

(イ) 集中率(二参照)は、昭和四十五年における実測値十三・八分の一を使用した。

(ロ) 風向別及び各管制業務別の処理能力が定められていないのは、成田空港と同様の理由によるものである。

(ハ) 航空交通の遅延を吸収しかつ管制官のワークロードの軽減を図るため、いわゆる「待合せ理論」により連続するある時間帯ごとに凹凸を設け、平均遅延十分を基準として連続する三時間ごとの処理能力を八十六機に限定した。

(ニ) 空港における処理能力基準を設定する趣旨は、当該空港の処理能力の限界を明らかにすることにより、これを超えた航空交通による輻輳によつて惹起される遅延の発生を防止し、航空機の安全かつ円滑な発着を確保することにある。

四について

新東京国際空港公園の本格パイプラインの建設状況(昭和四十九年二月八日現在)は、次のとおりである。

| 工 区      | 総延長(メートル) | 掘削(メートル) | 配管(メートル) | 埋戻(メートル) |
|----------|-----------|----------|----------|----------|
| 場内工区     | 二、二四二     | 二、二四二    | 二、二四二    | 二、二四二    |
| 資材道路工区   | 二、三八八     | 二、三七一    | 二、三七一    | 二、三七一    |
| 成田工区     | 一、三五一     | 一、二八七    | 一、二八七    | 一、二八七    |
| 酒々井工区    | 一〇、三二七    | 八、〇六五    | 八、〇六五    | 八、〇六五    |
| 富田工区     | 一、五七一     | 六、一一八    | 六、一一八    | 六、一一八    |
| 佐倉工区     | 二、五七一     | 二、五五二    | 二、五五二    | 二、五五二    |
| 千葉市工区    | 三、九〇三     | 六、五七     | 六、五七     | 六、五七     |
| 水道道路工区   | 四、三七九     | 六、九五六    | 六、九五六    | 六、九五六    |
| 護岸敷埋立地工区 | 七、二五三     | 三〇、二四八   | 三〇、二四八   | 三〇、二四八   |
| 合 計      | 四四、四〇四    | 三〇、二四八   | 三〇、二四八   | 三〇、二四八   |

五について

成田空港燃料給油施設建設のための総経費の年度別予算額及び決算額は、次のとおりである。

| 年 度 | 予 算 額<br>(百万円) | 決 算 額<br>(百万円) |
|-----|----------------|----------------|
| 四一  | 三              | 〇              |
| 四二  | 六              | 〇              |
| 四三  | 六三二            | 五一四            |
| 四四  | 三五四            | 三              |
| 四五  | 一、四九三          | 三二七            |
| 四六  | 六、二二七          | 二、六〇八          |
| 四七  | 二、九二七          | 二、三五四          |
| 四八  | 四、一六七          | 未 定            |
| 合 計 | 一五、七九九         |                |

右答弁する。

一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小沢貞孝君提出上質紙の値上げ等に関する質問に対する答弁書

上質紙の値上げ等に関する質問主意書  
右の質問主意書を提出する。

昭和四十九年二月二十三日

提出者 小沢 貞孝

衆議院議長 前尾繁三郎殿

上質紙の値上げ等に関する質問主意書

昨年未よりの紙類の値上がりは異常なものがあ  
り、品種によつては末端価格が昨年のはじめと比  
較して五倍にも達している。その上、品不足で中  
小印刷業者は営業が困難となる者も多数生じてお  
り、また学校では児童、生徒の勉強等につき大き  
な支障を来たしている。

通産省は昨年十二月大手製紙メーカーのトップ  
を切つて大幅な値上げをした大昭和製紙に対し便  
乗的色彩が極めて濃いとして値下げを強く行政指  
導をした旨、本年二月八日付日本経済新聞に報道  
されているが、これに関し、次の事項について政  
府の見解を伺いたい。

一 大昭和製紙株式会社又は大昭和紙商事株式会  
社のどういふ点が便乗値上げと判断されたか。  
また、いかなる方法で行政指導をされたか。  
二 前項の二社について、昨年一月より本年一月  
までの上質紙の月別生産量、月別販売先別数量  
及び在庫量について、その概要をお知らせ願ひ

たい。  
右質問する。

昭和四十九年三月五日

内閣総理大臣 田中 角榮  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員小沢貞孝君提出上質紙の値上げ等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小沢貞孝君提出上質紙の値上げ等に関する質問に対する答弁書

上質紙の需給状況

(単位：千トン)

(別紙)

| 年 月    | 生産高 | 出荷高 | 在庫高 |
|--------|-----|-----|-----|
| 48年 1月 | 43  | 47  | 39  |
| 2      | 40  | 42  | 37  |
| 3      | 44  | 47  | 34  |
| 4      | 45  | 50  | 29  |
| 5      | 53  | 61  | 21  |
| 6      | 54  | 55  | 20  |
| 7      | 54  | 54  | 20  |
| 8      | 51  | 51  | 20  |
| 9      | 51  | 49  | 22  |
| 10     | 56  | 57  | 21  |
| 11     | 51  | 52  | 20  |
| 12     | 51  | 49  | 22  |
| 48年 計  | 593 | 614 | 22  |
| 49年 1月 | 53  | 52  | 23  |

(出所：通商産業省生産動態統計)

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員玉置一徳君提出銀行等金融機関の行  
う貸付利息に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置一徳君提出建設工事の下請代金  
支払の確保に関する質問に対する答弁書

一 通商産業省としては、最近における異常な物  
価の状況にかんがみ、この際、高級上質紙を生  
産するよりは標準的な上質紙を生産する方がよ  
り好ましいとの観点から本年二月、大昭和パル  
プ株式会社(大昭和製紙株式会社の関連会社)に  
対し、同社の製造に係る上質紙の価格引下げを  
要請したところであり、この結果、同社は、二  
月一日にさかのぼり値下げを行った。  
二 昨年一月から本年一月までの上質紙の全国生  
産量、出荷数量及び在庫量は、別紙のとおりで  
ある。  
右答弁する。

銀行等金融機関の行う貸付利息に関する質問  
主意書  
右の質問主意書を提出する。

昭和四十九年二月二十八日

提出者 玉置 一徳

衆議院議長 前尾繁三郎殿

銀行等金融機関の行う貸付利息に関する質  
問主意書

銀行等金融機関の行う貸付業務について、次の  
二点において疑義があるので、政府は、これを是正  
するよう適切な措置を講ずべきであると考え。  
よつて、次の点につき、政府の見解を伺いたい。

一 手形割引の場合は、満期が来なければ受け取  
れない金額を今受け取るとうるのであるから  
利息相当分を割引料として差し引かれるのは相  
当であるとしても、手形貸付の場合には、今必  
要とする金額から利息を天引きされると、実際  
に使える金額は利息相当分だけ減ってしまうの  
で、借入目的を達成することができないことにな  
る。殊に経済的弱者である中小企業などの  
借主を不当に圧迫することになる。貸付けの  
資金源である預金については、利息は後払いと  
なっているの、これとの対照からも貸付利息  
は後払いとするのが相当である。

以上のような理由により、貸付利息について  
は天引きを禁止し、預金の場合と同様、利息を  
後払いとする政策的な配慮をすべきではないか  
と考えるが、政府の見解はどうか。

二 利息の二重取り(おどり又は両端入り)

手形貸付の場合には、利息は手形の満期当日  
までの分を前取りし、手形の書き替えをするこ  
ときには、旧手形の満期当日を振出日とする新し  
形の交付を受け、振出日から満期までの利息の  
前払いを受けることになっているので、書き替  
え当日分の利息を二重取りする結果を生じてい  
る。証書貸付に手形貸付を併用した場合にも同  
様である。

これは、利息の計算については、初日と満期  
日とをともに含める(いわゆる両端入り)結果  
生ずるものであり、手形の書き替えをする場合  
には当然に二重取り(いわゆるおどり)となる  
のである。

このような銀行の一方的な約款は、はなはだ  
しく不当と考えられるので、これを放任すべき  
ではなく、直ちに監督権を発動して是正すべき  
ものと考え、政府の見解はどうか。  
右質問する。

昭和四十九年三月八日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員玉置一徳君提出銀行等金融機関の行  
う貸付利息に関する質問に対し、別紙答弁書を送  
付する。

〔別紙〕

衆議院議員玉置一徳君提出銀行等金融機関

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 朗読を省略した議長の報告

の行う貸付利息に関する質問に対する答弁書

一について

金融機関が行う貸出の利息については、証書貸付の場合にあつては後取りを原則としているが、手形貸付の場合にあつては先取りとなつてゐる。

手形貸付の場合先取りとなつてゐるのは、手形本来の性格からして、手形法上手形は常に転々流通する可能性を持つものであり、かつ、現実にも他の金融機関等による再割引に付されることもあることによるものであつて、このような手形の性質を失わせることなく、利息を後取りとすることは技術的に困難であり、適切ではないと考える。

二について

手形貸付において手形を書替える場合に生じる利息の二重取りの問題については、書替日における新し形の利息(いわゆるおどり利息)の徴求は、全国銀行協会連合会等各金融関係団体において、昭和四十八年十月一日以降可及的速やかに廃止することを決定し、既に実行に移されている。

また、貸出利息の計算において貸出日と満期日との両日を計算の期間に含めること(いわゆる両端入り)は、金融機関が貸出を行う場合には、少くとも貸出日の前日までに資金手当をし

ておかなければならず、かつ、その資金を他に運用することができないという事情から生じてきた我が国の多年にわたる金融慣行である。

他方、貸出日と満期日のいずれかの利息を落す慣行(いわゆる片落ち)のある欧米諸国においても、前述のような事情から、貸出に際して、利息とは別に予約手数料(コミットメント・フィー)を徴求する等の例が多い。

したがつて、両端入りの問題については、利息、手数料等のあり方、借入者の負担等の問題をも勘案のうえ、慎重に検討すべきものと考えらる。

右答弁する。

建設工事の下請代金支払の確保に関する質問

主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十九年三月一日

提出者 玉置 一徳

衆議院議長 前尾繁三郎殿

建設工事の下請代金支払の確保に関する質問

問主意書

我が国経済は、金融引締め強化により、物価が高騰するなかで景気が不況局面へ向かい、そのために企業倒産が激増しているが、わけても、大手企業の下請、提携関係にある建設業者の倒産が続発しており、このまま放置できない状況にある。よつて、次の点につき、政府の見解を承りた

い。

一 建設工事の元請負人に対する下請代金の支払状況は極めて不良であり、支払遅延がほとんど慢性化しているのみならず、その支払は手形によるものが多くなつてきている。そのために下請負人は過重な割引料の支払を余儀なくされており、資金繰りに窮迫した下請負人はついに倒産の憂き目を見るに至つてゐる。政府は、このような実情をいかに把握し、これに対する事前、事後の対策をどのように講じているか。詳細な回答をいただきたい。

二 建設業法第二十四条の三においては、元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形部分に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならないと規定し、更に、第二十四条の五においては、特定建設業者の下請代金の支払期日等について厳しい規定を設けているが、これらの規定は厳格に遵守、励行されているか。もし、遵守、励行さ

れていないとすれば、その原因及び理由はどこにあると考えるか。

三 下請負人は、元請負人に対し従属関係にあるので、下請代金の支払に関し元請負人に建設業法違反の行為があつた場合でも、取引停止等の後難を恐れて泣き寝入りしているのが通例とされている。このような下請負人の窮境を救済するためには、現行法を改正してその不備、欠陥を是正すべきであると考えるが、政府にその用意があるか。右質問する。

昭和四十九年三月八日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員玉置一徳君提出建設工事の下請代金支払の確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員玉置一徳君提出建設工事の下請代金支払の確保に関する質問に対する答弁書

書

一について

建設業界は、最近における建設資材価格の高騰、総需要抑制策等に伴う受注減、金融引締め等の影響により、困難な状況に直面しており、下請代金の支払期日の延伸、長期手形の増加等、下請業者の資金繰りを圧迫するような事態

の発生が、憂慮されるところである。

このため、建設業法の規定による下請代金の支払期日の厳守等所要の指導監督を強化するほか、中小建設業者に対する政府関係中小企業金融機関の貸付けについて配慮するとともに、信用保証協会による債務保証の活用、公共工事の請負契約における発注単価と請負代金の適正化、前払金制度の積極的活用等を図っているところである。

## 二について

建設業法における下請保護の規定については、つとに元請業者に対し、その趣旨の徹底を図っているところであり、建設業法第二十四条の三及び第二十四条の五の規定は、遵守、励行されているものと考えるが、最近における建設業をめぐる客観情勢の悪化に伴い、これらの規定違反の発生も考えられるので、今後とも、元請業者に対する指導監督を強化してまいりたい。

## 三について

下請業者の保護については、昭和四十六年の建設業法の一部改正により、不当に低い請負代金の禁止、下請代金の支払遅延の禁止等所要の規定の整備を図ったところであり、これら規定の適切な運用によつて対処することとし、当面、建設業法を改正する考えはない。右答弁する。

## (答弁通知書受領)

一、去る八日、内閣から、衆議院議員木原実君提出成田空港のアクセス(陸上交通)に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和四十九年三月二十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

## 衆議院会議録第十五号中正誤

| ページ | 段 行 | 誤      | 正      |
|-----|-----|--------|--------|
| 三三  | 二九  | 申し上げ   | 見ますと、  |
| 三三  | 三〇  | 見ますと、  | 削減     |
| 三三  | 三二  | 削減     | 第一に、   |
| 三三  | 三三  | 第一は、   | をしたら   |
| 三三  | 三四  | をしたら   | なつておる、 |
| 三三  | 三五  | なつておる、 | 財源     |
| 三三  | 三六  | 財源     | 減税分    |
| 三三  | 三七  | 減税分    | 財投の    |
| 三三  | 三八  | 財投の    | ある。    |
| 三三  | 三九  | ある。    |        |

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一)

三八六

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

○第七十二回国會議院會議錄 第十六号(二)

昭和四十九年度一般会計予算

昭和四十九年一月二十一日

内閣総理大臣 田中角榮

昭和49年度一般會計予算予

第1条 昭和49年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ17,089,430,036千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

第2条 「財政法」第14条の2の規定による新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法(第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとする。

第4条 「財政法」第15条第1項の規定により昭和49年度において国が債務を負担する行為は、「丁号

(嚴入嚴田予算等の内訳)

「経費要  
求書」は、別に添附する。

第6条第1項ただし書の規定により昭和9年度において公債を発行することのできる限度額は、2,160,000,000千円とする。

2 前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

第7条 「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

| 所 | 管 | 組 | 織  | 項                |
|---|---|---|----|------------------|
| 國 | 會 | 衆 | 議院 | 衆議院施設費<br>參議院施設費 |

[illegible]

[illegible]

| 債 務                                                    | 根 拠 規 定                               | 金 額 の 限 度                                         |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 1 日本国有鉄道<br>公債により発行する鉄道<br>債券に係る債務                     | 「鉄道債券及び電信電話債<br>券等に係る債務の保証に関<br>する法律」 | 額面総額 70,000,000 千円及びその<br>利息に相当する金額               |
| 2 中小企業金融公庫<br>公債により発行する中小<br>企業債券の元本の償還及<br>び利息の支払     | 「中小企業金融公庫法」第25<br>条の3                 | 額面総額 10,000,000 千円及びその<br>利息に相当する金額               |
| 3 北海道東北開発公庫<br>公債により発行する北海<br>道東北開発債券の元本の<br>償還及び利息の支払 | 「北海道東北開発公庫法」第<br>28条                  | 額面総額 36,500,000 千円及びその<br>利息に相当する金額               |
| 4 公営企業金融公庫<br>公債により発行する公債<br>及び利息の支払                   | 「公営企業金融公庫法」第26<br>条                   | 額面総額 115,000,000 千円及びその<br>利息に相当する金額              |
| 5 日本住宅公団<br>公債により発行する住宅債<br>券及び借入金に係る債務                | 「日本住宅公団法」第51条                         | 額面総額及び元本金額の合計額<br>20,000,000 千円並びにその利息に<br>相当する金額 |
| 6 日本道路公団<br>公債により発行する道路<br>債券に係る債務                     | 「日本道路公団法」第28条                         | 額面総額 41,100,000 千円及びその<br>利息に相当する金額               |
| 7 首都高速道路公団<br>公債により発行する首都<br>高速道路債券に係る債務               | 「首都高速道路公団法」第38<br>条の2                 | 額面総額 20,000,000 千円及びその<br>利息に相当する金額               |
| 8 阪神高速道路公団<br>公債により発行する阪神<br>高速道路債券及び借入金<br>に係る債務      | 「阪神高速道路公団法」第38<br>条                   | 額面総額及び元本金額の合計額<br>15,000,000 千円並びにその利息に<br>相当する金額 |
| 9 船舶整備公団<br>公債により発行する船舶<br>整備債券及び借入金に係<br>る債務          | 「船舶整備公団法」第26条の<br>2                   | 額面総額及び元本金額の合計額<br>5,500,000 千円並びにその利息に相<br>当する金額  |
| 10 日本鉄道建設公団<br>公債により発行する鉄道<br>建設債券に係る債務                | 「日本鉄道建設公団法」第29<br>条の2                 | 額面総額 10,000,000 千円及びその<br>利息に相当する金額               |
| 11 石油開発公団<br>公債により発行する石油<br>開発債券及び借入金に係<br>る債務         | 「石油開発公団法」第26条                         | 額面総額及び元本金額の合計額<br>13,600,000 千円並びにその利息に<br>相当する金額 |

|                                                                                                  |                                                     |                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 国土総合開発公団<br>公債により発行する国土<br>総合開発債券及び借入金<br>に係る債務                                               | 「国土総合開発公団法」(仮<br>称)                                 | 額面総額及び元本金額の合計額<br>40,700,000 千円並びにその利息に<br>相当する金額                                                                                       |
| 13 畜産振興事業団<br>借入金に係る債務                                                                           | 「畜産物の価格安定等に関<br>する法律」第44条第4項                        | 元本金額 1,600,000 千円及びその利<br>息に相当する金額                                                                                                      |
| 14 日本蚕糸事業団<br>借入金に係る債務                                                                           | 「繭糸価格安定法」第12条の<br>4第4項                              | 元本金額 15,300,000 千円及びその<br>利息に相当する金額                                                                                                     |
| 15 中小企業振興事業団<br>公債により発行する中小<br>企業振興債券及び借入金<br>に係る債務                                              | 「中小企業振興事業団法」第<br>28条                                | 額面総額及び元本金額の合計額<br>8,800,000 千円並びにその利息に相<br>当する金額                                                                                        |
| 16 動力炉・核燃料開発事<br>業団<br>公債により発行する動力<br>炉・核燃料開発債券及び<br>借入金に係る債務                                    | 「動力炉・核燃料開発事業<br>団法」第34条                             | 額面総額及び元本金額の合計額<br>2,200,000 千円並びにその利息に相<br>当する金額                                                                                        |
| 17 東北開発株式会社<br>公債により発行する東北<br>開発債券の元本の償還及<br>び利息の支払                                              | 「東北開発株式会社法」第12<br>条の2                               | 額面総額 2,600,000 千円及びその利<br>息に相当する金額                                                                                                      |
| 18 日本航空機製造株式会社<br>社<br>借入金に係る債務                                                                  | 「航空機工業振興法の一部<br>を改正する法律(昭和34年<br>法律第45号)」附則第3条の2    | 元本金額 9,000,000 千円及びその利<br>息に相当する金額                                                                                                      |
| 19 下水道事業センター<br>借入金に係る債務                                                                         | 「下水道事業センター法」第<br>35条第1項                             | 元本金額 8,900,000 千円及びその利<br>息に相当する金額                                                                                                      |
| 20 「国際復興開発銀行等<br>からの外資の受入に関する<br>法律」第2条第2項各号に<br>掲げる法人<br>債券又は地方債証券のうち<br>外貨をもつて支払われ<br>るものに係る債務 | 「国際復興開発銀行等から<br>の外資の受入に関する特別<br>措置に関する法律」第2条<br>第2項 | 引受契約締結の日における「外国<br>為替及び外国貿易管理法」第7条<br>第1項に規定する基準外外国為替相<br>場又は同条第2項に規定する利息及<br>外国為替相場により表算した金額が<br>表示元本の額面総額並びにその利息<br>及び元本の加算金にその他引受契約に |



基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減価基金に払い込むべき金額に相当する金額

2 政府は、予見し難い経済事情の変動により前項第2号から第12号まで、第17号及び第19号に掲げる法人の事業資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、同項右欄に定める当該各法人ごとの額面総額及び元本金額の合計額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額を増額することができる。

3 第1項第1号から第12号まで、第15号から第17号まで及び第20号に規定する債券又は地方債証券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は地方債証券の額面金額及びその利息に相当する金額(期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減価基金に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む)をこれらの各号に定める限度額(前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額が増額された場合には、当該増額された後の金額)に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

4 「工業再配置・産地地域振興公団法の一部を改正する法律(仮称)」の規定による工業再配置・産地地域振興公団(この項において「工配産地公団」という。)の国士総合開発公団への移行及び日本住宅公団の業務の一部の国士総合開発公団への承継が昭和49年4月1日までになされた場合には、(1) 当該移行がなされない間は、工配産地公団が公団により発行する工業再配置・産地地域振興債券及び借入金に係る債務について、「工業再配置・産地地域振興公団法」第26条の2の規定に基づき政府が保証することができ金額の限度は同債券の額面総額及び借入金の元本金額の合計額23,800,000千円並びにその利息に相当する金額とし、当該承継がなされない間は、日本住宅公団の負担する当該承継に係る業務に相当する債務について保証するための限度として8,500,000千円を第1項第5号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額に加算し、8,500,000千円を同項第12号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額から減算して、それぞれ前3項の規定を適用し、

(2) 当該移行がなされた後においては、移行前に行われた工配産地公団に係る債務についての保証することができ金額の限度の増額又は保証はこれを国士総合開発公団に係る債務についての保証することができ金額の限度の増額又は保証とみなし、当該承継がなされた後においては、承継前に行われた日本住宅公団に係る債務についての保証することができ金額の限度の増額又は保証のうち当該承継に係る業務に対応する部分はこれを国士総合開発公団に係る債務についての保証することができ金額の限度の増額又は保証とみなして、それぞれ前3項の規定を適用する。

(予算の移替等)

第12条 行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、「甲号歳入歳出予算」、「乙号総経費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分に

より予算を執行することができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間に於いて予算の移替えをすることができると。

2 行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の組織又は項に用いられている行政機関の名称、が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その組織又は項に係る予算はその目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第18条 次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれ右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができると。

| 所 | 管 | 組   | 機  | 項                                                                                                                                                                                           |
|---|---|-----|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総 | 理 | 府   | 行政 | 行政情報処理調査研究費                                                                                                                                                                                 |
| 理 | 府 | 北海道 | 道庁 | 北海道沿岸事業費、北海道漁港施設費、北海道住宅建設事業費、北海道住宅対策諸費、北海道都市計画事業費、北海道土地改良事業費、北海道農用地開発事業費、北海道特定地域農業開発事業費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道大型魚礁設置等事業費、北海道離島電気導入事業費、北海道離島簡易水道施設整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道特定開発事業推進調査費 |
| 政 | 府 | 北海道 | 道庁 | 施設運営等関連諸費                                                                                                                                                                                   |
| 務 | 省 | 建設  | 省庁 | 国民生活安定緊急対策費、政策推進調査調整費                                                                                                                                                                       |
| 省 | 省 | 経済  | 省庁 | 特別研究促進調査費、海洋開発調査研究促進費、原子力平和利用研究促進費、国立機関原子力試験研究費、放射能調査研究費                                                                                                                                    |
| 大 | 省 | 環境  | 省庁 | 環境保全総合調査研究促進調査費、国立機関公害防止等試験研究費                                                                                                                                                              |
| 蔵 | 省 | 沖繩  | 県庁 | 沖繩教育振興事業費、沖繩保健衛生等対策諸費、沖繩農業振興費、沖繩開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖繩農道等整備事業費、沖繩住宅対策諸費                                                                                                                      |
| 省 | 省 | 国土  | 省庁 | 地域開発計画調査費、離島振興事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、水資源開発事業費、国土総合開発事業調整費                                                                                                                              |
| 大 | 省 | 蔵   | 省  | 科学的財務管理調査費、公営住宅施設費(国会、裁判所又は会計検査院の省庁別宿舍の設置に係るものに限る。)                                                                                                                                         |

2 前条第1項の規定に基づき前項右欄に掲げる項に係る予算が移し替えられた場合においても、当該項に係る予算を使用するときは、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

(予算の移用)

第14条「財政法」第38条第1項ただし書の規定により移用することができる場合は、第1表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第2表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合及び第8表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各組織の経費の金額を当該各組織又は各組織の間において相互に移用する場合とする。

| 所       | 管                                                                                                                                                                                                  |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 総 理 府 | 移用することのできる組織(括弧書は当該組織の経費を示す)<br>防衛本庁(施設整備費)と防衛施設庁(施設運営等関係諸費)                                                                                                                                       |
| 2 農 林 省 | イ 農林水産技術会議(農林水産業技術振興費)と農林本省試験研究機関(農林本省試験研究所)、農林本省検査指導機関(農林本省検査指導所のうち、牧場及び農場に係るものに限る。)、林野庁(林業試験場)、水産庁(水産庁、水産庁試験研究所、水産大学校)<br>ロ 農林本省(海岸事業費、土地改良事業費、農用地開発事業費、特定地域農業開発事業費)と地方農政局(海岸事業工事諸費、土地改良事業等工事諸費) |
| 3 建 設 省 | 建設本省(都市計画事業費)と地方建設官署(公園事業工事諸費)                                                                                                                                                                     |

| 所 管 官 庁 | 組 織         | 移 用 す る こ と が で き る 項                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 総 理 府 | 北 海 道 開 発 庁 | イ 北海道海岸事業費、北海道漁港施設費、北海道住宅建設事業費、北海道都市計画事業費、北海道土地改良事業費、北海道農用地開発事業費、北海道特定地域農業開発事業費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道大型魚礁設置等事業費、北海道離島電気導入事業費、北海道離島簡易水道施設整備費及び豊後漁業用揮発油稅財源身替北海道農道等整備事業費の各項の間<br>ロ 北海道治水事業工事諸費、北海道道路事業工事諸費、北海道漁港空港整備事業工事諸費、北海道土地改良事業等工事諸費及び北海道 |

北海道的各項事業費、北海道的治山事業費、北海道的造林事業費、北海道的道路修繕費、北海道的港灣設備事業費、北海道的船舶燃料費、北海道的航空整備事業費、北海道的港務事業費、北海道的漁業事業費、北海道的農業事業費、北海道的林業事業費、北海道的礦業事業費、北海道的工業事業費、北海道的商業事業費、北海道的交通事業費、北海道的衛生事業費、北海道的社會事業費、北海道的教育事業費、北海道的文化事業費、北海道的體育事業費、北海道的藝術事業費、北海道的科學事業費、北海道的技術事業費、北海道的職業訓練事業費、北海道的勞働保險事業費、北海道的失業保險事業費、北海道的公債發行事業費、北海道的公債償還事業費、北海道的公債管理事業費、北海道的公債銷售事業費、北海道的公債抵押事業費、北海道的公債擔保事業費、北海道的公債信託事業費、北海道的公債代理事業費、北海道的公債顧問事業費、北海道的公債諮詢事業費、北海道的公債評估事業費、北海道的公債審計事業費、北海道的公債監事事業費、北海道的公債會計事業費、北海道的公債法律事務事業費、北海道的公債稅務事務事業費、北海道的公債保險事務事業費、北海道的公債其他事務事業費。

|   |                       |
|---|-----------------------|
| イ | 沖縄開発事業費と農林漁業用預金油税財源身  |
| イ | 普沖縄農道等整備事業費           |
| イ | 沖縄道陥路事業工事諸費及び沖縄土      |
| イ | 沖繩道陥路事業工事諸費           |
| イ | 普沖縄航空港整備事業工事諸費の各項目    |
| イ | 沖繩治水事業工事諸費            |
| イ | 地改良事業工事諸費の各項目         |
| イ | の各項又は揮発油税等財源沖繩道陥路整備事業 |
| イ | 費及び航空燃料税財源沖繩道陥路整備事業費  |
| イ | 業の各項及びの各項             |

離身營財源油彈用漁業林農費業事備整等道農島離

刑務所収容費、少年院収容費、少年鑑別所収容費及び婦人補導院収容費の各項の間

農業施設災害関連事業費と農業施設災害復旧事業費

山林施設災害復旧事業費と山林施設災害関連事業費

漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費

港灣施設災害関係  
港灣施設災害復旧事業費と港灣施設災害関係事業費

[illegible]

- 1 予定経費要求書に予定した職員基本給、職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
- 2 予定経費要求書に予定した住居費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

(俸給予算等の制限)

第五條 俸給予算の執行に当たつては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であつても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行つてはならない。

甲号 歳入歳出予算  
歳入

| 主 管 部 入     | 款               | 項                   | 金 額(千円) |
|-------------|-----------------|---------------------|---------|
| 国 会 雑 収 入   | 国 有 財 産 利 用 収 入 | 国 有 財 産 貸 付 収 入     | 563,116 |
|             |                 | 国 有 財 産 貸 付 収 入     | 109,220 |
|             |                 | 国 有 財 産 貸 付 収 入     | 109,220 |
|             |                 | 国 有 財 産 貸 付 収 入     | 453,896 |
| 裁 判 所 雑 収 入 | 国 有 財 産 利 用 収 入 | 国 議 員 互 助 年 金 法 納 金 | 417,269 |
|             |                 | 許 可 債 及 及 手 数 納 金   | 50      |
|             |                 | 許 可 債 及 及 手 数 納 金   | 237     |
|             |                 | 許 可 債 及 及 手 数 納 金   | 36,258  |
| 計 査 院 雑 収 入 | 国 有 財 産 利 用 収 入 | 許 可 債 及 及 手 数 納 金   | 82      |
|             |                 | 許 可 債 及 及 手 数 納 金   | 642,006 |
|             |                 | 許 可 債 及 及 手 数 納 金   | 220,994 |
|             |                 | 許 可 債 及 及 手 数 納 金   | 220,894 |
| 計 査 院 雑 収 入 | 国 有 財 産 利 用 収 入 | 許 可 債 及 及 手 数 納 金   | 421,012 |
|             |                 | 許 可 債 及 及 手 数 納 金   | 1,980   |
|             |                 | 許 可 債 及 及 手 数 納 金   | 301,213 |
|             |                 | 許 可 債 及 及 手 数 納 金   | 64,536  |
| 計 査 院 雑 収 入 | 国 有 財 産 利 用 収 入 | 許 可 債 及 及 手 数 納 金   | 7,740   |
|             |                 | 許 可 債 及 及 手 数 納 金   | 45,543  |
|             |                 | 許 可 債 及 及 手 数 納 金   | 6,412   |
|             |                 | 許 可 債 及 及 手 数 納 金   | 6,325   |
| 計 査 院 雑 収 入 | 国 有 財 産 利 用 収 入 | 許 可 債 及 及 手 数 納 金   | 6,325   |
|             |                 | 許 可 債 及 及 手 数 納 金   | 87      |
|             |                 | 許 可 債 及 及 手 数 納 金   |         |
|             |                 | 許 可 債 及 及 手 数 納 金   |         |

|     |           |          |          |            |
|-----|-----------|----------|----------|------------|
| 内閣  | 雑収入       | 国有財産利用収入 | 物品売却収入   | 77         |
|     |           | 諸収入      | 雑        | 10         |
|     |           |          | 国有財産貸付収入 | 9,857      |
|     |           |          | 物品売却収入   | 9,763      |
|     |           |          | 雑        | 94         |
|     |           |          |          | 76         |
|     |           |          |          | 18         |
| 總理府 | 官業益金及官業収入 | 官業収入     | 病院収入     | 428,895    |
|     |           |          |          | 428,895    |
|     |           |          |          | 428,895    |
|     |           |          |          | 274,663    |
|     |           |          |          | 155,904    |
|     |           |          |          | 155,904    |
|     |           |          |          | 118,759    |
|     |           |          |          | 8,696      |
|     |           |          |          | 110,063    |
|     |           |          |          | 45,271,787 |
|     |           |          |          | 1,835,088  |
|     |           |          |          | 1,734,386  |
|     |           |          |          | 99,979     |
|     |           |          |          | 723        |
|     |           |          |          | 43,436,699 |
|     |           |          |          | 49,326     |
|     |           |          |          | 84,846     |
|     |           |          |          | 39,181,380 |

| 法 務 省 | 政 府 資 産 整 理 収 入 | 回 収 金 等 収 入     | 特別會計整理収入          | 計          |  |
|-------|-----------------|-----------------|-------------------|------------|--|
|       |                 |                 |                   |            |  |
| 外 務 省 | 雑 収 入           | 国 有 財 産 利 用 収 入 | 升 債 及 返 納 金 入     | 1,658,218  |  |
|       |                 |                 | 物 品 売 払 収 入       | 557,161    |  |
|       |                 |                 | 特 別 調 達 資 金 受 入   | 587,055    |  |
|       |                 |                 | 雑 収 入             | 1,318,704  |  |
|       |                 |                 | 計                 | 45,975,345 |  |
|       |                 |                 | 特別會計整理収入          | 760        |  |
|       |                 |                 | 回 収 金 等 収 入       | 760        |  |
|       |                 |                 | 国 有 財 産 利 用 収 入   | 64,430,573 |  |
|       |                 |                 | 諸 収 入             | 215,792    |  |
|       |                 |                 | 計                 | 64,214,781 |  |
| 法 務 省 | 雑 収 入           | 国 有 財 産 利 用 収 入 | 國 有 財 産 貸 付 収 入   | 215,792    |  |
|       |                 |                 | 撥 入 及 没 収 金 入     | 64,598,010 |  |
|       |                 |                 | 懲 罰 及 返 納 金 入     | 342,180    |  |
|       |                 |                 | 矯 正 官 署 作 業 収 入   | 8,954,014  |  |
|       |                 |                 | 物 品 売 払 収 入       | 152,955    |  |
|       |                 |                 | 雑 収 入             | 172,622    |  |
|       |                 |                 | 計                 | 64,431,333 |  |
|       |                 |                 | 國 有 財 産 貸 付 収 入   | 28,991     |  |
|       |                 |                 | 利 子 収 入           | 27,699     |  |
|       |                 |                 | 計                 | 1,292      |  |
| 外 務 省 | 雑 収 入           | 国 有 財 産 利 用 収 入 | 許 可 及 及 手 数 料 金 入 | 516,703    |  |
|       |                 |                 | 升 債 及 及 売 払 収 入   | 242,195    |  |
|       |                 |                 | 物 品 売 払 収 入       | 254,560    |  |
|       |                 |                 | 計                 | 19,028     |  |
|       |                 |                 | 計                 | 19,028     |  |

| 大 蔵 省 | 租 税 及 印 紙 收 入 | 租 税               | 雑 入            | 920 |
|-------|---------------|-------------------|----------------|-----|
|       |               | 所 法 相 得 人 統 税     | 13,254,000,000 |     |
|       |               | 酒 砂 糖 消 費 油 税     | 13,179,000,000 |     |
|       |               | 揮 柴 油 税           | 4,759,000,000  |     |
|       |               | 石 油 ガ ス 税         | 4,928,000,000  |     |
|       |               | 航 空 機 燃 料 税       | 432,000,000    |     |
|       |               | 物 品 税             | 885,000,000    |     |
|       |               | ト ラ ッ ク 車 類 税     | 51,000,000     |     |
|       |               | 取 引 所 取 引 税       | 694,000,000    |     |
|       |               | 有 価 証 券 行 場 税     | 12,000,000     |     |
|       |               | 通 入 自 関 税         | 13,000,000     |     |
|       |               | 印 紙 收 入           | 614,000,000    |     |
|       |               | 日本専売公社納付金         | 700,000        |     |
|       |               | 官 業 益 金           | 11,300,000     |     |
|       |               | 官 業 益 金 及 官 業 収 入 | 58,000,000     |     |
|       |               | 官 業 益 金 及 官 業 収 入 | 22,000,000     |     |
|       |               | 官 業 益 金 及 官 業 収 入 | 11,000,000     |     |
|       |               | 官 業 益 金 及 官 業 収 入 | 199,000,000    |     |
|       |               | 官 業 益 金 及 官 業 収 入 | 482,000,000    |     |
|       |               | 官 業 益 金 及 官 業 収 入 | 7,000,000      |     |
|       |               | 官 業 益 金 及 官 業 収 入 | 75,000,000     |     |
|       |               | 官 業 益 金 及 官 業 収 入 | 75,000,000     |     |
|       |               | 官 業 益 金 及 官 業 収 入 | 344,011,985    |     |
|       |               | 官 業 益 金 及 官 業 収 入 | 344,011,995    |     |
|       |               | 官 業 益 金 及 官 業 収 入 | 344,011,995    |     |
|       |               | 官 業 益 金 及 官 業 収 入 | 1,826,778      |     |
|       |               | 官 業 益 金 及 官 業 収 入 | 1,826,778      |     |

| 政府資産整理収入 | 雑収入             | 政府資産整理収入        |             |
|----------|-----------------|-----------------|-------------|
|          |                 | 国 有 財 産 処 分 収 入 | 回 収 金 等 収 入 |
| 雑収入      | 国 有 財 産 利 用 収 入 | 印刷局特別会計受入金      | 1,826,778   |
|          |                 | 国 有 財 産 売 払 収 入 | 28,314,905  |
|          |                 | 特別会計整理収入        | 27,732,669  |
|          |                 | 引継債権整理収入        | 27,732,669  |
|          |                 | 地方債証券償還収入       | 582,236     |
|          |                 | 国際連合公債償還収入      | 2,913       |
|          |                 | 政府出資回収金収入       | 17,283      |
|          |                 |                 | 13,501      |
|          |                 |                 | 77,117      |
|          |                 |                 | 471,422     |
| 雑収入      | 国 有 財 産 利 用 収 入 |                 | 137,328,045 |
|          |                 | 国 有 財 産 賃 付 収 入 | 8,251,621   |
|          |                 | 国 有 財 産 使 用 収 入 | 7,248,263   |
|          |                 | 配 当 金 収 入       | 373         |
|          |                 | 利 子 収 入         | 2,750       |
|          |                 |                 | 1,000,235   |
|          |                 |                 | 100,213,028 |
|          |                 | 日 本 銀 行 納 付 金   | 99,012,000  |
|          |                 | 雑 納 付 金         | 1,201,028   |
|          |                 |                 | 28,863,396  |
| 雑収入      | 諸 収 入           | 文官恩給費特別会計等負担金   | 8,008,379   |
|          |                 | 特別会計受入金         | 7,416,635   |
|          |                 | 許可及手数料金         | 1,543,830   |
|          |                 | 徴収及没収金          | 750,058     |
|          |                 | 償還及返納金          | 133,725     |
|          |                 | 弁物売払収入          | 52,569      |
|          |                 | 補助貨幣回収準備資金受入    | 10,765,148  |
|          |                 |                 |             |
|          |                 |                 |             |
|          |                 |                 |             |

|       |       |                 |       |   |                |
|-------|-------|-----------------|-------|---|----------------|
| 文 部 省 | 公 債 金 | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 公 債 金 | 入 | 198,052        |
|       |       |                 | 公 債 金 |   | 2,160,000,000  |
|       |       |                 |       |   | 2,160,000,000  |
|       |       |                 |       |   | 2,160,000,000  |
| 厚 生 省 | 公 債 金 | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 公 債 金 | 入 | 455,425,206    |
|       |       |                 |       |   | 455,425,206    |
|       |       |                 |       |   | 455,425,206    |
|       |       |                 |       |   | 455,425,206    |
| 文 部 省 | 公 債 金 | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 公 債 金 | 入 | 16,380,906,929 |
|       |       |                 |       |   |                |
|       |       |                 |       |   |                |
|       |       |                 |       |   |                |
| 厚 生 省 | 公 債 金 | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 公 債 金 | 入 | 580,112        |
|       |       |                 |       |   | 478,097        |
|       |       |                 |       |   | 32,341         |
|       |       |                 |       |   | 445,756        |
| 文 部 省 | 公 債 金 | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 公 債 金 | 入 | 102,015        |
|       |       |                 |       |   | 23,569         |
|       |       |                 |       |   | 7,818          |
|       |       |                 |       |   | 1,484          |
| 厚 生 省 | 公 債 金 | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 公 債 金 | 入 | 29,289         |
|       |       |                 |       |   | 31,318         |
|       |       |                 |       |   | 8,577          |
|       |       |                 |       |   |                |
| 文 部 省 | 公 債 金 | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 公 債 金 | 入 | 22,688         |
|       |       |                 |       |   | 22,688         |
|       |       |                 |       |   | 1,769,381      |
|       |       |                 |       |   | 34,304         |
| 厚 生 省 | 公 債 金 | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 公 債 金 | 入 | 30,384         |
|       |       |                 |       |   |                |
|       |       |                 |       |   |                |
|       |       |                 |       |   |                |



| 農 林 省 雑 収 入           | 諸 収 入      | 国 有 財 産 利 用 収 入 | 納 付 金 | 諸 収 入 |
|-----------------------|------------|-----------------|-------|-------|
| 国 有 財 産 使 用 収 入       | 745        |                 |       |       |
| 利 子 収 入               | 3,175      |                 |       |       |
|                       | 1,735,027  |                 |       |       |
| 授 業 料 及 入 学 検 定 料     | 1,179      |                 |       |       |
| 許 可 及 手 数 料           | 60         |                 |       |       |
| 受 託 調 査 試 験 及 役 務 収 入 | 17,079     |                 |       |       |
| 弁 償 及 返 納 金 入         | 1,552,164  |                 |       |       |
| 物 品 売 払 収 入           | 24,018     |                 |       |       |
| 雑 入                   | 40,527     |                 |       |       |
| 計                     | 1,792,019  |                 |       |       |
|                       |            | 84,658,410      |       |       |
|                       |            | 354,187         |       |       |
| 国 有 財 産 貸 付 収 入       | 340,477    |                 |       |       |
| 国 有 財 産 使 用 収 入       | 13,710     |                 |       |       |
|                       |            | 70,225,702      |       |       |
| 日 本 中 央 競 馬 会 納 付 金   | 70,225,702 |                 |       |       |
|                       |            | 14,078,521      |       |       |
| 特 別 会 計 受 入 金         | 89,943     |                 |       |       |
| 公 共 事 業 費 負 担 金       | 6,646,728  |                 |       |       |
| 授 業 料 及 入 学 検 定 料     | 29,208     |                 |       |       |
| 許 可 及 手 数 料           | 2,322      |                 |       |       |
| 受 託 調 査 試 験 及 役 務 収 入 | 4,061,185  |                 |       |       |
| 弁 償 及 返 納 金 入         | 374,613    |                 |       |       |
| 物 品 売 払 収 入           | 1,080,421  |                 |       |       |
| 雑 入                   | 1,784,101  |                 |       |       |

| 通 商 産 業 省 | 専 充 納 付 金       | 了ルコール専売事業特別会計<br>納付金  |                      |
|-----------|-----------------|-----------------------|----------------------|
|           |                 | 了ルコール専売事業特別会計<br>納付金  | 了ルコール専売事業特別会計<br>納付金 |
| 運 輸 省     | 政 府 資 産 整 理 収 入 | 回 収 金 等 収 入           | 185,951              |
|           |                 | 特 別 会 計 整 理 収 入       | 185,951              |
|           | 雑 収 入           | 貸 付 金 等 回 収 金 収 入     | 458,316              |
|           |                 | 特 別 会 計 整 理 収 入       | 458,316              |
|           | 諸 収 入           | 国 有 財 産 利 用 収 入       | 5,083                |
|           |                 | 国 有 財 産 貸 付 収 入       | 458,238              |
|           | 諸 収 入           | 国 有 財 産 使 用 収 入       | 2,258,876            |
|           |                 | 利 子 収 入               | 280,772              |
|           | 諸 収 入           | 授 業 料 及 入 学 検 定 料     | 64,897               |
|           |                 | 受 託 調 査 試 験 及 役 務 収 入 | 195,795              |
| 運 輸 省     | 国 有 財 産 利 用 収 入 | 機 械 及 返 納 金 収 入       | 80                   |
|           |                 | 物 品 売 収 入             | 1,989,104            |
|           | 諸 収 入           | 雑 計                   | 900                  |
|           |                 | 計                     | 67,413               |
|           | 諸 収 入           | 国 有 財 産 貸 付 収 入       | 405,200              |
|           |                 | 国 有 財 産 使 用 収 入       | 1,511,257            |
|           | 諸 収 入           | 国 有 財 産 利 用 収 入       | 14,834               |
|           |                 | 諸 収 入                 | 2,904,143            |
|           | 諸 収 入           | 公 共 事 業 費 負 担 金       | 899,550              |
|           |                 | 投 業 料 及 入 学 検 定 料     | 250,990              |
| 運 輸 省     | 諸 収 入           | 国 有 財 産 利 用 収 入       | 229,242              |
|           |                 | 諸 収 入                 | 21,748               |
|           | 諸 収 入           | 公 共 事 業 費 負 担 金       | 648,560              |
|           |                 | 投 業 料 及 入 学 検 定 料     | 103,093              |
|           | 諸 収 入           | 諸 収 入                 | 58,251               |
|           |                 | 諸 収 入                 | 58,251               |
|           | 諸 収 入           | 諸 収 入                 | 58,251               |
|           |                 | 諸 収 入                 | 58,251               |
|           | 諸 収 入           | 諸 収 入                 | 58,251               |
|           |                 | 諸 収 入                 | 58,251               |

| 許可及手數料 | 受託調查試驗及役務收入 | 升償及返納金 | 升物及充收入  | 雜收入    | 印紙收入        | 回税金等收入      | 國有財產利用收入    | 諸收入     | 國有財產利用收入 | 諸收入    | 勞働省雜收入 |       |       |       |    |             |        |           |       |         |       |
|--------|-------------|--------|---------|--------|-------------|-------------|-------------|---------|----------|--------|--------|-------|-------|-------|----|-------------|--------|-----------|-------|---------|-------|
| 1,952  | 51,408      | 17,576 | 403,910 | 12,370 | 508,000,000 | 508,000,000 | 508,000,000 | 120,000 | 120,000  | 28,257 | 25,280 | 2,977 | 1,842 | 1,072 | 63 | 508,148,257 | 48,622 | 1,499,180 | 8,336 | 276,860 | 1,380 |

[illegible]

歳 出

| 所 管 組 | 機 織   | 項 目               | 金 額(千円)    |
|-------|-------|-------------------|------------|
| 皇 室   | 費     | 内 廷 延 族 計         | 134,000    |
|       |       | 宮 皇               | 1,800,724  |
|       |       |                   | 79,457     |
|       |       |                   | 2,014,181  |
|       |       |                   |            |
|       |       |                   |            |
|       |       |                   |            |
|       |       |                   |            |
|       |       |                   |            |
|       |       |                   |            |
| 国 会   | 衆 議 院 | 衆 議 院 議 院 予 備 経 費 | 17,090,168 |
|       |       | 衆 議 院 議 院 予 備 経 費 | 1,829,389  |
|       |       | 衆 議 院 議 院 予 備 経 費 | 7,000      |
|       |       | 衆 議 院 議 院 予 備 経 費 | 18,928,557 |
|       |       | 衆 議 院 議 院 予 備 経 費 | 10,424,764 |
|       |       | 衆 議 院 議 院 予 備 経 費 | 1,452,820  |
|       |       | 衆 議 院 議 院 予 備 経 費 | 5,000      |
|       |       | 衆 議 院 議 院 予 備 経 費 | 11,882,584 |
|       |       | 衆 議 院 議 院 予 備 経 費 | 3,411,348  |
|       |       | 衆 議 院 議 院 予 備 経 費 | 14,317     |
| 裁 判 所 | 裁 判 所 | 国立国会図書館施設費        | 3,425,665  |
|       |       | 国立国会図書館施設費        | 41,916     |
|       |       | 国立国会図書館施設費        | 45,739     |
|       |       | 国立国会図書館施設費        | 34,322,461 |
|       |       | 国立国会図書館施設費        |            |
|       |       | 国立国会図書館施設費        |            |
|       |       | 国立国会図書館施設費        |            |
|       |       | 国立国会図書館施設費        |            |
|       |       | 国立国会図書館施設費        |            |
|       |       | 国立国会図書館施設費        |            |
| 裁 判 所 | 裁 判 所 | 最高裁判所施設費          | 19,425,538 |
|       |       | 最高裁判所施設費          | 60,337,087 |
|       |       | 最高裁判所施設費          | 3,285,384  |
|       |       | 最高裁判所施設費          | 6,237,851  |

| 裁判所予備經費 |       | 裁判所予備經費     |
|---------|-------|-------------|
| 計       |       | 8,000       |
| 檢察審査會   |       | 89,293,860  |
| 檢察審査會   |       | 2,146,550   |
| 計       |       | 91,440,410  |
| 會計検査院   | 會計検査院 | 4,105,608   |
|         | 内閣官制局 | 3,259,990   |
|         | 内閣官制局 | 285,005     |
|         | 内閣官制局 | 2,510,614   |
|         | 内閣官制局 | 76,308      |
| 内閣      | 内閣    | 6,131,912   |
|         | 内閣    |             |
|         | 内閣    |             |
|         | 内閣    |             |
|         | 内閣    |             |
| 總理府     | 總理府   | 14,891,666  |
|         | 總理府   | 39,444      |
|         | 總理府   | 413,440     |
|         | 總理府   | 527,726,418 |
|         | 總理府   | 5,868,929   |
| 總理府     | 總理府   | 2,256,076   |
|         | 總理府   | 343,818     |
|         | 總理府   | 551,089,791 |
|         | 總理府   | 83,680      |
|         | 總理府   | 1,045,418   |
| 總理府     | 總理府   | 310,993     |
|         | 總理府   | 1,440,091   |
|         | 總理府   | 205,341     |
|         | 總理府   | 459,028     |
|         | 總理府   | 1,130,926   |

| 警 察 庁      | 警 察 研 究 所 | 警 学 警 察 本 部 | 警 皇 宮 警 察 施 設 費 | 都 道 府 県 警 察 費 補 助 計 | 公 害 等 調 整 委 員 会 公 官 行 政 管 理 費 | 公 害 等 調 整 委 員 会 公 官 行 政 管 理 費 | 北 海 道 開 発 庁             |
|------------|-----------|-------------|-----------------|---------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 46,096,313 |           | 432,249     | 2,220,449       | 8,057,101           | 23,038,645                    | 74,839,757                    | 北 海 道 開 発 計 画 費         |
|            |           |             |                 |                     | 203,792                       | 3,376,119                     | 北 海 道 開 発 指 導 監 督 費     |
|            |           |             |                 |                     | 8,902,500                     | 59,771                        | 北 海 道 開 発 事 業 指 導 監 督 費 |
|            |           |             |                 |                     | 100,320                       | 9,062,591                     | 北 海 道 治 水 事 業 工 事 諸 費   |
|            |           |             |                 |                     |                               | 4,757,426                     | 北 海 道 治 水 事 業 工 事 諸 費   |
|            |           |             |                 |                     |                               | 119,400                       | 北 海 道 治 水 事 業 工 事 諸 費   |
|            |           |             |                 |                     |                               | 394,414                       | 北 海 道 治 水 事 業 工 事 諸 費   |
|            |           |             |                 |                     |                               | 37,765,595                    | 北 海 道 治 水 事 業 工 事 諸 費   |
|            |           |             |                 |                     |                               | 3,405,000                     | 北 海 道 治 水 事 業 工 事 諸 費   |
|            |           |             |                 |                     |                               | 5,026,756                     | 北 海 道 治 水 事 業 工 事 諸 費   |
|            |           |             |                 |                     |                               | 1,990,300                     | 北 海 道 治 水 事 業 工 事 諸 費   |
|            |           |             |                 |                     |                               | 83,663,000                    | 北 海 道 治 水 事 業 工 事 諸 費   |
|            |           |             |                 |                     |                               | 36,748,000                    | 北 海 道 治 水 事 業 工 事 諸 費   |
|            |           |             |                 |                     |                               | 12,424,000                    | 北 海 道 治 水 事 業 工 事 諸 費   |
|            |           |             |                 |                     |                               | 17,644,336                    | 北 海 道 治 水 事 業 工 事 諸 費   |
|            |           |             |                 |                     |                               | 12,253,871                    | 北 海 道 治 水 事 業 工 事 諸 費   |
|            |           |             |                 |                     |                               | 613,474                       | 北 海 道 治 水 事 業 工 事 諸 費   |
|            |           |             |                 |                     |                               | 338,961                       | 北 海 道 治 水 事 業 工 事 諸 費   |
|            |           |             |                 |                     |                               | 4,446,000                     | 北 海 道 治 水 事 業 工 事 諸 費   |
|            |           |             |                 |                     |                               | 13,947,307                    | 北 海 道 治 水 事 業 工 事 諸 費   |

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 北海道住宅対策諸費       | 58,424      |
| 北海道都市計画事業費      | 9,981,000   |
| 北海道土地改良事業費      | 41,972,083  |
| 北海道農用地開發事業費     | 16,988,786  |
| 北海道特定地域農業開發事業費  | 1,724,160   |
| 北海道土地改良事業等工事諸費  | 3,511,240   |
| 北海道造林事業費        | 3,283,084   |
| 北海道林道事業費        | 1,605,820   |
| 北海道大型魚礁設置等事業費   | 516,000     |
| 北海道離島電気導入事業費    | 3,229       |
| 北海道離島簡易水道施設整備費  | 63,000      |
| 北海道災害復旧事業工事諸費   | 165,346     |
| 農林漁業用揮発油稅財源身替   | 3,809,800   |
| 北海道農道等整備事業費     | 170,000     |
| 北海道特定開發事業推進調査費  | 319,294,312 |
| 計               | 592,235,610 |
| 防衛本府購入費         | 94,340,715  |
| 防衛車両等購入費        | 113,002,352 |
| 航空機購入費          | 10,423,914  |
| 艦船建造費           | 2,878,264   |
| 昭和45年度甲Ⅲ型警備艦建造費 | 6,298,103   |
| 昭和46年度甲Ⅳ型警備艦建造費 | 1,627,961   |
| 昭和46年度甲型警備艦建造費  | 2,213,287   |
| 昭和46年度潜水艦建造費    | 6,020,090   |
| 昭和47年度乙型警備艦建造費  | 2,185,889   |
| 昭和47年度潜水艦建造費    | 5,296,988   |
| 昭和48年度甲Ⅳ型警備艦建造費 | 717,058     |
| 昭和48年度乙型警備艦建造費  | 2,912,074   |
| 昭和48年度潜水艦建造費    |             |



昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(二) 昭和四十九年度一般會計予算

四〇六

|       |                 |             |
|-------|-----------------|-------------|
| 防衛施設庁 | 昭和49年度甲型警備艦建造費  | 534,118     |
|       | 昭和49年度乙型警備艦建造費  | 606,305     |
|       | 昭和49年度潜水艦建造費    | 1,238,720   |
|       | 施設整備備費          | 28,912,446  |
|       | 装備品等整備諸費        | 100,447,435 |
|       | 施設整備等附帯事務費      | 1,250,628   |
|       | 研究開発費           | 12,219,021  |
|       | 計               | 985,360,988 |
| 防衛施設庁 | 防衛施設管理事務費       | 9,520,695   |
|       | 調達業務管理事務費       | 4,320,805   |
|       | 施設運営等関連諸費       | 93,684,204  |
|       | 相互防衛援助協定交付金     | 60,990      |
|       | 計               | 107,586,694 |
| 経済企画庁 | 経済企画庁           | 5,592,649   |
|       | 国民生活安定緊急対策費     | 5,000,000   |
|       | 政策推進調査調整費       | 250,000     |
|       | 経済研究究所          | 241,298     |
|       | 計               | 11,083,942  |
| 科学技術庁 | 科学技術庁           | 2,881,241   |
|       | 筑波研究学園都市共同利用施設費 | 251,913     |
|       | 科学技術振興費         | 54,634,269  |
|       | 特別研究促進調整費       | 1,400,000   |
|       | 海洋開発調査研究促進費     | 1,052,779   |
|       | 原子力平和利用研究促進費    | 62,610,491  |
|       | 国立機関原子力試験研究費    | 856,892     |
|       | 放射能調査研究費        | 517,147     |
|       | 科学技術庁試験研究費      | 7,378,544   |
|       | 科学技術庁試験研究所施設費   | 1,122,588   |

| 資 源 調 査 所                   | 計 | 134,271     |
|-----------------------------|---|-------------|
| 環境                          | 計 | 133,340,135 |
| 環境保全総合調査研究促進調<br>整費         |   | 7,980,987   |
| 国立機関公害防止等試験研究<br>費          |   | 380,000     |
| 公害防止等調査研究費                  |   | 2,541,270   |
| 自然公園等管理費                    |   | 738,764     |
| 自然公園等施設整備費                  |   | 912,382     |
| 国立公営研究所                     |   | 2,360,702   |
| 計                           |   | 562,855     |
| 沖繩開発庁                       |   | 15,476,960  |
| 沖繩振興開発計画調査費                 |   | 4,347,572   |
| 沖繩教育振興事業費                   |   | 59,771      |
| 沖繩保健衛生等対策諸費                 |   | 6,624,458   |
| 沖繩農業振興費                     |   | 521,256     |
| 沖繩開発事業指導監督費                 |   | 1,834,161   |
| 揮発油税等財源沖繩道路整備<br>事業費        |   | 39,435      |
| 沖繩開港事業費                     |   | 17,006,000  |
| 航空燃料税財源沖繩空港整<br>備事業費        |   | 44,243,815  |
| 農林漁業用揮発油税財源身替<br>沖繩農道等整備事業費 |   | 818,314     |
| 沖繩住宅対策諸費                    |   | 138,500     |
| 沖繩治水事業工事諸費                  |   | 12,529      |
| 沖繩道路事業工事諸費                  |   | 136,800     |
| 沖繩港灣空港整備事業工事諸<br>費          |   | 286,100     |
| 沖繩土地改良事業工事諸費                |   | 181,201     |
| 計                           |   | 26,658      |
| 国土総合開発庁                     |   | 76,276,565  |
| 国土総合開発計画調査費                 |   | 11,487,876  |
| 地域開発計画調査費                   |   | 73,600      |

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(二) 昭和四十九年度一般會計予算

四〇八

| 費 査 調 査 費                   |   |               |  |
|-----------------------------|---|---------------|--|
| 国土                          | 費 | 4,186,844     |  |
| 豪雪地帯対策特別事業費                 | 費 | 189,100       |  |
| 振興山村開発総合特別事業費               | 費 | 150,000       |  |
| 小笠原諸島復興事業費                  | 費 | 1,852,348     |  |
| 離島振興特別事業費                   | 費 | 174,078       |  |
| 揮発油税等財源離島道路整備事業費            | 費 | 7,076,000     |  |
| 離島振興事業費                     | 費 | 42,950,117    |  |
| 航空燃料税財源離島空港整備事業費            | 費 | 984,310       |  |
| 農村総合整備計画調査費                 | 費 | 226,838       |  |
| 農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費     | 費 | 881,911       |  |
| 水資源開発事業費                    | 費 | 22,582,567    |  |
| 国土総合開発事業調整費                 | 費 | 13,580,000    |  |
| 計                           |   | 106,345,589   |  |
| 総理府所管合計                     |   | 2,396,522,621 |  |
| 法 務 省                       |   |               |  |
| 法務省                         | 費 | 29,613,891    |  |
| 訟務                          | 費 | 292,622       |  |
| 外国人登録事務費                    | 費 | 501,985       |  |
| 法務省施設費                      | 費 | 7,247,456     |  |
| 計                           |   | 37,745,954    |  |
| 法務総合研究所                     | 費 | 392,467       |  |
| 法務総合研究所<br>国連犯罪防止アジア地域研修協力費 | 費 | 89,077        |  |
| 計                           |   | 481,544       |  |
| 法務局                         | 費 | 23,576,864    |  |
| 法務登記諸費                      | 費 | 2,578,198     |  |
| 計                           |   | 26,154,562    |  |
| 法務省庁                        | 費 | 29,845,356    |  |



四一〇

| 在 外 公 館 費   | 在 外 公 館 設 費 | 外 務 省 所 管 合 計 | 大 藏 本 省          | 大 藏 本 省          | 大 藏 本 省          |
|-------------|-------------|---------------|------------------|------------------|------------------|
| 26,766,149  | 26,766,149  | 17,791,420    | 大 藏 本 省          | 大 藏 本 省          | 大 藏 本 省          |
| 2,778,054   | 2,778,054   | 130,000       | 科學的財務管理調查費       | 科學的財務管理調查費       | 科學的財務管理調查費       |
| 29,544,203  | 29,544,203  | 10,258,431    | 國家公務員共濟組合連合會等補助費 | 國家公務員共濟組合連合會等補助費 | 國家公務員共濟組合連合會等補助費 |
| 125,000,714 | 125,000,714 | 8,823,000     | 國庫受人預託金利息費       | 國庫受人預託金利息費       | 國庫受人預託金利息費       |
|             |             | 862,169,688   | 債 費              | 債 費              | 債 費              |
|             |             | 22,242,018    | 公務員宿舍施設費         | 公務員宿舍施設費         | 公務員宿舍施設費         |
|             |             | 85,150,000    | 政 府 出 資 費        | 政 府 出 資 費        | 政 府 出 資 費        |
|             |             | 21,275,302    | 特殊對外債務等處理費       | 特殊對外債務等處理費       | 特殊對外債務等處理費       |
|             |             | 8,329,167     | 經濟協力費            | 經濟協力費            | 經濟協力費            |
|             |             | 66,300,000    | 産業投資特別會計へ繰入      | 産業投資特別會計へ繰入      | 産業投資特別會計へ繰入      |
|             |             | 2,973,000     | 了了開発銀行出資         | 了了開発銀行出資         | 了了開発銀行出資         |
|             |             | 739,850       | 特定国有財産整備費        | 特定国有財産整備費        | 特定国有財産整備費        |
|             |             | 600,000       | 万国博覧會記念施設整備費     | 万国博覧會記念施設整備費     | 万国博覧會記念施設整備費     |
|             |             | 16,940,000    | 沖繩返還協定特別支出金      | 沖繩返還協定特別特別支出金    | 沖繩返還協定特別特別支出金    |
|             |             | 275,665       | 資金運用部資金為替差損等補填金  | 資金運用部資金為替差損等補填金  | 資金運用部資金為替差損等補填金  |
|             |             | 280,000,000   | 予 費              | 予 費              | 予 費              |
|             |             | 1,384,497,541 | 計 費              | 計 費              | 計 費              |
|             |             | 20,058,377    | 財 務 局 費          | 財 務 局 費          | 財 務 局 費          |
|             |             | 81,207        | 財 務 局 設 費        | 財 務 局 設 費        | 財 務 局 設 費        |
|             |             | 20,139,584    | 計 費              | 計 費              | 計 費              |
|             |             | 20,796,586    | 税 關 設 費          | 税 關 設 費          | 税 關 設 費          |
|             |             | 183,188       | 税 關 設 費          | 税 關 設 費          | 税 關 設 費          |
|             |             | 20,979,774    | 計 費              | 計 費              | 計 費              |

| 文 部 省 | 文 部 本 省 | 国 税 庁             |               |
|-------|---------|-------------------|---------------|
|       |         | 税 務 官 署           | 税 務 官 署       |
|       |         | 租 税 還 付 加 算 金     | 173,568,366   |
|       |         | 国 税 不 服 審 判 所     | 3,355,000     |
|       |         | 醸 造 試 験 所         | 1,715,426     |
|       |         | 税 務 官 署 施 設 費     | 163,831       |
|       |         | 計                 | 883,070       |
|       |         | 大 蔵 省 所 管 合 計     | 179,696,698   |
|       |         |                   | 1,905,312,592 |
| 文 部 省 | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 施 設 費     | 17,335,842    |
|       | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 調 査 費     | 437,128       |
|       | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 功 労 者 年 金 | 110,395       |
|       | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 功 労 者 年 金 | 264,000       |
|       | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 功 労 者 年 金 | 921,248,000   |
|       | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 功 労 者 年 金 | 14,145,186    |
|       | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 功 労 者 年 金 | 21,793,324    |
|       | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 功 労 者 年 金 | 19,623,517    |
|       | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 功 労 者 年 金 | 9,822,167     |
|       | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 功 労 者 年 金 | 15,590,956    |
|       | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 功 労 者 年 金 | 1,904,516     |
|       | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 功 労 者 年 金 | 28,738,306    |
|       | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 功 労 者 年 金 | 1,495,583     |
|       | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 功 労 者 年 金 | 11,005,372    |
|       | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 功 労 者 年 金 | 1,783,942     |
|       | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 功 労 者 年 金 | 7,931,950     |
|       | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 功 労 者 年 金 | 7,164,440     |
|       | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 功 労 者 年 金 | 71,297,395    |
|       | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 功 労 者 年 金 | 150,979,093   |
|       | 文 部 本 省 | 文 部 本 省 功 労 者 年 金 | 125,000       |

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(二) 昭和四十九年度一般会計予算

四二一

| 厚 生 省         | 厚 生 本 省 | 文 部 省 所 管 合 計 | 文 部 本 省 所 轄 機 関 |
|---------------|---------|---------------|-----------------|
| 国立学校運営費       |         |               | 文部本省所轄研究所       |
| 382,605,079   |         |               | 文部本省所轄研究所施設費    |
| 65,446,286    |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 1,750,848,477 |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 2,579,915     |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 456,730       |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 98,085        |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 257,575       |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 1,388,974     |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 1,215,653     |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 5,996,932     |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 1,883,709     |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 2,227,266     |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 4,813,975     |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 4,560,989     |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 1,488,362     |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 240,152       |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 672,610       |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 1,036,056     |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 217,638       |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 184,342       |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 17,335,089    |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 1,774,180,508 |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 19,383,407    |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 974,769       |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 3,548,339     |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 24,722,532    |         |               | 国立社会教育研究所       |
| 2,671,570     |         |               | 国立社会教育研究所       |

厚生本省試験研究機関

結核医療費  
 精神衛生費  
 国立病院及療養所経営費  
 国立病院及療養所施設費  
 生活保護費  
 身体障害者保護費  
 老人福祉費  
 婦人保健費  
 社会福祉施設整備費  
 社会福祉施設諸費  
 災害救助等諸費  
 児童保護費  
 特別児童扶養手当等給付諸費  
 母子福祉費  
 児童扶養手当給付諸費  
 社会保険国庫負担金  
 健康保険組合補助金  
 厚生年金基金等助成費  
 国民健康保険助成費  
 国民年金国庫負担金  
 遺族及留守家族等援護費  
 環境衛生施設整備費  
 農業者年金実施費  
 児童手当国庫負担金  
 計

厚生本省試験研究所

68,225,674  
 15,501,348  
 66,685,373  
 28,134,834  
 3,352,626  
 443,014,860  
 11,258,601  
 161,346,727  
 1,056,124  
 5,900,013  
 38,986,429  
 652,976  
 188,860,614  
 4,611,776  
 1,580,000  
 15,682,005  
 301,383,598  
 2,643,840  
 575,824  
 790,044,082  
 508,418,492  
 50,589,448  
 44,106,818  
 415,562  
 47,918,824  
 2,847,147,530  
 4,623,060



昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 昭和四十九年度一般會計全表

四一四

|       |              |                |         |
|-------|--------------|----------------|---------|
| 農 林 省 | 検 疫 所        | 血清等製造及検定費<br>計 | 303,728 |
|       | 国立らい療養所      | 4,926,788      |         |
|       | 国立らい療養所運営費   | 2,205,628      |         |
|       | 国立らい療養所施設費   | 10,095,619     |         |
|       | 計            | 882,519        |         |
|       | 国立更生援護機関     | 10,978,138     |         |
|       | 国立更生援護所運営費   | 1,897,868      |         |
|       | 国立更生援護所施設費   | 68,353         |         |
|       | 計            | 1,966,221      |         |
|       | 地方医務局        | 570,215        |         |
| 農 林 省 | 地方医務局        | 499,709        |         |
|       | 麻薬取締官事務所     | 2,868,294,229  |         |
|       | 厚生省所管合計      | 25,415,092     |         |
|       | 農林本省施設整備費    | 168,772        |         |
|       | 農林市場施設整備費    | 8,500,000      |         |
|       | 農林金庫設備費      | 44,670,519     |         |
|       | 農林保険費        | 62,582,814     |         |
|       | 農林漁業統計情報費    | 7,095,578      |         |
|       | 農林業振興費       | 34,108,164     |         |
|       | 農林山漁村電気導入事業費 | 247,506        |         |
| 農 林 省 | 農業構造改善対策費    | 40,107,675     |         |
|       | 農業改良普及事業費補助  | 17,574,937     |         |
|       | 農業者年金等実施費    | 8,249,389      |         |
|       | 稲作転換対策費      | 116,688,046    |         |
|       | 稲作転換協力費      | 11,247,155     |         |
|       | 開拓者助成費       | 227,701        |         |
|       | 農地利用調整等助成費   | 5,965,355      |         |
|       |              |                |         |
|       |              |                |         |
|       |              |                |         |

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(二) 昭和四十九年度一般会計予算

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 昭和四十九年度一般會計予算

四一六

|                |             |
|----------------|-------------|
| 海岸事業工事諸費       | 122,652     |
| 土地改良事業等工事諸費    | 5,956,044   |
| 農業施設災害復旧事業工事諸費 | 406         |
| 計              | 83,778,038  |
| 北海道統計情報事務所     | 1,985,735   |
| 食糧管理費          | 1,245,650   |
| 食糧管費           | 585,297,000 |
| 計              | 586,542,650 |
| 林野庁            | 1,274,756   |
| 林業振興費          | 14,902,263  |
| 山林事業指導監督費      | 30,997      |
| 治山林事業監督費       | 54,686,599  |
| 森林開発公社出資       | 7,200,000   |
| 造林事業費          | 13,848,155  |
| 林道事業費          | 18,616,380  |
| 農林漁業用揮発油税財源身替  | 2,215,300   |
| 農林道整備事業費       | 4,567,000   |
| 森林開発公社事業費      | 4,170,023   |
| 山林施設災害復旧事業費    | 604,833     |
| 山林施設災害関連事業費    | 2,589,078   |
| 林業試験場          | 124,705,384 |
| 計              | 2,014,724   |
| 水産庁            | 289,644     |
| 水産庁施設費         | 4,237,197   |
| 漁業調査取締費        | 20,721,929  |
| 水産振興費          | 18,212      |
| 漁港整備事業指導監督費    | 3,924,600   |
| 海浜事業施設費        | 27,014,500  |

|                   |                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                |
|-------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 通 商 産 業 省         | 農 林 省             | 農林漁業用揮発油財源身替<br>漁港関連運道整備事業費<br>大型魚礁設置等事業費<br>漁港施設災害復旧事業費<br>漁港施設災害関連事業費<br>水産庁試験研究所<br>真珠検査所<br>水産大学校<br>北海道さけ・ますふ化場<br>計                 | 1,257,400<br>1,280,767<br>2,008,177<br>43,202<br>2,303,953<br>43,001<br>748,094<br>530,799<br>66,426,189<br>1,686,829,533                      |
|                   | 通 商 産 業 本 省       | 通 商 産 業 本 省<br>商工鉱業統計調査費<br>経済協力費<br>工業再配置促進対策費<br>民間輸送機振興開発費<br>電子計算機産業振興対策費<br>情報処理振興対策費<br>繊維工業構造改善対策費<br>臨時繊維産業特別対策費<br>工業用水道事業費<br>計 | 47,638,983<br>2,272,351<br>7,225,956<br>9,890,175<br>9,078,112<br>19,654,658<br>1,821,276<br>662,933<br>1,474,855<br>16,457,000<br>116,176,299 |
| 通 商 産 業 本 省 技 術 院 | 通 商 産 業 本 省 技 術 院 | 通 商 産 業 本 省 技 術 院<br>工業技術振興費<br>大型工業技術研究開発費<br>大型工業技術研究施設費<br>新エネルギー技術研究開発費                                                               | 1,771,125<br>951,045<br>8,595,436<br>9,472,006<br>263,570<br>2,270,000                                                                         |

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 昭和四十九年度一般會計予算

四一八

|          |                |             |
|----------|----------------|-------------|
| 資源エネルギー庁 | 工業技術院試験研究所     | 12,842,294  |
|          | 工業技術院試験研究所施設費  | 670,694     |
|          | 計              | 35,065,045  |
|          | 資源エネルギー庁       | 1,827,701   |
|          | 地下資源対策費        | 3,965,989   |
|          | 計              | 5,793,690   |
|          | 特許企業対策費        | 8,149,007   |
|          | 中小企業対策費        | 422,535     |
|          | 計              | 79,788,066  |
|          | 通商産業局          | 80,210,591  |
| 通商産業局    | 通商産業統計調査費      | 7,059,944   |
|          | 計              | 183,065     |
|          | 通商産業局          | 7,243,009   |
|          | 計              | 805,726     |
| 通商産業省    | 鉱山保安監督官署       | 255,214,492 |
|          | 通商産業省所管合計      |             |
| 運輸省      | 運輸補助成費         | 21,922,938  |
|          | 海運補助成費         | 15,837,228  |
|          | 日本国有鉄道事業助成費    | 210,582,326 |
|          | 日本鉄道建設公団事業助成費  | 67,983,931  |
|          | 本州四国連絡橋公団事業助成費 | 1,117,889   |
|          | 地方鉄道軌道整備助成費    | 23,621,733  |
|          | 観光事業費          | 1,242,660   |
|          | 港湾等事業指導監督費     | 184,888     |
|          | 海岸事業費          | 13,080,800  |
|          | 海浜事業費          | 33,400      |
| 運輸省      | 港湾事業費          | 103,883,843 |
|          | 計              |             |

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(二) 昭和四十九年度一般会計予算

| 気 象 研 究 所     |                                                 | 880,632     |
|---------------|-------------------------------------------------|-------------|
| 計             |                                                 | 26,259,306  |
| 運 輸 省 所 管 合 計 |                                                 | 592,483,413 |
| 郵 政 省         | 郵 政 本 省                                         | 3,305,587   |
|               | 電 波 監 理 費                                       | 760,399     |
|               | 電 易 生 命 保 險 及 郵 便 年 金 特 別 簡 計 為 普 差 損 等 補 填 金 計 | 57,634      |
|               | 計                                               | 4,123,620   |
| 電 波 研 究 所     | 電 波 研 究 所 施 設 費                                 | 1,770,171   |
|               | 計                                               | 1,182,614   |
|               | 2,962,785                                       |             |
|               | 4,920,389                                       |             |
|               | 11,996,794                                      |             |
| 地 方 電 波 監 理 局 | 地 方 電 波 監 理 局 所 管 合 計                           |             |
| 郵 政 省         | 郵 政 本 省                                         | 14,871,564  |
|               | 勞 働 統 計 調 査 費                                   | 365,844     |
|               | 勞 働 者 災 害 補 償 保 險 費                             | 1,950,000   |
|               | 勤 勞 婦 人 青 少 年 招 徠 施 設 整 備 費                     | 389,500     |
|               | 失 業 對 策 事 業 費                                   | 46,301,000  |
|               | 特 定 地 域 開 発 就 労 事 業 費                           | 3,734,000   |
|               | 職 業 転 換 對 策 事 業 費                               | 8,137,028   |
|               | 政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当                         | 973,620     |
|               | 失 業 保 險 国 庫 負 担 金                               | 80,964,000  |
|               | 職 業 訓 練 校 施 設 整 備 費                             | 3,243,894   |
|               | 職 業 訓 練 校 施 設 整 備 費                             | 346,579     |
|               | 農 業 者 転 職 對 策 費                                 | 386,683     |
|               | 計                                               | 161,663,652 |

| 建 設 省 | 建 設 本 省 | 勞 働 省 所 管 合 計                    |                                  |
|-------|---------|----------------------------------|----------------------------------|
|       |         | 勞 働 本 省 研 究 機 關 所                | 勞 働 本 省 研 究 機 關 所                |
|       |         | 中央労働委員会<br>公共企業体等労働委員会<br>労働保護官署 | 中央労働委員会<br>公共企業体等労働委員会<br>労働保護官署 |
|       |         | 職業安定官署                           | 職業安定官署                           |
|       |         | 職業安定官署<br>職業者転職対策<br>計           | 職業安定官署<br>職業者転職対策<br>計           |
|       |         | 11,506,787                       | 11,506,787                       |
|       |         | 64,626                           | 64,626                           |
|       |         | 24,904,111                       | 24,904,111                       |
|       |         | 186,259                          | 186,259                          |
|       |         | 25,070,370                       | 25,070,370                       |
|       |         | 199,376,272                      | 199,376,272                      |
|       |         | 8,779,250                        | 8,779,250                        |
|       |         | 19,139,446                       | 19,139,446                       |
|       |         | 1,950,000                        | 1,950,000                        |
|       |         | 787,668                          | 787,668                          |
|       |         | 121,250                          | 121,250                          |
|       |         | 320,000                          | 320,000                          |
|       |         | 2,004,427                        | 2,004,427                        |
|       |         | 469,010                          | 469,010                          |
|       |         | 5,000,000                        | 5,000,000                        |
|       |         | 279,068,296                      | 279,068,296                      |
|       |         | 3,700,000                        | 3,700,000                        |
|       |         | 10,708,000                       | 10,708,000                       |
|       |         | 742,000                          | 742,000                          |
|       |         | 589,132,000                      | 589,132,000                      |
|       |         | 268,163,000                      | 268,163,000                      |
|       |         | 187,482,904                      | 187,482,904                      |



| 住 宅 对 策 諸 費         | 費 用           | 内 容                     | 出 資 者   |
|---------------------|---------------|-------------------------|---------|
|                     |               |                         |         |
| 都 市 計 画 事 業 費       | 40,598,687    | 国 土 地 理 院               | 自 治 本 省 |
| 河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費 | 202,515,784   | 建 設 本 省 試 験 研 究 所       | 自 治 本 省 |
| 河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費 | 104,122,458   | 地 方 建 設 官 署             | 自 治 本 省 |
| 河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費 | 187,197       | 道 路 災 害 復 旧 事 業 工 事 諸 費 | 自 治 本 省 |
| 都 市 災 害 復 旧 事 業 費   | 50,000        | 公 園 事 業 工 事 諸 費         | 自 治 本 省 |
| 河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費 | 15,689,630    | 計                       | 自 治 本 省 |
| 計                   | 1,745,731,007 |                         | 自 治 本 省 |
|                     | 3,965,401     |                         | 自 治 本 省 |
|                     | 1,611,617     |                         | 自 治 本 省 |
|                     | 6,446,221     |                         | 自 治 本 省 |
|                     | 8,926         |                         | 自 治 本 省 |
|                     | 86,216        |                         | 自 治 本 省 |
|                     | 6,541,363     |                         | 自 治 本 省 |
|                     | 1,767,849,388 |                         | 自 治 本 省 |
| 建 設 省 所 管 合 計       |               |                         | 自 治 本 省 |
|                     | 3,987,210     |                         | 自 治 本 省 |
|                     | 42,000        |                         | 自 治 本 省 |
|                     | 11,191,769    |                         | 自 治 本 省 |
|                     | 600,345       |                         | 自 治 本 省 |
|                     | 3,982,287,346 |                         | 自 治 本 省 |
|                     | 32,100,000    |                         | 自 治 本 省 |
|                     | 40,778,248    |                         | 自 治 本 省 |
|                     | 6,078,233     |                         | 自 治 本 省 |
|                     | 13,791,167    |                         | 自 治 本 省 |
|                     | 7,100,000     |                         | 自 治 本 省 |
|                     | 2,700,000     |                         | 自 治 本 省 |
|                     | 3,500,656,313 |                         | 自 治 本 省 |

費統繼乙号

| 消防               | 消防        | 消防             |
|------------------|-----------|----------------|
| 消防設施等整備補助<br>研究計 | 消防        | 消防             |
| 自治省所管合計          |           |                |
| 1,650,789        | 5,134,020 | 230,322        |
| 7,015,131        |           |                |
| 3,507,671,444    |           |                |
| 歳出總計             |           | 17,099,430,036 |

| 所 管 組 織     | 項 目                | 総 額        | 年 割 額          |                |                |                |                | 事 由                                                                  |
|-------------|--------------------|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------------------------------------------------------------|
|             |                    |            | 昭和49年度<br>(千円) | 昭和50年度<br>(千円) | 昭和51年度<br>(千円) | 昭和52年度<br>(千円) | 昭和53年度<br>(千円) |                                                                      |
| 総 府 防 衛 本 庁 | 昭和49年度甲型<br>警備艦建造費 | 11,610,697 | 534,118        | 2,316,819      | 993,333        | 4,854,723      | 2,911,704      | 甲型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため |
|             | 昭和49年度乙型<br>警備艦建造費 | 6,117,329  | 606,305        | 859,039        | 2,027,149      | 2,624,836      | —              | 乙型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため |
|             | 昭和49年度潜水<br>艦建造費   | 11,037,005 | 1,238,720      | 3,900,586      | 2,768,908      | 3,128,791      | —              | 潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため   |

| 所 | 管 | 組 | 織 | 事     | 項                 | 所 | 管 | 組 | 織 | 事                 | 項 |
|---|---|---|---|-------|-------------------|---|---|---|---|-------------------|---|
| 皇 | 會 | 室 | 費 | (項) 宮 | 廷 設 整 備 費のうち      |   |   |   |   | 北海道空港整備事業費        |   |
| 国 | 裁 | 衆 | 院 | (項) 衆 | 議 院 設 設 費         |   |   |   |   | 航空機燃料税財源北海        |   |
| 裁 | 判 | 参 | 議 | (項) 衆 | 議 院 設 設 費         |   |   |   |   | 道空港整備事業費          |   |
| 理 | 府 | 裁 | 判 | (項) 参 | 議 院 設 設 費         |   |   |   |   | 北海道港空港整備          |   |
| 総 | 理 | 総 | 本 | (項) 恩 | 給 支 給 事 務 費       |   |   |   |   | 備事業工事諸費のうち        |   |
|   |   | 警 | 庁 | (項) 警 | 察 庁 施 設 費         |   |   |   |   | 超 過 勤 務 手 当       |   |
|   |   |   |   |       | 都道府県警察費補助のうち      |   |   |   |   | 日 額 旅 雑 費         |   |
|   |   |   |   |       | 都道府県警察施設整備費補助金    |   |   |   |   | 工 事 費             |   |
|   |   |   |   |       | 北海道治水事業費          |   |   |   |   | 北海道住宅建設事業費        |   |
|   |   |   |   |       | 北海道治水事業工事諸費のうち    |   |   |   |   | 北海道住宅対策諸費         |   |
|   |   |   |   |       | 超 過 勤 務 手 当       |   |   |   |   | 北海道都市計画事業費        |   |
|   |   |   |   |       | 日 額 旅 雑 費         |   |   |   |   | 北海道土地改良事業費        |   |
|   |   |   |   |       | 工 事 費             |   |   |   |   | 北海道農用地開発事業費       |   |
|   |   |   |   |       | 北海道治山事業費          |   |   |   |   | 北海道特定地域農業開発事業費    |   |
|   |   |   |   |       | 北海道海岸事業費          |   |   |   |   | 北海道土地改良事業等工事諸費のうち |   |
|   |   |   |   |       | 揮発油税等財源北海道道路整備事業費 |   |   |   |   | 超 過 勤 務 手 当       |   |
|   |   |   |   |       | 北海道道路路整備事業費       |   |   |   |   | 日 額 旅 雑 費         |   |
|   |   |   |   |       | 北海道道路路事業工事諸費のうち   |   |   |   |   | 工 事 費             |   |
|   |   |   |   |       | 超 過 勤 務 手 当       |   |   |   |   | 北海道造林事業費          |   |
|   |   |   |   |       | 日 額 旅 雑 費         |   |   |   |   | 北海道林道事業費          |   |
|   |   |   |   |       | 工 事 費             |   |   |   |   | 北海道大型漁礁設置等事業費     |   |
|   |   |   |   |       | 北海道漁港事業工事諸費のうち    |   |   |   |   | 北海道離島電気導入事業費      |   |
|   |   |   |   |       | 超 過 勤 務 手 当       |   |   |   |   | 北海道離島簡易水道施設整備費    |   |
|   |   |   |   |       | 日 額 旅 雑 費         |   |   |   |   | 北海道災害復旧事業工事諸費のうち  |   |
|   |   |   |   |       | 工 事 費             |   |   |   |   | 超 過 勤 務 手 当       |   |
|   |   |   |   |       | 北海道漁港施設費          |   |   |   |   | 日 額 旅 雑 費         |   |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防 衛 本 庁     | (項) 工 事 雑 費<br>農林漁業用揮発油貯蔵<br>機身普北海産道等整<br>備事業費<br>防 衛 本 庁のうち<br>教 育 訓 練 費<br>運 搬 費<br>武器車両等購入費<br>航空機購入費<br>艦 船 建 造 費<br>施 設 整 備 費<br>装 備 品 等 整 備 諸 費<br>施設整備等附帯事務費<br>研 究 開 発 費のうち<br>試 作 品 費<br>疲 勞 試 験 機 械 製 作 費<br>研 究 用 機 械 器 具 費<br>(項) 調達労務管理事務費のうち<br>特 別 給 付 金<br>施設運営等関連諸費<br>筑波研究学園都市共同<br>利用施設費<br>特別研究促進調整費<br>海洋開発調査研究促進<br>費のうち<br>海洋開発技術研究委託費<br>原子力平和利用研究促<br>進費のうち<br>原子力平和利用研究委託<br>費<br>原子力発電所立地調査委<br>託費<br>国立機関原子力試験研<br>究費<br>放射能調査研究費 | 環 境 本 庁     | (項) 科学技術庁試験研究所のうち<br>試 験 研 究 費<br>研 究 設 備 整 備 費<br>科学技術庁試験研究所<br>施設費<br>環境保全総合調査研究<br>促進調整費<br>国立機関公害防止等試<br>験研究費のうち<br>施 設 施 工 旅 費<br>施 設 施 工 片 費<br>試 験 研 究 委 託 費<br>試験研究調査委託費<br>施 設 整 備 費<br>自然公園等施設整備費のうち<br>国立公園施設整備費<br>鳥獣保護施設整備費<br>自然公園等施設整備補<br>助金<br>鳥獣保護施設整備補助<br>金<br>(項) 沖繩教育振興事業費<br>沖繩保健衛生等対策諸<br>費のうち<br>伝染病院隔離病舎施設整<br>備費補助金<br>公的医療機関施設整備<br>補助金<br>〜き地診療所施設整備費<br>補助金<br>揮発油税等財源沖繩道<br>路整備事業費<br>沖 繩 開 発 事 業 費<br>航空機燃料税財源沖繩<br>空港整備事業費<br>農林漁業用揮発油税財<br>源整備事業費<br>沖 繩 住 宅 対 策 諸 費 |
| 防 衛 施 設 本 庁 | (項) 科 学 技 術 本 庁                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 沖 繩 開 発 本 庁 | (項)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|                       |     |       |      |                                        |
|-----------------------|-----|-------|------|----------------------------------------|
| 沖繩治水事業工事諸費のうち         |     | (項)   |      | 農林漁業用揮発油税財<br>源身管理費等整備<br>事業費          |
| 超過勤務手当                | 法務省 | 法務省   | 本省   | 水資源開発事業費                               |
| 日額旅費                  |     |       |      | 施設施設旅費のうち                              |
| 工事雑費                  |     |       |      | 施設施設工庁費                                |
| 沖繩道路事業工事諸費のうち         |     |       |      | 施設官署施設費                                |
| 超過勤務手当                |     |       |      | 法務収容施設費                                |
| 日額旅費                  |     |       |      | 不動産購入費                                 |
| 工事雑費                  |     |       |      | (項) 経済協力費のうち                           |
| 沖繩空港整備事業<br>工事諸費のうち   | 外務省 | 外務省   | 本省   | 海外技術協力実施委託費                            |
| 超過勤務手当                |     |       |      | 経済開発計画実施設計等<br>委託費                     |
| 日額旅費                  |     |       |      | 経済開発等援助費                               |
| 工事雑費                  |     |       |      | (項) 在外公館施設費                            |
| 沖繩土地改良事業工事<br>諸費のうち   | 大蔵省 | 在外大蔵省 | 公本館省 | 公務員宿舍施設費                               |
| 超過勤務手当                |     |       |      | 特殊対外債務等処理費のうち                          |
| 工事雑費                  |     |       |      | ビル等経済技術協力費                             |
| 国土総合開発庁のうち            |     |       |      | 韓国経済協力費                                |
| (項) 国土総合開発庁のうち        |     |       |      | 太平洋諸島信託統治地域<br>経済協力費                   |
| 防災集団移転促進事業費<br>補助金    |     |       |      | 経済協力費のうち                               |
| 豪雪地帯対策特別事業<br>費       |     |       |      | 対外食糧等特別援助費                             |
| 振興山村開発総合特別<br>事業費     |     |       |      | 万国博覧会記念施設整<br>備費                       |
| 小笠原諸島復興事業費のうち         |     |       |      | (項) 文部本省のうち                            |
| 小笠原諸島復興事業費補<br>助      | 文部省 | 文部省   | 本省   | 海外教育協力事業等委託<br>費(理科教育等海外協力<br>委託費に限る。) |
| 離島振興特別事業費             |     |       |      | 都道府県教育研修セン<br>ター設置費補助金                 |
| 揮発油税等財源離島道<br>路整備事業費  |     |       |      | 文部本省施設費                                |
| 離島振興事業費               |     |       |      | 産業教育振興費のうち                             |
| 航空機燃料税財源離島<br>空港整備事業費 |     |       |      |                                        |
| 農村総合整備計画調査<br>費       |     |       |      |                                        |

|       |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 厚 生 省 | 文 部 本 省 所 轄 機 関 | 高 等 学 校 産 業 教 育 施 設 整 備 費 等 補 助 金<br>高 等 学 校 産 業 教 育 施 設 整 備 費 補 助 金<br>社 会 教 育 助 成 費 の 中<br>社 会 教 育 施 設 整 備 費 補 助 金<br>体 育 施 設 整 備 費<br>学 校 給 食 費 の 中<br>学 校 給 食 施 設 整 備 費 補 助 金<br>学 校 給 食 施 設 整 備 費 補 助 金<br>私 立 学 校 助 成 費 の 中<br>私 立 幼 稚 園 施 設 整 備 費 補 助 金<br>公 立 文 教 施 設 整 備 費<br>公 立 文 教 施 設 災 害 復 旧 費<br>(項) 文 部 本 省 所 轄 研 究 所 施 設 費<br>国 立 青 年 の 家 施 設 費<br>(項) 文 化 財 保 存 事 業 費 の 中<br>国 有 文 化 財 保 存 整 備 費<br>国 宝 重 要 文 化 財 等 保 存 整 備 費 補 助 金<br>文 化 財 保 存 施 設 整 備 費<br>国 立 博 物 館 施 設 費<br>文 化 研 究 所 施 設 費<br>保 健 衛 生 施 設 整 備 費<br>社 会 福 祉 施 設 整 備 費<br>特 別 児 童 扶 養 手 当 等 給 付 費<br>特 別 児 童 扶 養 手 当 等 給 付 費<br>児 童 扶 養 手 当 給 付 諸 費 の 中<br>児 童 扶 養 手 当 給 付 費<br>国 民 健 康 保 険 助 成 費 の 中 | 農 林 省 | 厚 生 本 省 試 験 研 究 機 関<br>国 立 ら い 療 養 所<br>国 立 更 生 援 護 機 関<br>農 林 本 省<br>(項) 厚 生 本 省 試 験 研 究 所 の 中<br>施 設 整 備 費<br>(項) 国 立 ら い 療 養 所 施 設 費<br>(項) 国 立 更 生 援 護 所 施 設 費<br>(項) 農 林 本 省 施 設 費<br>卸 売 市 場 施 設 整 備 費<br>農 林 金 融 費 の 中<br>被 害 農 家 首 農 資 金 利 子 補 給 費 補 助 金<br>被 害 農 家 首 農 資 金 損 失 補 償 費 補 助 金<br>農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給 費 補 助 金<br>農 業 振 興 費 の 中<br>農 山 漁 村 同 和 対 策 費 補 助 金<br>(農 山 漁 村 同 和 対 策 費 補 助 金 農 業 振 興 費 補 助 金 に 限 る。)<br>山 村 振 興 対 策 費 補 助 金<br>作 転 促 進 対 策 事 業 費 補 助 金<br>特 別 事 業 費 補 助 金 及 び 事 業 費 補 助 金 等<br>農 業 就 業 改 善 總 合 対 策 事 業 費 補 助 金 (農 村 地 域 工 業 導 入 特 別 対 策 事 業 費 補 助 金 に 限 る。)<br>へ き 地 農 山 漁 村 電 気 導 入 事 業 費<br>農 業 構 造 改 善 対 策 費 の 中<br>農 業 構 造 改 善 事 業 費 補 助 金<br>広 域 貧 農 団 地 整 備 事 業 費 補 助 金<br>農 業 改 良 普 及 事 業 費 補 助 費 の 中 |
|       | 文 化 庁           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

[illegible]

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(二) 昭和四十九年度一般会計予算



昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(二) 昭和四十九年度一般会計予算

四三〇

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工 業 技 術 院 | 海外貿易開発事業費補助金<br>工業再配置促進対策費のうち<br>工業再配置促進費補助金<br>民間輸送機関開発費のうち<br>民間輸送機関開発補助金<br>電子計算機産業振興対<br>策費<br>電子計算機等開発促進費<br>補助金<br>情報処理振興対策費のうち<br>情報処理振興事業協会事<br>業費補助金<br>生活映像情報システム開<br>発事業費補助金<br>工業用水道事業費<br>鉱工業技術振興費のうち<br>(項) 試験所特別研究費<br>試験所研究設備整備費<br>重要技術研究開発費補助<br>金<br>大型工業技術研究開発<br>費のうち<br>研究開発委託費<br>研究開発委託費<br>大型工業技術研究施設<br>費<br>新エネルギー技術研究<br>開発費のうち<br>研究開発委託費<br>工業技術院試験研究所<br>施設費<br>(項) 資源エネルギー庁のうち<br>地熱開発調査委託費<br>核燃料事業推進調査委託<br>費<br>地下資源対策費のうち | 運 輸 省 | 中 小 企 業 庁 | 広域地質構造調査委託費<br>金鉱山地質鉱床調査委託<br>費<br>地下資源探鉱費等補助金<br>亜炭鉱業坑道掘進費等補<br>助金<br>(項) 中小企業対策費のうち<br>中小企業指導事業費補助<br>金(中規模工業技術改修費<br>補助金及び中小企業振興<br>事業団技術開発事業に係<br>るものに限る。)<br>(項) 運輸省のうち<br>銅光レクリエーション地<br>区施設整備費補助金<br>海岸事業費<br>海岸事業工事諸費<br>港湾事業費<br>空港整備事業費<br>航空機燃料税財源空港<br>整備事業費<br>港湾施設災害復旧事業<br>費<br>港湾施設災害復旧事業<br>工事費<br>港湾施設災害関連事業<br>費<br>(項) 運輸本省試験研究所施<br>設費<br>(項) 運輸本省試験研究所施<br>設費<br>海上保安官署のうち<br>施設施設工旅費<br>施設施設工旅費<br>通信施設整備費<br>海上保安官署施設費<br>船舶建造費<br>航路標識整備費 |
|           | 資源エネルギー庁                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

| (項) 気象庁                                                                                                                                                      | 気象庁                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設工事旅費のうち<br>施設施工旅費<br>通信施設整備費<br>静止氣象衛星業務費のうち<br>施設施工旅費<br>施設施工旅費<br>地上機器設置備費<br>氣象官署施設費のうち<br>施設施工旅費<br>施設施工旅費<br>施設整備費<br>静止氣象衛星施設費のうち<br>施設施工旅費<br>施設整備費 | 海岸事業工事諸費<br>揮発油税等財源道路整<br>備事業費<br>道路整備事業費<br>住宅建設事業費<br>住宅対策諸費のうち<br>公営住宅建設指導監督交<br>付金<br>住宅地区改良指導監督交<br>付金<br>都市計画事業費<br>河川等災害復旧事業費<br>河川等災害復旧事業工<br>事諸費<br>都市災害復旧事業費<br>河川等災害関連事業費<br><br>道路災害復旧事業工事<br>諸費<br>公園事業工事諸費のうち<br>超過勤務手当<br>日額旅費<br>工事雑費<br><br>消防(項)<br>消防庁のうち<br>大震災火災対策施設等整備<br>費補助金<br>消防施設等整備費補助のうち<br>消防施設等整備費補助金<br>(消防艇建造及び消防防<br>災無線通信用施設整備に係<br>るものに限る。) |
| (項) 電波研究所                                                                                                                                                    | 地方建設官署                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 電波研究施設のうちの<br>試験研究費<br>電波研究所施設費                                                                                                                              | 地方法務省<br>自衛隊省<br>消防庁                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (項) 郵政省                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 労働省の本省<br>郵便物の本省                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 労働省の本省                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

## 丁号 国庫債務負担行為

| 所 管   | 組 織     | 事 項            | 限 度<br>(千円) | 行 為 年 度 | 国 庫 の 負 担 年 度  | 事 由                                                              |
|-------|---------|----------------|-------------|---------|----------------|------------------------------------------------------------------|
| 国 会   | 衆 議 院   | 国会施設敷地取得       | 650,000     | 昭和49年度  | 昭和49年度及び昭和50年度 | 国会施設敷地の取得には、その引渡しを受けるまでに多くの日数を要するため                              |
|       | 参 議 院   | 参議院議員宿舎新営      | 317,435     | 昭和49年度  | 昭和49年度及び昭和50年度 | 神宮前議員宿舎の新営には、多くの日数を要するため                                         |
| 総 理 府 | 総 理 本 府 | 外 国 人 恩 給      | 2,184       | 昭和49年度  | 昭和49年度以降       | 退職した外国人の恩給受給者に対し恩給法の改正による増額措置に準じて年金を増額して支給する契約を結ぶ必要があるため         |
|       | 警 察 庁   | 電子計算機借入れ       | 126,747     | 昭和49年度  | 昭和50年度         | 情報処理システム用の電子計算機の借入れには、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめその借入契約を結ぶ必要があるため    |
|       |         | 通 信 機 器 購 入    | 361,765     | 昭和49年度  | 昭和50年度         | 情報処理システム用の通信機器のうち即時処理ディスプレイ装置及び即時処理用制御装置の購入には、その製作に多くの日数を要するため   |
|       | 北海道開発庁  | 北海道公営住宅建設事業費補助 | 2,556,377   | 昭和49年度  | 昭和49年度以降3箇年度以内 | 公営住宅建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため |
|       | 防 衛 本 庁 | 国営かんがい排水事業     | 700,000     | 昭和49年度  | 昭和49年度以降3箇年度以内 | 北陸山右岸地区の真駒内第2幹線トンネルの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため                |
|       |         | 教育訓練用器材購入      | 2,624,108   | 昭和49年度  | 昭和49年度及び昭和50年度 | 教育訓練用器材のうち戦車用射撃訓練装置等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため                   |
|       |         | 武 器 購 入        | 18,300,763  | 昭和49年度  | 昭和49年度以降3箇年度以内 | 武器のうち戦車、小銃等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため                            |
|       |         | 通 信 機 器 購 入    | 5,487,867   | 昭和49年度  | 昭和49年度及び昭和50年度 | 通信機器のうち航空警戒管制基地用通信機器等の購入には、その生産に多くの日数を要するため                      |
|       |         | 弾 薬 購 入        | 15,760,400  | 昭和49年度  | 昭和49年度以降4箇年度以内 | 弾薬のうち対戦車誘導訓練弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため                         |
|       |         | 諸 器 材 購 入      | 6,332,931   | 昭和49年度  | 昭和49年度及び昭和50年度 | 諸器材のうち航空機用整備器材等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため                        |
|       |         | 航 空 機 購 入      | 120,440,148 | 昭和49年度  | 昭和49年度以降4箇年度以内 | 航空機のうち輸送機C-1等75機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため                       |

| 艦 船 建 造                                         | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内                | 艦 船 の う ち 中 型 掃 海 艇 等 5 隻 の 建 造 に は 、 多 く の 日 数 を 要 す る た め                                                                                                           |
|-------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 艦 船 建 造                                         | 9,704,268  | 昭 和 49 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内                | 艦 船 の う ち 中 型 掃 海 艇 等 5 隻 の 建 造 に は 、 多 く の 日 数 を 要 す る た め                                                                                                           |
| 施 設 整 備                                         | 1,992,637  | 昭 和 49 年 度 及 び 昭 和 50 年 度                 | 施 設 の 整 備 の う ち 教 育 施 設 の 整 備 に は 、 多 く の 日 数 を 要 す る も の が あ る た め                                                                                                   |
| 装 備 品 等 整 備                                     | 52,145,621 | 昭 和 49 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内                | 装 備 品 等 の 整 備 に は 、 そ の 修 理 又 は 部 品 の 生 産 若 し く は 輸 入 に 多 く の 日 数 を 要 す る も の が あ る た め                                                                               |
| 研 究 開 発                                         | 5,052,455  | 昭 和 49 年 度 及 び 昭 和 50 年 度                 | 研 究 開 発 の う ち 戦 車 回 収 車 等 の 試 作 に 必 要 な 資 材 等 の 生 産 若 し く は 輸 入 又 は 研 究 に は 、 多 く の 日 数 を 要 す る た め                                                                   |
| 防 衛 施 設 整 備                                     | 8,670,012  | 昭 和 49 年 度 及 び 昭 和 50 年 度                 | 那 覇 空 軍 海 軍 補 助 施 設 は か 2 箇 所 の 移 設 工 事 に は 、 多 く の 日 数 を 要 す る も の が あ る た め                                                                                         |
| 科 学 技 術 庁                                       | 48,454,910 | 昭 和 49 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内                | 宇 宙 開 発 事 業 団 に お け る ロ ケ ッ ト 及 び 人 工 衛 星 の 開 発 並 び に ロ ケ ッ ト 打 上 げ 施 設 の 整 備 の 資 金 に 充 て る た め の 国 の 出 資 に つ い て は 、 そ の 開 発 、 整 備 に 多 く の 日 数 を 要 す る も の が あ る た め |
| 宇 宙 開 発 事 業 団 出 資                               | 5,104,181  | 昭 和 49 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内                | 宇 宙 開 発 事 業 団 に お け る 大 型 放 射 線 取 扱 施 設 そ の 他 の 研 究 施 設 の 整 備 等 の 資 金 に 充 て る た め の 国 の 出 資 に つ い て は 、 そ の 整 備 等 に 多 く の 日 数 を 要 す る も の が あ る た め                   |
| 日 本 原 子 力 研 究 所 出 資                             | 8,815,430  | 昭 和 49 年 度 以 降 4 箇 年 度 以 内                | 日 本 原 子 力 研 究 所 に お け る 大 型 放 射 線 取 扱 施 設 そ の 他 の 研 究 施 設 の 整 備 等 の 資 金 に 充 て る た め の 国 の 出 資 に つ い て は 、 そ の 整 備 等 に 多 く の 日 数 を 要 す る も の が あ る た め                 |
| 動 力 炉 ・ 核 燃 料 開 発 事 業 団 出 資                     | —          | 昭 和 51 年 度 及 び 昭 和 50 年 度 以 降 2 箇 年 度 以 内 | 動 力 炉 ・ 核 燃 料 開 発 事 業 団 に お け る 新 型 核 燃 料 開 発 事 業 団 の 附 帯 設 備 の 整 備 等 の 資 金 に 充 て る た め の 国 の 出 資 に つ い て は 、 そ の 整 備 等 に 多 く の 日 数 を 要 す る も の が あ る た め             |
| 動 力 炉 ・ 核 燃 料 開 発 事 業 団 出 資 に 係 る 契 約 の 一 部 変 更 | —          | 昭 和 51 年 度 及 び 昭 和 50 年 度 以 降 2 箇 年 度 以 内 | 動 力 炉 ・ 核 燃 料 開 発 事 業 団 に お け る 新 型 核 燃 料 開 発 事 業 団 の 附 帯 設 備 の 整 備 等 の 資 金 に 充 て る た め の 国 の 出 資 に つ い て は 、 そ の 整 備 等 に 多 く の 日 数 を 要 す る も の が あ る た め             |
| 航 空 宇 宙 研 究 設 備 整 備                             | 326,300    | 昭 和 49 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内                | 航 空 宇 宙 研 究 所 に お け る 液 体 水 素 ロ ケ ッ ト エ ン ジ ン 要 素 試 験 設 備 の 整 備 に は 、 多 く の 日 数 を 要 す る た め                                                                           |
| 金 属 材 料 研 究 施 設 整 備                             | 231,000    | 昭 和 49 年 度 及 び 昭 和 50 年 度                 | 金 属 材 料 研 究 所 に お け る 超 電 導 材 料 実 験 施 設 の 整 備 に は 、 多 く の 日 数 を 要 す る た め                                                                                             |
| 無 機 材 質 研 究 設 備 整 備                             | 178,700    | 昭 和 49 年 度 及 び 昭 和 50 年 度                 | 無 機 材 質 研 究 所 に お け る 超 高 圧 電 子 顕 微 鏡 の 整 備 に は 、 多 く の 日 数 を 要 す る た め                                                                                               |

| 沖 縄 開 発 庁 |         | 児童生徒急増市町村<br>公立小中学校施設特<br>別整備事業費補助 | 225,789               | 昭 和 49 年 度               | 昭和49年度以<br>降3箇年度以内                       | 児童生徒急増市町村の公立小中学校施設特別整備事業について<br>は、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部<br>に対する補助金を3箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要<br>があるため               |
|-----------|---------|------------------------------------|-----------------------|--------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 外 務 省     | 在 外 公 館 | 水道水源開発等施設<br>整備費補助                 | 10,826,655            | 昭 和 49 年 度               | 昭和49年度及<br>び昭和50年度                       | 水道水源開発等施設整備事業には、その事業を円滑に実施するた<br>め、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要する<br>ものがあるため                                              |
|           |         | 工業用水道事業費補<br>助                     | 2,896,584             | 昭 和 49 年 度               | 昭和49年度及<br>び昭和50年度                       | 工業用水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじ<br>めその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるた<br>め                                                    |
| 大 蔵 省     | 大 蔵 本 省 | 在外公館事務所及び<br>館長公邸借入れ               | 241,326               | 昭 和 49 年 度               | 昭和49年度以<br>降所要の年限                        | 在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又<br>は建物の借入れには、その契約期間を1箇年以上とすることを要す<br>るものがあるため                                             |
|           |         | 公務員宿舍建設<br>国立婦人教育会館施<br>設整備        | 11,638,293<br>500,000 | 昭 和 49 年 度<br>昭 和 49 年 度 | 昭和49年度及<br>び昭和50年度<br>昭和49年度及<br>び昭和50年度 | 公務員宿舍の建設には、多くの日数を要するものがあるため<br>国立婦人教育会館(仮称)の施設の整備には、多くの日数を要する<br>ため                                                     |
| 文 部 省     | 文 部 本 省 | 義務教育教科書購入                          | 16,273,000            | 昭 和 49 年 度               | 昭和49年度及<br>び昭和50年度                       | 昭和50年度の小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含<br>む。)の児童及び中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含<br>む。)の生徒に係る昭和50年度前期用の教科書の購入には、その完<br>了までに多くの日数を要するため |
|           |         | 南極地域観測事業<br>公立学校施設整備費<br>補助        | 851,356<br>18,803,002 | 昭 和 49 年 度<br>昭 和 49 年 度 | 昭和49年度以<br>降3箇年度以内<br>昭和49年度及<br>び昭和50年度 | 南極地域観測用航空機の購入には、その生産又は輸入に多くの日<br>数を要するため<br>公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あ<br>らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する<br>ものがあるため  |
| 農 林 省     | 農 林 本 省 | 児童生徒急増市町村<br>公立小中学校施設特<br>別整備事業費補助 | 19,872,000            | 昭 和 49 年 度               | 昭和49年度以<br>降3箇年度以内                       | 児童生徒急増市町村の公立小中学校施設特別整備事業について<br>は、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部<br>に対する補助金を3箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要<br>があるため               |
|           |         | 国立青年の家施設整<br>備<br>国営かんがい排水事<br>業   | 844,517<br>4,340,000  | 昭 和 49 年 度<br>昭 和 49 年 度 | 昭和49年度及<br>び昭和50年度<br>昭和49年度以<br>降5箇年度以内 | 国立青年の家の施設の整備には、多くの日数を要するものがある<br>ため<br>浪岡川地区浪岡タムの建設工事は1件の工事及びこれらに附帯<br>する工事には、多くの日数を要するため                               |

|       |                 |           |        |                |                                                                                               |
|-------|-----------------|-----------|--------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運 輸 省 | 農業用施設災害復旧事業費補助  | 730,000   | 昭和49年度 | 昭和50年度         | 昭和48年に発生した災害に係る農業用施設復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととするものがあるため               |
|       | 農地災害復旧事業費補助     | 130,000   | 昭和49年度 | 昭和50年度         | 昭和48年に発生した災害に係る農地復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととするものがあるため                  |
|       | 海岸保全施設災害復旧事業費補助 | 10,000    | 昭和49年度 | 昭和50年度         | 昭和48年に発生した災害に係る海岸保全施設復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととするものがあるため              |
|       | 治山施設災害復旧事業費補助   | 40,000    | 昭和49年度 | 昭和50年度         | 昭和48年に発生した災害に係る治山施設復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととするものがあるため                |
|       | 林道施設災害復旧事業費補助   | 50,000    | 昭和49年度 | 昭和50年度         | 昭和48年に発生した災害に係る林道施設復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととするものがあるため                |
|       | 漁船積荷再保険金支払資金補助  | 194,000   | 昭和49年度 | 昭和50年度及び昭和51年度 | 漁船保険中央会が昭和49年度において試験実施する漁船積荷保険再保険事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ再保険金支払資金の不足に対し補助する旨の契約を結ぶ必要があるため |
|       | 漁港施設災害復旧事業費補助   | 40,000    | 昭和49年度 | 昭和50年度         | 昭和48年に発生した災害に係る漁港施設等復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととするものがあるため               |
|       | 港務施設災害復旧事業費補助   | 30,000    | 昭和49年度 | 昭和50年度         | 昭和48年に発生した災害に係る港務施設等復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこととするものがあるため               |
|       | 航空機購入           | 289,264   | 昭和49年度 | 昭和49年度及び昭和50年度 | 電子航法研究所における航空機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため                                                      |
|       | 練習船代船建造         | 3,314,176 | 昭和49年度 | 昭和49年度及び昭和50年度 | 航海訓練所における練習船の代船建造には、多くの日数を要するため                                                               |
| 気 象 庁 | 電子計算機借入れ        | 327,288   | 昭和49年度 | 昭和50年度         | 静止気象衛星資料処理用の電子計算機の借入れには、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめその借入契約を結ぶ必要があるため                               |

|     |       |                          |            |        |                |                                                                                |
|-----|-------|--------------------------|------------|--------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 郵政省 | 電波研究所 | 静止気象衛星地上機器整備             | 1,833,686  | 昭和49年度 | 昭和49年度以降3箇年度以内 | 静止気象衛星の指令、資料収集及び資料処理用機器等の整備には、多くの日数を要するため                                      |
|     |       | 静止気象衛星施設整備               | 1,379,928  | 昭和49年度 | 昭和49年度及び昭和50年度 | 静止気象衛星の指令及び資料収集並びに資料処理用指令の整備には、多くの日数を要するため                                     |
|     |       | 通信衛星及び放送衛星運用管制ソフトウェア研究開発 | 1,228,000  | 昭和49年度 | 昭和49年度以降3箇年度以内 | 通信衛星及び放送衛星の運用管制ソフトウェアの研究開発には、多くの日数を要するため                                       |
|     |       | 電離層観測衛星管制施設整備            | 35,640     | 昭和49年度 | 昭和50年度         | 電離層観測衛星の管制施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため                                             |
|     |       | 通信衛星及び放送衛星地上施設整備         | 3,318,138  | 昭和49年度 | 昭和49年度及び昭和50年度 | 通信衛星及び放送衛星の地上施設の整備には、多くの日数を要するため                                               |
|     |       |                          | 7,731,000  | 昭和49年度 | 昭和49年度及び昭和50年度 | 福岡第2地方合同庁舎ほか21件の建設には、多くの日数を要するものがあるため                                          |
|     |       | 官庁官舎                     | 93,327,942 | 昭和49年度 | 昭和49年度以降3箇年度以内 | 公営住宅建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため               |
|     |       | 住宅地区改良事業費補助              | 10,548,203 | 昭和49年度 | 昭和49年度以降3箇年度以内 | 住宅地区改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため               |
|     |       | 下水道事業費補助                 | 19,800,000 | 昭和49年度 | 昭和49年度及び昭和50年度 | 多摩川流域下水道ほか14箇所の流域下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため |
|     |       | 河川等災害復旧事業費補助             | 2,380,000  | 昭和49年度 | 昭和50年度         | 昭和48年に発生した災害に係る河川等復旧事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため |
| 建設省 | 建設本省  |                          |            |        |                |                                                                                |





|          |               |            |
|----------|---------------|------------|
| 国有林野事業   | 国有林野事業勘定      | 2,000,000  |
|          | 治山            | 2,000,000  |
| 特定土地改良工事 |               | 1,000,000  |
| 港路整備     | 港路整備勘定        | 5,000,000  |
|          | 特定港路施設工事勘定    | 1,000,000  |
| 空港整備     |               | 2,000,000  |
| 道路整備     |               | 30,000,000 |
| 治水       | 治水勘定          | 10,000,000 |
|          | 特定多目的ダム建設工事勘定 | 2,000,000  |

(借入金の限度額)

第7条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

| 特別会計        | 根拠規定                                                        | 限度額                               |
|-------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 産業投資        | 「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法」第2条第2項 | 14,000,000                        |
| 交付税及び譲与税配付金 | 「交付税及び譲与税配付金特別会計法」                                          | 167,960,000                       |
| 特定国有財産整備    | 「特定国有財産整備特別会計法」第11条第2項                                      | 38,800,000                        |
| 国立学校        | 「国立学校特別会計法」第7条第2項及び附則第9項                                    | 16,100,000                        |
| 国立病院        | 「国立病院特別会計法」第8条第2項                                           | 病院勘定 8,700,000<br>療養所勘定 6,200,000 |
| 特定土地改良工事    | 「特定土地改良工事特別会計法」第14条第2項                                      | 17,900,000                        |
| 郵政事業        | 「郵政事業特別会計法」第16条第3項                                          | 95,600,000                        |
| 治水          | 「治水特別会計法」第15条の2第2項                                          | 1,000,000                         |
| 都市開発資金融通    | 「都市開発資金融通特別会計法」第12条第2項                                      | 14,900,000                        |

(一時借入金等の最高額)

第8条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金、融通証券及び練習金(「国庫余裕金の練習使用に関する法律」第1条の規定によるものを含む。)の最高額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

| 特別会計     | 根拠規定                | 最高額             |
|----------|---------------------|-----------------|
| 電源開発促進対策 | 「電源開発促進対策特別会計法」(仮称) | 千円<br>1,000,000 |

|             |                           |                                   |
|-------------|---------------------------|-----------------------------------|
| 印刷局         | 「印刷局特別会計法」第6条第3項          | 500,000                           |
| 外国為替資金      | 「外国為替資金特別会計法」第4条第2項       | 4,700,000,000                     |
| 産業投資        | 「産業投資特別会計法」第13条第3項        | 26,000,000                        |
| 交付税及び譲与税配付金 | 「交付税及び譲与税配付金特別会計法」第18条第2項 | 167,960,000                       |
| 石炭及び石油対策    | 「石炭及び石油対策特別会計法」第12条第2項    | 石炭勘定 17,000,000<br>石油勘定 5,000,000 |
| 特定国有財産整備    | 「特定国有財産整備特別会計法」第13条第2項    | 100,000                           |
| 国立学校        | 「国立学校特別会計法」第9条第3項         | 2,000,000                         |
| 国立病院        | 「国立病院特別会計法」第9条第3項         | 病院勘定 8,000,000<br>療養所勘定 3,000,000 |
| 国有林野事業      | 「国有林野事業特別会計法」第6条第4項       | 8,000,000                         |
| アルコール専売事業   | 「アルコール専売事業特別会計法」第6条第3項    | 1,600,000                         |
| 輸出保険        | 「輸出保険特別会計法」第12条第4項        | 7,000,000                         |
| 機械類信用保険     | 「機械類信用保険特別会計法」第18条第3項     | 1,000,000                         |
| 自動車検査登録     | 「自動車検査登録特別会計法」第11条第3項     | 100,000                           |
| 空港整備        | 「空港整備特別会計法」第9条第2項         | 2,500,000                         |
| 郵政事業        | 「郵政事業特別会計法」第17条第2項        | 69,600,000                        |
| 都市開発資金融通    | 「都市開発資金融通特別会計法」第13条第3項    | 150,000                           |

2 食糧管理特別会計における「食糧管理特別会計法」第4条ノ2の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、2,200,000,000 千円とする。

(給与総額)

第9条 次に掲げる各特別会計において、給与増額の適用を受ける職員に対して昭和49年度において支給する給与(職員俸給、扶養手当、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、特種勤務手当、宿日直手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、住居手当、差額加算手当、超過勤務手当、休職者給与、国際機関等派遣職員給与その他の各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める手当をいう。)の総額は、次のとおりとする。ただし、予算の基礎となつた給与率則を実施するため必要を生じた場合、第11条第1項若しくは第2項の規定により給与を支払う場合又は給与に関する公共企業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、大蔵大臣の承認を受けて、経費の移用若しくは流用、予備費の使用又は第11条第1項若しくは第2項の規定による経費の増額により、給与総額が変更されたときは、その変更された額とする。

造幣局 3,765,150千円  
印刷局 14,278,468

国 有 林 野 事 業  
テ ル コ ー ル 専 売 事 業  
郵 政 事 業  
76,082,844  
2,417,705  
652,535,866

(特別給与の支出)

第10条 前条に規定するもののほか、郵政事業特別会計において、職員の前年向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より削減したときは、大蔵大臣の承認を受けて、その収入の増加額又は経費の削減額の一部に相当する金額を昭和49年度において給与準則の適用を受ける職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

2 前項の規定により特別の給与の支出をする場合においては、経費の移用又は流用によるもののほか、経費の増額については、「郵政事業特別会計法」第28条及び「財政法」第36条の規定の例による。

第11条 次の表の左欄に掲げる各特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ右欄に掲げる経費を増額することができる。

| 特 別 会 計           | 要 件                                                                                             | 経 費                  |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1 造幣局、印刷局         | 注文品の製造数量の増加又は原材料の値上がり等に伴う売渡価格の変更による収入の増加                                                        | 製造及び売渡しのため直接必要な経費    |
| 2 資金運用部           | 郵便貯金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加                                                                          | 預託金利子に必要な経費          |
| 3 国債整理基金          | 国債、借入金、一時借入金又は短期証券の償還金、利子、割引料並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てられたるための他会計、日本国有鉄道、日本電信電話公社又は農林漁業金融公庫からの受入金の増加 | 債務償還費、利子及び割引料等に必要な経費 |
| 4 貴 金 属           | 金地金の売渡数量の増加又は金地金の値上がり等に伴う売渡価格の変更による収入の増加                                                        | 金地金の購入のため直接必要な経費     |
| 5 地 蔵 再 保 険       | 再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加                                                                          | 再保険金支払に必要な経費         |
| 6 交付税及び譲与<br>税配付金 | 地方道路税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税及び特別とん税の収入の増加                                                          | 地方譲与税譲与金に必要な経費       |

|                               |                                            |                                                                    |
|-------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 7 石炭及び石油対策 (石炭勘定に限る。)         | 炭重油関税収入その他の収入の増加                           | 炭鉱整理促進費補助金及び炭鉱職者就職促進手当に必要な経費                                       |
| 8 国 立 学 校                     | 附属病院収入その他の収入の増加                            | 当該事業量の増加のため直接必要な経費                                                 |
| 9 国 立 病 院                     | 病院勘定における病院収入又は療養所勘定における療養所収入の増加            | それぞれの勘定の事業量の増加のため直接必要な経費                                           |
| 10 あ へ ん                      | あへんの売渡数量の増加又は輸入あへんの値上がりに伴う売渡価格の変更による収入の増加  | あへんの購入のため直接必要な経費                                                   |
| 11 厚生保険、船員保険、国民年金             | 保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加                     | 保険給付に必要な経費                                                         |
| 12 厚 生 保 険                    | 業務勘定における児童手当拠出金収入の増加                       | 業務勘定における児童手当勘定への繰入れに必要な経費                                          |
| 13 船 員 保 険                    | 児童手当拠出金収入の増加                               | 厚生保険特別会計児童手当勘定への繰入れに必要な経費                                          |
| 14 国 民 年 金                    | 業務勘定における印刷紙売却収入の増加                         | 業務勘定における国民年金勘定への繰入れに必要な経費                                          |
| 15 農業共済再保険、漁船再保険及漁業共済保険、木船再保険 | 再保険料又は保険料収入の増加                             | 再保険金又は保険金に必要な経費                                                    |
| 16 国有林野事業 (国有林野事業勘定に限る。)      | 業務収入の増加                                    | 立木の販売及び素材等の生産又は販売に係る作業量の増加並びにこれに伴い必要となる林道事業又は新植事業の事業量の増加のため直接必要な経費 |
| 17 テルコール専売事業                  | テルコールの売渡数量の増加又は原材料の値上がり等に伴う売渡価格の変更による収入の増加 | テルコールの収納、製造又は売渡しのため直接必要な経費                                         |
| 18 自動車損害賠償責任再保険               | 再保険料収入、保険料収入又は賦課金収入の増加                     | 再保険金、保険金又は保障金に必要な経費                                                |

(五) 附 録

|    |             |                                                                          |                                                                   |
|----|-------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 19 | 自動車検査登録     | 検査登録印紙収入の増加                                                              | 検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費                                |
| 20 | 郵便貯金        | 郵便貯金の受入額の増加等に伴う収入の増加                                                     | 郵便貯金の利子又は郵政事業特別会計への繰入れに必要な経費                                      |
| 21 | 簡易生命保険及郵便年金 | 契約者の増加等による保険勘定における保険料収入の増加又は年金勘定における掛金収入の増加                              | 保険勘定における保険金若しくは郵政事業特別会計への繰入れ又は年金勘定における年金若しくは郵政事業特別会計への繰入れに必要な経費   |
| 22 | 郵政事業        | 業務外収入以外の収入の増加                                                            | 当該収入に対応する業務に直接必要な経費                                               |
| 23 | 労働保険        | 業務外収入の増加<br>労災勘定及び失業勘定における徴収勘定より受入の額のうち補償料に相当する金額の増加<br>徴収勘定における保険料収入の増加 | 業務外支出に必要な経費<br>労災勘定及び失業勘定における保険給付に必要な経費<br>徴収勘定における他勘定への繰入れに必要な経費 |
| 24 | 都市開発資金融通    | 貸付金の繰上償還による運用金回収収入の増加                                                    | 国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費                                             |

2 造幣局特別会計において、予算において予定した数量をこえる補助貨幣の製造により又は原材料の値上がり等に伴う補助貨幣の製造費の増加によりその製造に直接必要な経費に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。この場合において、当該増額に係る経費を支弁するために必要な金額は、補助貨幣回収準備資金からこの会計の歳入に組み入れることができる。

3 食糧管理特別会計の各勘定において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をとることができる。

(1) 国内表管理勘定において、国内表の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく増加するため、国内表買入費又は国内表管理費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

(2) 国内表管理勘定において、国内表の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく減少することにより、輸入食糧管理勘定において、予算において予定した数量を著しくこえて輸入食糧を買い入れる必要が生じたため、輸入食糧買入費又は輸入食糧管理費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

(3) 業務勘定において、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費（これらの経費の支出に伴い必要となる経費を含む。以下次項において同じ。）に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

(4) 国内米管理、国内表管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定において、業務勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額。ただし、当該不足が前号に規定する事由以外の事由により生ずる場合においては、当該不足する勘定以外の勘定の業務勘定への繰入れに必要な経費について、当該不足する勘定の当該経費の増額分に相当する額を減額しなければならない。

(5) 調整勘定において、国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

(6) 国内米管理、国内表管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料又は業務の各勘定において、調整勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

(7) 調整勘定において、国内米管理、国内表管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定における経費の財源の不足をうめるため、当該各勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。当該各勘定のその不足額を限度とする当該各勘定への繰入れに必要な経費の増額

4 国立学校、国立病院、国民年金（福祉年金勘定に限る。）、国有林野事業（治山勘定に限る。）、特定土地改良工事、港灣整備、空港整備、道路整備及び治水の各特別会計において、一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又はその他の収入（借入金を除く。以下この項において同じ。）が予算額に比して増加する場合には、第1項の規定によるものほか、当該増加額の範囲内で、事業のため直接必要な経費（その他の収入が増加する場合にあつては、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費に限る。）の支出に充てるため、当該特別会計の経費を増額することができる。

5 前各項の規定により経費を増額する場合においては、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項（郵政事業特別会計にあつては、同特別会計法第28条）並びに第36条の規定の例による。この場合において、第1項第22号に掲げる経費の増額については、大蔵大臣の承認を受けなければならない。（予算の移用）

第12条 「財政法」第38条第1項ただし書の規定により、各特別会計において移用することができる場合は、第1表から第3表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第1表 特別会計（勘定区分のある特別会計にあつては、各勘定）の各項の間の移用

| 特 別 会 計                                                                                                          | 移用することができる項 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 資金運用部、外国為替資金、石炭及び石油対策、国立学校、厚生保険、船員保険、国立病院、国民年金、特定土地改良工事、自動車損害賠償責任再保険、自動車検査登録、郵政事業、郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金、労働保険、都市開発資金融通 |             |

第2表 特別会計の一部の勘定の間の移用

| 特別会計    | 勘定                             | 移用することができる項                                          |
|---------|--------------------------------|------------------------------------------------------|
| 食糧管理    | 国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料 | 返還金等他勘定へ繰入の項を除く各項                                    |
| 農業共済再保険 | 農業、家畜、果樹、臨時畑作                  | 各項                                                   |
| 国有林野事業  | 国有林野事業                         | 国有林野事業費と国有林野治山事業費                                    |
|         | 治山                             | 各項                                                   |
| 港灣整備    | 港灣整備                           | 港灣事業費、埠頭整備資金貸付金、港灣事業等工事諸費の各項                         |
|         | 特定港灣施設工事                       | 各項                                                   |
| 治水      | 治水                             | 河川事業費、河川総合開発事業費、水資源開発公団交付金、砂防事業費、建設機械整備費、治水事業工事諸費の各項 |
|         | 特定多目的ダム建設工事                    | 多目的ダム建設事業費と工事諸費等治水勘定へ繰入                              |

第3表 特別会計の一部の項の間の移用

| 特別会計 | 移用することができる項                                                     |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 空港整備 | 空港整備事業費と航空機騒音対策事業資金貸付金                                          |
|      | 空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と空港等整備事業工事諸費 |
|      | 空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖縄空港整備事業費の各項と航空路整備事業費             |
| 道路整備 | 道路事業費、街路事業費、建設機械整備費、日本道路公団等事業助成費、有料道路整備資金貸付金、道路事業工事諸費の各項        |
|      | 北海道道路事業費、北海道街路事業費、北海道建設機械整備費の各項                                 |

(保険契約の限度額)

第13条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による保険契約（再保険契約を含む。）の金額の限度は、昭和49年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

| 特別会計       | 根拠規定               | 限度額                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震再保険      | 「地震保険に関する法律」第3条第3項 | 1回の地震等により支払うべき再保険金の総額 340,000,000                                                                                                                                                                                                                               |
| 中小漁業融資保証保険 | 「中小漁業融資保証法」第70条第4項 | 保険価額の総額 123,000,000                                                                                                                                                                                                                                             |
| 輸出保険       | 「輸出保険法」第1条の7       | 次の各保険ごとの保険金額の総額<br>普通輸出保険 4,600,000,000<br>輸出代金保険 3,100,000,000<br>輸出手形形保険の保険契約に基づいて成立する保険関係 1,200,000,000<br>輸出金融保険の保険契約に基づいて成立する保険関係 7,000,000<br>委託販売輸出保険 2,000,000<br>海外広告保険 2,000,000<br>海外投資保険 400,000,000<br>為替変動保険 1,000,000,000<br>保険金額の総額 100,000,000 |
| 機械類信用保険    | 「機械類信用保険法」第7条      | 保険金額の総額 100,000,000                                                                                                                                                                                                                                             |

(石炭及び石油対策特別会計の原油油関税収入の各勘定への帰属)

第14条 「石炭及び石油対策特別会計法」第4条の規定により昭和49年度において石炭勘定及び石油勘定の歳入に組み入れる原油及び重油等に係る関税収入（この条において「関税収入」という。）の金額は、石炭勘定にあつては関税収入の1,000分の764に相当する金額とし、石油勘定にあつては関税収入の1,000分の236に相当する金額とする。

(郵政事業特別会計の作業資産保有の最高額)

第15条 郵政事業特別会計において、「郵政事業特別会計法」第15条の規定により昭和49年度において同会計に属する現金をもつて事業上必要な作業資産を保有する最高額は、19,200,000千円とする。（資金及び積立金の長期運用予定額）

第16条 昭和49年度における「資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第2条第1項に規定する長期運用予定額は、資金運用部資金の昭和49年度に一般会計において新たに発行される国債に対する運用420,000,000千円及び資金運用部資

昭和三十七年三月三十一日 衆議院決算委員会 昭和三十七年度決算委員会 報告書

金の「国債整理基金特別会計法」第5条の規定による起債に充てるための運用88,400,000千円並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」第3条第1項第6号及び第13号に掲げる債券(商工組合中央金庫の発行するものを除く。)に対する運用80,000,000千円のほか、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ中欄又は右欄に掲げるとおりとする。

| 区 分            | 資 金 運 用 部 資 金 | 簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金 |
|----------------|---------------|---------------------|
| ( 国 )          |               |                     |
| 1 特定国有財産整備特別会計 | 38,800,000千円  | 0千円                 |
| 2 国立学校特別会計     | 16,100,000    | 0                   |
| 3 国立病院特別会計     | 14,900,000    | 0                   |
| 4 特定土地改良工事特別会計 | 17,900,000    | 0                   |
| 5 郵政事業特別会計     | 0             | 26,000,000          |
| 6 治水特別会計       | 1,000,000     | 0                   |
| 7 都市開発資金融通特別会計 | 14,900,000    | 0                   |
| (政府関係機関)       |               |                     |
| 8 日本国有鉄道       | 719,500,000   | 60,000,000          |
| 9 日本電信電話公社     | 13,000,000    | 20,000,000          |
| 10 国民金融公庫      | 483,600,000   | 34,000,000          |
| 11 住宅金融公庫      | 706,200,000   | 50,000,000          |
| 12 農林漁業金融公庫    | 253,000,000   | 25,000,000          |

|               |             |             |
|---------------|-------------|-------------|
| 13 中小企業金融公庫   | 436,500,000 | 60,000,000  |
| 14 北海道東北開発公庫  | 25,000,000  | 10,000,000  |
| 15 医療金融公庫     | 50,500,000  | 0           |
| 16 環境衛生金融公庫   | 114,000,000 | 0           |
| 17 沖縄振興開発金融公庫 | 55,000,000  | 5,000,000   |
| 18 日本開発銀行     | 398,000,000 | 0           |
| 19 日本輸出入銀行    | 556,500,000 | 0           |
| (公団、事業団等)     |             |             |
| 20 日本住宅公団     | 389,400,000 | 20,000,000  |
| 21 農地開発機械公団   | 1,400,000   | 0           |
| 22 日本道路公団     | 254,000,000 | 246,400,000 |
| 23 森林開発公団     | 5,900,000   | 0           |
| 24 船舶整備公団     | 6,200,000   | 0           |
| 25 首都高速道路公団   | 26,500,000  | 26,500,000  |
| 26 水資源開発公団    | 33,000,000  | 0           |
| 27 阪神高速道路公団   | 19,700,000  | 19,600,000  |
| 28 日本鉄道建設公団   | 116,700,000 | 0           |
| 29 新東京国際空港公団  | 8,000,000   | 8,000,000   |

昭和三十七年三月三十一日

|    |             |             |            |
|----|-------------|-------------|------------|
| 30 | 石油開発公社      | 28,200,000  | 0          |
| 31 | 京浜外貿埠頭公社    | 4,400,000   | 0          |
| 32 | 阪神外貿埠頭公社    | 4,500,000   | 0          |
| 33 | 本州四国連絡橋公社   | 12,700,000  | 5,000,000  |
| 34 | 国土総合開発公社    | 63,400,000  | 0          |
| 35 | 農用地開発公社     | 900,000     | 0          |
| 36 | 宅地開発公社      | 25,500,000  | 18,000,000 |
| 37 | 労働福祉事業団     | 4,900,000   | 0          |
| 38 | 雇用促進事業団     | 12,200,000  | 0          |
| 39 | 年金福祉事業団     | 156,700,000 | 0          |
| 40 | 金属鉱業事業団     | 4,200,000   | 0          |
| 41 | 入部橋新農村建設事業団 | 2,000,000   | 0          |
| 42 | 公害防止事業団     | 60,300,000  | 0          |
| 43 | 中小企業振興事業団   | 30,000,000  | 7,000,000  |
| 44 | 帝都高速交通管団    | 23,900,000  | 6,800,000  |
| 45 | 社会福祉事業振興会   | 14,000,000  | 0          |
| 46 | 海外経済協力基金    | 77,000,000  | 0          |
| 47 | 日本私学振興財団    | 22,300,000  | 5,000,000  |

|          |          |               |             |
|----------|----------|---------------|-------------|
| 48       | 電源開発株式会社 | 21,700,000    | 10,000,000  |
| 49       | 商工組合中央金庫 | 25,300,000    | 12,700,000  |
| (地方公共団体) |          |               |             |
| 50       | 地方公共団体   | 1,085,000,000 | 325,000,000 |

2 予見し難い経済事情の変動により前項第10号から第50号までに掲げる区分ごとの長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。

3 「工業再配置・産地地域振興公社法の一部を改正する法律(仮称)の規定による工業再配置・産地地域振興公社(この項において「工配産地公社」という。)の国土総合開発公社への移行及び日本住宅公社の業務の一部の国土総合開発公社への承継が昭和49年4月1日までになされた場合には、

(1) 当該移行がなされない間は、工配産地公社に対する資金運用部資金の長期運用予定額は38,900,000千円とし、当該承継がなされない間は、日本住宅公社の当該承継に係る業務についての長期運用予定額として16,100,000千円を第1項第20号の中欄に定める金額に加算し、16,100,000千円を同項第34号の中欄に定める金額から減算して、それぞれ前2項の規定を適用し、

(2) 当該移行がなされた後においては、移行前に行われた工配産地公社に対する資金運用部資金の長期運用予定額の増額又は運用はこれを国土総合開発公社に対する資金運用部資金の長期運用予定額の増額又は運用とみなし、当該承継がなされた後においては、承継前に行われた日本住宅公社に対する資金運用部資金の長期運用予定額の増額又は運用のうち当該承継に係る業務に対応する部分はこれを国土総合開発公社に対する資金運用部資金の長期運用予定額の増額又は運用とみなして、それぞれ前2項の規定を適用する。

4 「農用地開発公社法(仮称)の規定により農地開発機械公社が廃止され、その業務が農用地開発公社に承継された後においては、第1項第21号の中欄に定める長期運用予定額(第2項の規定に基づき増額された場合には、当該増額された後の金額)のうち運用するに至っていない金額を第1項第35号の中欄に定める長期運用予定額に加えるものとし、同項第35号の中欄に定める長期運用予定額について第2項の規定を適用する場合には、同項中「当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額」とあるのは、当該承継に係る業務を実施するため必要な場合に限り、「前項第21号の中欄に定める長期運用予定額の100分の50に相当する金額(当該長期運用予定額がこの項の規定により増額された場合には、当該長期運用予定額の100分の50に相当する金額から当該増額された金額を控除した金額)を前項第35号の中欄に定める長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額」と読み替えるものとする。

(俸給予算等の制限)  
第17条 俸給予算の執行に当たっては、歳入歳出予算計算書に掲げる政府職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であつても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行つてはならない。

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議錄第十六号(二) 昭和四十九年度特別會計予算

四四四

甲号 歳入歳出予算

| 所 管               | 特 別 会 計   | 歳 入            |                | 歳 出                            |                            |
|-------------------|-----------|----------------|----------------|--------------------------------|----------------------------|
|                   |           | 款              | 項              | 金 額 (千円)                       | 金 額 (千円)                   |
| 總理府、大蔵省及<br>通商産業省 | 電源開発促進対策  | 租 税            | 電 源 開 発 促 進 税  | 10,100,000<br>10,100,000       | 8,188,000<br>885,000       |
|                   |           | 雑 収 入          | 雑 収 入          | 100<br>100                     | 8,350<br>18,750            |
|                   |           | 合 計            |                | 10,100,100                     | 1,000,000                  |
|                   |           | 補助貨幣回収準備資金より受入 | 補助貨幣回収準備資金より受入 | 25,252,457<br>25,252,457       | 26,645,080<br>200,000      |
|                   |           | 事 業 収 入        | 事 業 収 入        | 1,489,912<br>1,489,912         |                            |
|                   |           | 雑 収 入          | 雑 収 入          | 102,711<br>102,711             |                            |
|                   |           | 合 計            |                | 26,845,080                     | 26,845,080                 |
|                   |           | 印 刷 局          | 事 業 収 入        | 30,394,903<br>30,394,903       | 29,139,927<br>400,000      |
|                   |           | 雑 収 入          | 雑 収 入          | 1,127,789<br>1,127,789         |                            |
|                   |           | 合 計            |                | 31,522,692                     | 29,539,927                 |
| 大 蔵 省             | 資 金 運 用 部 | 資 金 運 用 収 入    | 運用利殖金収入        | 2,085,624,351<br>2,085,624,351 | 1,400,252<br>2,084,616,814 |
|                   |           | 他 会 計 より受入     |                | 492,615                        | 100,000                    |
|                   |           |                |                |                                |                            |
|                   |           |                |                |                                |                            |

[illegible]



昭和四十九年三月十二日 衆議院會議第十六号(二) 昭和四十九年度特別会計

四四六

|           |          |             |               |             |
|-----------|----------|-------------|---------------|-------------|
| 産業投資      | 雑収入      | 運用収入        | 予備費           | 86,767,612  |
|           | 110      | 282,506,350 |               |             |
|           | 合計       | 333,106,460 | 合計            | 333,106,460 |
|           | 運用収入     | 16,961,020  | 産業投資支出        | 66,900,000  |
|           | 運用利殖金収入  | 5,655,250   | 事務費           | 21,196      |
|           | 一般会計より受入 | 11,305,770  | 国債整理基金特別会計へ繰入 | 32,721,523  |
|           | 借入金      | 66,300,000  | 予備費           | 1,200,000   |
|           | 前年度剰余金受入 | 14,000,000  |               |             |
|           | 雑収入      | 1,581,698   |               |             |
|           | 資産処分収入   | 1,581,698   |               |             |
| 賠償等特殊債務処理 | 雑収入      | 1           |               |             |
|           | 資産処分収入   | 2,000,000   |               |             |
|           | 株式売却収入   | 2,000,000   |               |             |
|           | 一般会計より受入 | 100,842,719 | 合計            | 100,842,719 |
|           | 前年度剰余金受入 | 9,240,000   | 賠償等特殊債務処理費    | 9,240,000   |
| 雑収入       | 雑収入      | 37,782      | 諸支出金          | 400         |
|           | 前年度剰余金受入 | 37,782      | 予備費           | 37,482      |
|           | 雑収入      | 100         |               |             |
|           | 合計       | 9,277,882   | 合計            | 9,277,882   |

| 再保料収入         | 再保険料収入        | 再保険投資費        | 地震再保険    |
|---------------|---------------|---------------|----------|
| 一般会計より受入      | 一般会計より受入      | 一般会計より受入      | 一般会計より受入 |
| 前年度剰余金受入      | 前年度剰余金受入      | 前年度剰余金受入      | 前年度剰余金受入 |
| 雑収入           | 雑収入           | 雑収入           | 雑収入      |
| 合 計           | 合 計           | 合 計           | 合 計      |
| 3,138,670     | 3,138,670     | 4,158,933     |          |
| 20,485        | 20,485        | 19,987        |          |
| 1             | 1             | 500           |          |
| 1,020,264     | 1,020,264     |               |          |
| 4,179,420     | 4,179,420     |               |          |
| 8,414,904,346 | 8,414,904,346 | 3,414,397,104 |          |
| 215,500,000   | 215,500,000   | 215,500,000   |          |
| 126,000,000   | 126,000,000   | 100           |          |
| 12,000,000    | 12,000,000    | 109,116,666   |          |
| 2,400,000     | 2,400,000     | 255,919       |          |
| 66,300,000    | 66,300,000    |               |          |
| 8,800,000     | 8,800,000     |               |          |
| 167,960,000   | 167,960,000   |               |          |
| 167,960,000   | 167,960,000   |               |          |
| 794,830       | 794,830       |               |          |
| 794,830       | 794,830       |               |          |
| 110,613       | 110,613       |               |          |
| 3,799,269,789 | 3,799,269,789 | 3,799,269,789 |          |
| 104,100,000   | 104,100,000   | 65,301,561    |          |

四四八

[illegible]

| 文 部 省 | 国 立 学 校           | 他 会 計 よ り 受 入 | 一 般 会 計 よ り 受 入 | 国 立 学 校                   | 348,453,004   |
|-------|-------------------|---------------|-----------------|---------------------------|---------------|
|       | 借 入 金             | 448,051,365   | 448,051,365     | 大 学 附 属 病 院 研 究 所         | 99,238,864    |
|       | 附 属 病 院 收 入       | 16,100,000    | 16,100,000      | 施 設 整 備 費                 | 39,637,304    |
|       | 授 業 料 及 入 学 校 定 料 | 67,984,247    | 67,984,247      | 国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入 | 83,974,286    |
|       | 学 校 財 産 処 分 收 入   | 14,148,398    | 14,148,398      | 予 備 費                     | 3,890,687     |
|       | 雑 収 入             | 4,270,000     | 4,270,000       |                           | 250,000       |
|       | 前 年 度 剩 余 金 受 入   | 6,890,735     | 6,890,735       |                           |               |
|       | 合 計               | 13,000,000    | 13,000,000      |                           |               |
|       |                   | 570,444,745   | 570,444,745     |                           | 570,444,745   |
| 厚 生 省 | 厚 生 保 険 勘 定       | 1,169,676,540 | 1,169,676,540   | 保 険 給 付 費                 | 1,211,922,813 |
|       | 保 険 収 入           | 1,087,634,861 | 1,087,634,861   | 保 健 施 設 費 等 業 務 勘 定 へ 繰 入 | 6,275,405     |
|       | 借 入 金             | 132,041,679   | 132,041,679     | 借 入 金 償 還 金               | 349,659,656   |
|       | 雑 収 入             | 438,286,517   | 438,286,517     | 諸 支 出 金                   | 31,733,683    |
|       | 合 計               | 3,628,500     | 438,286,517     | 予 備 費                     | 12,000,000    |
|       |                   | 1,611,591,557 | 3,628,500       |                           |               |
|       | 日 雇 健 康 勘 定       | 32,176,708    | 32,176,708      | 保 険 給 付 費                 | 42,360,310    |
|       |                   | 16,334,044    | 16,334,044      | 種 植 施 設 費 業 務 勘 定 へ 繰 入   | 13,448        |

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 昭和四十九年度特別会計予算

四五〇

| 業 務 勘 定     | 借 入 金           | 借 入 金           | 一般会計より受入        | 借 入 金           | 借 入 金 償 還 金     |  |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|
|             |                 |                 |                 |                 |                 |  |
| 年 金 勘 定     | 借 入 金           | 借 入 金           | 借 入 金           | 借 入 金           | 借 入 金 償 還 金     |  |
|             | 雑 収 入           | 雑 収 入           | 雑 収 入           | 雑 収 入           | 雑 収 入 費         |  |
|             | 合 計             | 合 計             | 合 計             | 合 計             | 合 計             |  |
|             | 保 險 収 入         | 保 險 収 入         | 保 險 収 入         | 保 險 収 入         | 保 險 給 付 費       |  |
|             | 雑 収 入           | 雑 収 入           | 雑 収 入           | 雑 収 入           | 雑 収 入 費         |  |
| 児 童 手 当 勘 定 | 合 計             | 合 計             | 合 計             | 合 計             | 合 計             |  |
|             | 提 出 金 収 入       | 提 出 金 収 入       | 提 出 金 収 入       | 提 出 金 収 入       | 提 出 金 収 入       |  |
|             | 他 会 計 より 受 入    | 他 会 計 より 受 入    | 他 会 計 より 受 入    | 他 会 計 より 受 入    | 他 会 計 より 受 入    |  |
|             | 雑 収 入           | 雑 収 入           | 雑 収 入           | 雑 収 入           | 雑 収 入 費         |  |
|             | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 前 年 度 剩 余 金 受 入 |  |
| 業 務 勘 定     | 合 計             | 合 計             | 合 計             | 合 計             | 合 計             |  |
|             | 他 会 計 より 受 入    | 他 会 計 より 受 入    | 他 会 計 より 受 入    | 他 会 計 より 受 入    | 他 会 計 より 受 入    |  |
|             | 雑 収 入           | 雑 収 入           | 雑 収 入           | 雑 収 入           | 雑 収 入 費         |  |
|             | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 前 年 度 剩 余 金 受 入 | 前 年 度 剩 余 金 受 入 |  |
|             | 合 計             | 合 計             | 合 計             | 合 計             | 合 計             |  |

|                     |                         |             |                           |            |
|---------------------|-------------------------|-------------|---------------------------|------------|
| 他 勘 定 よ り 受 入       | 他 勘 定 よ り 受 入           | 21,124,110  | 保 健 施 設 費                 | 1,679,329  |
|                     | 見 童 手 当 収 入             | 21,124,110  | 補 給 施 設 費                 | 19,444,781 |
|                     | 積 立 金 よ り 受 入           | 32,825,647  | 見 童 手 当 収 入 確 定 へ 繰 入     | 32,431,368 |
|                     | 雑 収 入                   | 170,000     | 諸 支 出 金                   | 5,027      |
|                     | 前 年 度 剩 余 金 受 入         | 1,985,881   | 国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入 | 6,711      |
|                     | 合 計                     | 363,000     | 予 備 費                     | 600,000    |
|                     | 前 年 度 剩 余 金 受 入         | 82,256,308  | 合 計                       | 82,256,308 |
|                     | 保 險 収 入                 | 107,538,257 | 保 險 給 付 費                 | 72,249,691 |
|                     | 保 險 料 収 入               | 86,524,967  | 業 務 取 扱 費                 | 1,189,520  |
|                     | 一 般 会 計 よ り 受 入         | 7,530,893   | 諸 支 出 金                   | 40,694     |
| 船 員 保 險 収 入         | 厚 生 保 險 特 別 会 計 よ り 受 入 | 145,404     | 福 祉 施 設 費                 | 2,855,304  |
|                     | 運 用 収 入                 | 13,336,933  | 見 童 手 当 収 入 確 定 へ 繰 入     | 440,543    |
|                     | 見 童 手 当 収 入             | 452,919     | 予 備 費                     | 6,783,834  |
|                     | 雑 収 入                   | 239,436     | 合 計                       | 83,509,586 |
|                     | 前 年 度 剩 余 金 受 入         | 10          | 合 計                       | 83,509,586 |
|                     | 合 計                     | 108,230,622 | 合 計                       | 83,509,586 |
|                     | 前 年 度 剩 余 金 受 入         | 10          | 合 計                       | 83,509,586 |
|                     | 合 計                     | 108,230,622 | 合 計                       | 83,509,586 |
|                     | 前 年 度 剩 余 金 受 入         | 10          | 合 計                       | 83,509,586 |
|                     | 合 計                     | 108,230,622 | 合 計                       | 83,509,586 |
| 国 立 病 院 勘 定 病 院 収 入 | 国 立 病 院 勘 定 病 院 収 入     | 87,552,456  | 病 院 経 営 成 費               | 94,472,575 |
|                     | 合 計                     | 87,552,456  | 合 計                       | 1,311,369  |

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(二) 昭和四十九年度特別会計予算

四  
五  
二[illegible]

昭和四十九年三月十二日 衆議院全議錄第十六号(二) 昭和四十九年度特別会計決算

| 国民年金勘定      | 国民年金給付費 | 国民年金給付金     |             |
|-------------|---------|-------------|-------------|
|             |         | 諸支出金        | 諸支出金        |
| 国民年金勘定      | 国民年金給付金 | 3,177,738   | 214,864,253 |
| 保険料収入       | 国民年金給付金 | 2,255,218   | 2,255,218   |
| 一般會計より受入    | 国民年金給付金 | 32,229,638  | 32,229,638  |
| 雑収入         | 国民年金給付金 |             |             |
| 合 計         | 国民年金給付金 | 252,526,847 | 252,526,847 |
| 488,465,155 | 合 計     |             |             |
| 379,778,970 | 福祉年金給付金 | 379,778,970 | 379,778,970 |
| 379,778,970 | 福祉年金給付金 | 1,000       | 1,000       |
| 26,668      | 福祉年金給付金 | 1,063,990   | 1,063,990   |
| 雑収入         | 福祉年金給付金 |             |             |
| 前年度剰余金受入    | 福祉年金給付金 |             |             |
| 合 計         | 福祉年金給付金 | 380,843,960 | 380,843,960 |
| 1,038,327   | 合 計     |             |             |
| 1,038,327   | 合 計     |             |             |
| 380,843,960 | 合 計     |             |             |
| 40,854,254  | 業務勘定    | 41,518,593  | 41,518,593  |
| 40,854,254  | 業務勘定    | 128,581     | 128,581     |
| 283,212,363 | 業務勘定    | 274,962,488 | 274,962,488 |
| 283,212,363 | 業務勘定    | 1,000       | 1,000       |
| 2,255,218   | 業務勘定    | 2,255,218   | 2,255,218   |
| 2,255,218   | 業務勘定    | 8,748,875   | 8,748,875   |
| 792,920     | 業務勘定    |             |             |
| 雑収入         | 業務勘定    |             |             |
| 前年度剰余金受入    | 業務勘定    |             |             |
| 合 計         | 業務勘定    | 327,614,755 | 327,614,755 |
| 500,000     | 合 計     |             |             |
| 500,000     | 合 計     |             |             |
| 327,614,755 | 合 計     |             |             |
| 327,614,755 | 合 計     |             |             |



| 農 林 省 | 食 糧 管 理  | 食 糧 管 理 収 入   | 国 内 米 売 払 代     | 国 内 米 買 入 費           |               |
|-------|----------|---------------|-----------------|-----------------------|---------------|
|       | 国内米管理勘定  | 食 糧 管 理 収 入   | 国 内 米 売 払 代     | 国 内 米 買 入 費           | 1,064,421,266 |
|       |          | 他 会 計 よ り 受 入 | 一 般 会 計 よ り 受 入 | 返 還 金 等 他 勘 定 へ 繰 入 費 | 136,082,303   |
|       |          | 他 勘 定 よ り 受 入 | 調 整 勘 定 よ り 受 入 | 予 備                   | 1,021,250,055 |
|       |          | 雑 収 入         | 雑 収 入           |                       | 200,000,000   |
|       |          | 合 計           |                 | 合 計                   | 2,420,753,624 |
|       | 国内米管理勘定  | 食 糧 管 理 収 入   | 国 内 米 売 払 代     | 国 内 米 買 入 費           | 18,370,400    |
|       |          | 他 勘 定 よ り 受 入 | 調 整 勘 定 よ り 受 入 | 返 還 金 等 他 勘 定 へ 繰 入 費 | 986,420       |
|       |          | 雑 収 入         | 雑 収 入           |                       | 4,749,542     |
|       |          | 合 計           |                 | 予 備                   | 10,000,000    |
|       | 国内米管理勘定  | 食 糧 管 理 収 入   | 国 内 米 売 払 代     | 国 内 米 買 入 費           | 34,056,362    |
|       |          | 他 勘 定 よ り 受 入 | 調 整 勘 定 よ り 受 入 | 返 還 金 等 他 勘 定 へ 繰 入 費 | 311,704,260   |
|       |          | 雑 収 入         | 雑 収 入           |                       | 5,125,662     |
|       |          | 合 計           |                 | 予 備                   | 79,095,769    |
|       | 国内米管理勘定  | 食 糧 管 理 収 入   | 国 内 米 売 払 代     | 国 内 米 買 入 費           | 100,000,000   |
|       |          | 他 勘 定 よ り 受 入 | 調 整 勘 定 よ り 受 入 | 返 還 金 等 他 勘 定 へ 繰 入 費 |               |
|       |          | 雑 収 入         | 雑 収 入           |                       |               |
|       |          | 合 計           |                 | 合 計                   | 485,925,691   |
|       | 農産物等安定勘定 | 他 会 計 よ り 受 入 |                 | 農 産 物 等 買 入 費         | 3,550,068     |

|          |          |               |                |               |
|----------|----------|---------------|----------------|---------------|
| 輸入飼料勘定   | 他勘定より受入  | 400,000       | 農産物等管理費        | 265,180       |
|          | 調整勘定より受入 | 8,217,908     | 返還金等他勘定へ繰入     | 1,802,660     |
|          | 雑収入      | 10            | 備              | 3,000,000     |
|          | 合 計      | 8,617,918     | 合 計            | 8,617,918     |
| 輸入飼料完払代  | 輸入飼料完払代  | 91,638,908    | 輸入飼料買入費        | 149,875,416   |
|          | 他会計より受入  | 91,638,908    | 輸入飼料管理費        | 3,314,045     |
|          | 一般会計より受入 | 59,800,000    | 返還金等他勘定へ繰入     | 20,809,998    |
|          | 他勘定より受入  | 59,800,000    | 備              | 50,000,000    |
| 雑収入      | 調整勘定より受入 | 72,388,617    |                |               |
|          | 雑収入      | 171,929       |                |               |
|          | 合 計      | 72,388,617    |                |               |
|          | 合 計      | 171,929       |                |               |
| 業務勘定     | 他勘定より受入  | 223,999,454   | 事務費            | 223,999,454   |
|          | 検査印紙収入   | 87,751,977    | サイロ及倉庫運営費      | 70,238,082    |
|          | 雑収入      | 87,751,977    | 返還金調整勘定へ繰入     | 332,736       |
|          | 合 計      | 966,744       | 備              | 17,340,456    |
| 調整勘定     | 他会計より受入  | 192,558       |                |               |
|          | 雑収入      | 966,744       |                |               |
|          | 合 計      | 1,000,000     |                |               |
|          | 合 計      | 192,558       |                |               |
| 一般会計より受入 | 一般会計より受入 | 88,911,274    | 国債整理基金特別会計へ繰入  | 88,911,274    |
|          | 雑収入      | 518,000,000   | 倉庫買入費等財源他勘定へ繰入 | 1,077,034,195 |
|          | 合 計      | 518,000,000   |                |               |
|          | 合 計      | 1,077,034,195 |                |               |

| 他勘定より受入        |               | 食糧証券及借入金収入     |               | 農業共済再保険金支払基金勘定 |            | 農業共済再保険金支払基金勘定 |            |
|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|------------|----------------|------------|
| 食糧証券及借入金収入     | 1,077,034,195 | 食糧証券及借入金収入     | 1,480,290,000 | 農業共済再保険金支払基金収入 | 7,218,642  | 農業共済再保険金支払基金収入 | 7,218,642  |
| 合 計            | 3,075,324,195 | 合 計            | 1,480,290,000 | 合 計            | 7,218,642  | 合 計            | 7,218,642  |
| 前年度繰越資金受入      | 7,218,642     | 前年度繰越資金受入      | 7,218,642     | 前年度繰越資金受入      | 7,218,642  | 前年度繰越資金受入      | 7,218,642  |
| 雑収入            | 126,326       | 雑収入            | 126,326       | 雑収入            | 126,326    | 雑収入            | 126,326    |
| 合 計            | 7,344,968     | 合 計            | 7,344,968     | 合 計            | 7,344,968  | 合 計            | 7,344,968  |
| 農業再保険収入        | 28,048,769    | 農業再保険収入        | 28,048,769    | 農業再保険収入        | 28,048,769 | 農業再保険収入        | 28,048,769 |
| 再保険料           | 166,290       | 再保険料           | 166,290       | 再保険料           | 166,290    | 再保険料           | 166,290    |
| 一般会計より受入       | 27,882,479    | 一般会計より受入       | 27,882,479    | 一般会計より受入       | 27,882,479 | 一般会計より受入       | 27,882,479 |
| 再保険金支払基金勘定より受入 | 6,225,968     | 再保険金支払基金勘定より受入 | 6,225,968     | 再保険金支払基金勘定より受入 | 6,225,968  | 再保険金支払基金勘定より受入 | 6,225,968  |
| 雑収入            | 59,564        | 雑収入            | 59,564        | 雑収入            | 59,564     | 雑収入            | 59,564     |
| 合 計            | 34,334,301    | 合 計            | 34,334,301    | 合 計            | 34,334,301 | 合 計            | 34,334,301 |
| 家畜再保険収入        | 10,729,708    | 家畜再保険収入        | 10,729,708    | 家畜再保険収入        | 10,729,708 | 家畜再保険収入        | 10,729,708 |
| 再保険料           | 650,038       | 再保険料           | 650,038       | 再保険料           | 650,038    | 再保険料           | 650,038    |
| 一般会計より受入       | 6,980,232     | 一般会計より受入       | 6,980,232     | 一般会計より受入       | 6,980,232  | 一般会計より受入       | 6,980,232  |
| 前年度繰越資金受入      | 3,099,438     | 前年度繰越資金受入      | 3,099,438     | 前年度繰越資金受入      | 3,099,438  | 前年度繰越資金受入      | 3,099,438  |
| 再保険金支払基金勘定より受入 | 300,000       | 再保険金支払基金勘定より受入 | 300,000       | 再保険金支払基金勘定より受入 | 300,000    | 再保険金支払基金勘定より受入 | 300,000    |
| 雑収入            | 30,848        | 雑収入            | 30,848        | 雑収入            | 30,848     | 雑収入            | 30,848     |
| 合 計            | 30,848        | 合 計            | 30,848        | 合 計            | 30,848     | 合 計            | 30,848     |

|         |                             |            |         |                               |            |
|---------|-----------------------------|------------|---------|-------------------------------|------------|
| 果 樹 勘 定 | 合 計                         | 11,060,556 | 30,848  | 合 計                           | 11,060,556 |
|         | 果 樹 再 保 險 収 入               | 1,742,244  | 4,885   | 果 樹 再 保 險 費                   | 413,069    |
|         | 再 保 險 料                     | 1,302,072  | 6,380   | 農 業 共 済 組 合 連 合 会 交 付 金       | 515,109    |
|         | 一 般 会 計 よ り 受 入             | 6,380      | 428,907 | 予 備 費                         | 1,414,160  |
|         | 臨時果樹勘定未経過再保<br>険料受入         | 428,907    | 600,000 |                               |            |
|         | 前年度繰越資金受入                   | 600,000    | 600,000 |                               |            |
|         | 支 払 基 金 受 入                 | 600,000    | 94      | 合 計                           | 2,342,388  |
|         | 再保険金支払基金勘定よ<br>り受入          | 94         | 94      |                               |            |
|         | 雑 収 入                       | 2,342,388  | 125,439 | 再 保 險 料                       | 93,776     |
|         | 合 計                         | 94         | 28,561  | 煙 作 物 共 済 及 國 芸 施 設 共 済 交 付 金 | 1,514      |
| 臨時煙作勘定  | 煙作物及國芸施設再保險<br>収入           | 125,439    | 96,878  | 予 備 費                         | 251,908    |
|         | 支 払 基 金 受 入                 | 219,000    | 219,000 |                               |            |
|         | 再 保 險 金 支 払 基 金 勘 定 よ り 受 入 | 2,759      | 2,759   | 合 計                           | 347,198    |
|         | 雑 収 入                       | 347,198    | 425,560 |                               |            |
| 業 務 勘 定 | 合 計                         | 425,560    | 72      | 農 業 共 済 再 保 險 業 務 費           | 424,632    |
|         | 他 会 計 よ り 受 入               | 72         | 72      | 予 備 費                         | 1,000      |
|         | 雑 収 入                       | 425,632    | 72      | 合 計                           | 425,632    |

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(二) 昭和四十九年度特別会計予算

四五八

| 森 林 保 險      | 森 林 保 險 収 入       | 保 險 料             | 森 林 保 險 業 務 費             |           |
|--------------|-------------------|-------------------|---------------------------|-----------|
| 漁船再保險及漁業共済保險 | 漁 船 再 保 險 収 入     | 再 保 險 料           | 漁 船 再 保 險 費               | 8,761,605 |
| 漁船普通保險勘定     | 漁 船 再 保 險 収 入     | 一 般 会 計 よ り 受 入   | 漁 船 保 險 振 興 費             | 111,783   |
|              | 雑 収 入             | 前 年 度 繰 越 資 金 受 入 | 予 備 費                     | 5,563,051 |
|              | 合 計               | 雑 収 入             | 合 計                       | 2,832,294 |
|              |                   | 2,832,294         |                           |           |
| 漁船特殊保險勘定     | 漁 船 特 殊 再 保 險 収 入 | 特 殊 再 保 險 料       | 漁 船 特 殊 再 保 險 費           | 305,390   |
|              | 借 入 金             | 前 年 度 繰 越 資 金 受 入 | 国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入 | 5,063     |
|              | 雑 収 入             | 借 入 金             | 予 備 費                     | 251,282   |
|              | 合 計               | 雑 収 入             | 合 計                       | 561,735   |
|              |                   | 561,735           |                           |           |
| 漁船乗組員給与保險勘定  | 給 与 再 保 險 収 入     | 給 与 再 保 險 料       | 給 与 再 保 險 費               | 55,043    |
|              |                   | 前 年 度 繰 越 資 金 受 入 | 国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入 | 3,375     |
|              |                   |                   | 予 備 費                     | 117,007   |

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(二) 昭和四十九年度特別会計予算

[illegible]

四六〇

| 国 有 林 野 事 業     | 国 有 林 野 事 業 勘 定 | 国 有 林 野 事 業 収 入 | 業 務 収 入     | 234,007,867       | 国 有 林 野 事 業 費 | 235,152,867 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|-------------------|---------------|-------------|
| 国 有 林 野 事 業 勘 定 | 国 有 林 野 事 業 収 入 | 業 務 収 入         | 209,885,550 | 国 有 林 野 治 山 事 業 費 | 4,604,000     |             |
|                 | 林 野 完 払 代 入     | 15,977,876      | 8,744,441   | 予 備 費             | 7,300,000     |             |
|                 | 他 勘 定 より 受 入    | 8,549,000       | 3,549,000   |                   |               |             |
|                 | 合 計             | 237,556,867     |             | 合 計               |               | 247,556,867 |
| 治 山 勘 定         | 他 会 計 より 受 入    | 60,349,334      | 60,349,334  | 治 山 事 業 費         | 52,831,157    |             |
|                 | 地方公共団体工事費負担金収入  | 1,371,639       | 1,371,639   | 北海道治山事業費          | 4,470,913     |             |
|                 | 雑 収 入           | 8,791           | 8,791       | 離島治山事業費           | 566,735       |             |
|                 | 前年度剰余金受入        | 73,403          | 73,403      | 沖繩治山事業費           | 65,910        |             |
|                 | 合 計             | 61,803,167      |             | 治山事業工事諸費          | 3,786,258     |             |
| 中小漁業融資保証保険      | 保 険 料 収 入       | 498,623         | 498,623     | 予 備 費             | 82,194        |             |
|                 | 回 収 金 収 入       | 225,457         | 225,457     |                   |               |             |
|                 | 雑 収 入           | 120,881         | 120,881     |                   |               |             |
|                 | 前年度剰余金受入        | 1,997,758       | 1,997,758   |                   |               |             |
|                 | 合 計             | 2,842,719       |             | 合 計               |               | 2,842,719   |

| 特定土地改良工事      | 他会計より受入      | 一般会計より受入             | 土地改良事業費    |  |
|---------------|--------------|----------------------|------------|--|
|               |              |                      |            |  |
| 借入金           | 借入金          | 土地改良事業工事諸費           | 31,517,469 |  |
| 受託工事費受入       | 受託工事費受入      | 土地改良事業費負担金等          | 4,068,611  |  |
| 土地改良事業費負担金等収入 | 土地改良事業費負担金収入 | 土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入 | 90,316     |  |
|               |              | 国債整理基金特別会計へ繰入        | 11,367,716 |  |
|               |              | 予備費                  | 711,000    |  |
| 雑収入           | 雑収入          |                      |            |  |
| 前年度剰余金受入      | 前年度剰余金受入     |                      |            |  |
| 合 計           | 合 計          | 合 計                  | 47,755,112 |  |
| 通商産業省         | アルコール専売事業    | 事業費                  | 14,046,618 |  |
|               |              | 事業費                  | 100,000    |  |
|               |              | 予備費                  |            |  |
|               |              | 合 計                  | 14,146,618 |  |
| 輸出入保険         | 保険料収入        | 保険料収入                | 12,184,248 |  |
|               | 運用収入         | 運用収入                 | 828,685    |  |
|               | 雑収入          | 雑収入                  | 48,900,254 |  |
|               | 前年度剰余金受入     | 前年度剰余金受入             |            |  |
|               |              | 雑収入                  | 37,821,748 |  |



昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(二) 昭和四十九年度特別会計予算

四六二

|              |               |               |             |             |               |             |
|--------------|---------------|---------------|-------------|-------------|---------------|-------------|
| 運輸省          | 機械類信用保険       | 合 計           | 前年度剰余金受入    | 37,821,748  | 合 計           | 61,913,137  |
|              | 保 險 料 収 入     | 保 險 料 収 入     | 61,913,137  | 372,597     | 保 險 料 収 入     | 383,802     |
|              | 運 用 収 入       | 運 用 収 入       | 372,597     | 90,697      | 運 用 収 入       | 89,451      |
|              | 雑 収 入         | 雑 収 入         | 90,697      | 91,493      | 雑 収 入         | 1,788,262   |
|              | 前年度剰余金受入      | 前年度剰余金受入      | 1,706,728   | 91,493      | 前年度剰余金受入      |             |
| 水 道 再 保 險    | 合 計           | 合 計           | 前年度剰余金受入    | 1,706,728   | 合 計           | 2,261,515   |
|              | 再 保 險 料 収 入   | 再 保 險 料 収 入   | 2,261,515   | 87,228      | 再 保 險 料 収 入   | 71,302      |
|              | 他 会 計 よ り 受 入 | 他 会 計 よ り 受 入 | 87,228      | 11,767      | 他 会 計 よ り 受 入 | 36,902      |
|              | 雑 収 入         | 雑 収 入         | 11,767      | 10,461      | 雑 収 入         | 12,999      |
|              | 前年度剰余金受入      | 前年度剰余金受入      | 10,461      | 235,207     | 前年度剰余金受入      | 223,460     |
| 自動車損害賠償責任再保険 | 合 計           | 合 計           | 前年度剰余金受入    | 235,207     | 合 計           | 344,663     |
|              | 再保険料及保険料収入    | 再保険料及保険料収入    | 344,663     | 262,453,600 | 再保険料及保険料収入    | 250,538,272 |
|              | 雑 収 入         | 雑 収 入         | 262,453,600 | 19,328,789  | 雑 収 入         | 3,202,915   |
|              |               |               | 19,328,789  |             |               | 432,433,500 |
|              |               |               | 19,328,789  |             |               |             |

|             |              |             |                     |             |
|-------------|--------------|-------------|---------------------|-------------|
| 保 障 勘 定     | 前年度剰余金受入     | 404,392,388 | 保 障 勘 定 へ 繰 入 費     | 686,174,777 |
|             | 合 計          | 404,392,388 | 合 計                 | 686,174,777 |
| 保 障 事 業 収 入 | 前年度剰余金受入     | 686,174,777 | 保 障 勘 定 へ 繰 入 費     | 3,812,973   |
|             | 他 勘 定 より 受 入 | 2,535,749   |                     | 233,697     |
| 雑 収 入       | 賦 課 金 収 入    | 2,535,749   | 保 障 勘 定 へ 繰 入 費     | 23,532,465  |
|             | 前年度剰余金受入     | 3,202,915   |                     |             |
| 前年度剰余金受入    | 保険勘定より受入     | 3,202,915   | 合 計                 | 27,639,135  |
|             | 雑 収 入        | 1,373,087   |                     |             |
| 合 計         | 前年度剰余金受入     | 20,527,384  | 業 務 勘 定 へ 繰 入 費     | 180,008     |
|             | 他 勘 定 より 受 入 | 27,639,135  |                     | 1,000       |
| 業 務 勘 定     | 一般会計より受入     | 270,716     | 業 務 勘 定 へ 繰 入 費     | 396,766     |
|             | 他 勘 定 より 受 入 | 233,697     |                     |             |
| 雑 収 入       | 保険勘定より受入     | 233,697     | 合 計                 | 577,774     |
|             | 前年度剰余金受入     | 93          |                     |             |
| 前年度剰余金受入    | 雑 収 入        | 13,268      | 業 務 勘 定 へ 繰 入 費     | 120,726,474 |
|             | 合 計          | 577,774     |                     | 20,479,736  |
| 港 湾 整 備 勘 定 | 他 勘 定 より 受 入 | 133,882,579 | 港 湾 整 備 勘 定 へ 繰 入 費 | 8,008,901   |
|             | 他 勘 定 より 受 入 | 768,189     |                     |             |

昭和四十九年三月十二日 港務局公報第十六次(口) 臨時四十六次(口) 港務局公報第十六次(口)

四六四

| 特定港務施設工事勘定より受入 | 港務管理者工事費負担金収入 | 地方債証券償還収入 | 債還金収入      | 受託工事納付金収入    | 前年度剰余金受入  | 雑収入     | 合計          | 他会計より受入   | 港務管理者工事費負担金収入 | 受益者工事費負担金収入    | 地方債証券償還収入 | 受託工事納付金収入    | 前年度剰余金受入     | 雑収入     |
|----------------|---------------|-----------|------------|--------------|-----------|---------|-------------|-----------|---------------|----------------|-----------|--------------|--------------|---------|
| 768,189        | 38,126,954    | 64,842    | 94,122     | 5,200,000    | 3,198,306 | 302,070 | 176,637,062 | 2,209,047 | 2,616,168     | 4,011,710      | 119,770   | 100,000      | 643,810      | 15,080  |
| 沖繩港務事業費        | 埠頭整備資金貸付金     | 受託工事費     | 港務事業等工事諸費  | 国債整理基金特別会計繰入 | 予備費       |         |             | 石油港務施設工事費 | 鉄鋼港務施設工事費     | 物資別専門埠頭港務施設工事費 | 受託工事費     | 国債整理基金特別会計繰入 | 工事諸費港務整備勘定繰入 | 予備費     |
| 6,212,670      | 665,000       | 4,831,210 | 14,379,731 | 71,060       | 1,262,280 |         | 176,637,062 | 1,915,990 | 2,636,900     | 3,466,480      | 100,000   | 117,104      | 768,189      | 650,932 |

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議錄第十六号(二) 昭和四十九年度特別會計予算

|         |                 |            |            |            |
|---------|-----------------|------------|------------|------------|
| 自動車検査登録 | 合 計             | 15,090     | 9,715,595  | 9,715,595  |
|         | 検査登録印紙収入        | 9,358,470  | 9,358,470  | 9,645,610  |
|         | 他会計より受入         | 443,713    | 443,713    | 1,078,742  |
|         | 雑 収 入           | 142,370    | 142,370    | 764,946    |
|         | 前年度剰余金受入        | 1,544,745  | 1,544,745  |            |
|         | 合 計             | 11,489,298 | 11,489,298 |            |
|         | 空 港 整 備         | 41,210,349 | 41,210,349 | 23,105,954 |
|         | 他会計より受入         | 19,534,159 | 19,534,159 | 1,073,919  |
|         | 空 港 使 用 料 収 入   | 603,790    | 603,790    | 2,847,660  |
|         | 地方公共団体工事費負担金収入  | 3,000,000  | 3,000,000  | 2,498,059  |
| 空 港 整 備 | 空 港 財 産 処 分 収 入 | 1,409,192  | 1,409,192  | 11,512,446 |
|         | 雑 収 入           | 4,177,010  | 4,177,010  | 4,800,000  |
|         | 前年度剰余金受入        | 4,177,010  | 4,177,010  | 1,494,000  |
|         | 合 計             | 69,394,500 | 69,394,500 | 716,236    |
|         | 空 港 等 維 持 運 営 費 |            |            | 20,871,888 |
|         | 離島航空事業助成費       |            |            | 114,288    |
|         | 予 備 費           |            |            | 900,000    |
|         | 合 計             |            |            | 69,394,500 |
|         | 空 港 整 備 事 業 費   |            |            | 23,105,954 |
|         | 北海道空港整備事業費      |            |            | 1,073,919  |
|         | 離島空港整備事業費       |            |            | 2,847,660  |
|         | 沖縄空港整備事業費       |            |            | 2,498,059  |
|         | 航空路整備事業費        |            |            | 11,512,446 |
|         | 新東京国際空港公団出資     |            |            | 4,800,000  |
|         | 航空機騒音対策事業資金     |            |            | 1,494,000  |
|         | 貸付金             |            |            | 716,236    |
|         | 空港等整備事業工事諸費     |            |            | 20,871,888 |
|         | 空 港 等 維 持 運 営 費 |            |            | 114,288    |
|         | 離島航空事業助成費       |            |            | 900,000    |
|         | 予 備 費           |            |            | 69,394,500 |
|         | 合 計             |            |            | 69,394,500 |

[illegible]

| 年 金 勘 定         | 損 金 収 入         | 損 金                 | 年 金 費       |  |
|-----------------|-----------------|---------------------|-------------|--|
|                 |                 |                     |             |  |
| 運 用 収 入         | 運 用 収 入         | 郵政事業特別会計へ繰入         | 2,618,932   |  |
| 積 立 金 よ り 受 入   | 積 立 金 よ り 受 入   | 備 費                 | 130,000     |  |
| 雑 収 入           | 雑 収 入           |                     | 20,000      |  |
| 合 計             | 合 計             |                     |             |  |
| 2,768,932       | 2,768,932       |                     |             |  |
| 労 働 保 険 勘 定     | 保 険 収 入         | 保 険 給 付 費           | 250,513,804 |  |
| 他 勘 定 よ り 受 入   | 他 勘 定 よ り 受 入   | 業 務 取 扱 費           | 11,741,127  |  |
| 一 般 会 計 よ り 受 入 | 一 般 会 計 よ り 受 入 | 施 設 整 備 費           | 699,945     |  |
| 未 経 過 保 険 料 受 入 | 未 経 過 保 険 料 受 入 | 保 險 施 設 費           | 26,714,423  |  |
| 支 払 備 金 受 入     | 支 払 備 金 受 入     | 労 働 福 祉 事 業 団 体 出 資 | 6,303,057   |  |
| 雑 収 入           | 雑 収 入           | 他 勘 定 へ 繰 入 費       | 12,283,498  |  |
| 合 計             | 合 計             | 合 計                 | 289,268,883 |  |
| 547,524,737     | 547,524,737     |                     | 547,524,737 |  |
| 失 業 勘 定         | 保 険 収 入         | 保 険 給 付 費           | 319,753,000 |  |
| 他 勘 定 よ り 受 入   | 他 勘 定 よ り 受 入   | 業 務 取 扱 費           | 18,071,720  |  |
| 一 般 会 計 よ り 受 入 | 一 般 会 計 よ り 受 入 | 施 設 整 備 費           | 940,190     |  |
| 運 用 収 入         | 運 用 収 入         | 雇 用 促 進 事 業 団 体 出 資 | 141,675,467 |  |
| 雑 収 入           | 雑 収 入           | 他 勘 定 へ 繰 入 費       | 33,307,562  |  |
| 合 計             | 合 計             | 合 計                 | 5,651,362   |  |
| 580,679,224     | 580,679,224     |                     | 61,279,928  |  |
|                 |                 |                     | 580,679,224 |  |

| 建設省           | 道路整備           | 徴収勘定          | 保険収入        | 保険料収入       | 保険料返還金      |               |
|---------------|----------------|---------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 他会計より受入       | 地方公共団体工事費負担金収入 | 他勘定より受入       | 雑収入         | 雑収入         | 他勘定へ繰入      |               |
| 前年度剰余金受入      | 前年度剰余金受入       | 前年度剰余金受入      | 雑収入         | 雑収入         | 予備費         |               |
| 合 計           | 合 計            | 合 計           | 雑収入         | 雑収入         | 予備費         |               |
| 1,017,365,900 | 1,017,365,900  | 1,017,365,900 | 813,430,555 | 813,430,555 | 813,430,555 | 663,387,000   |
| 118,543,000   | 118,543,000    | 118,543,000   | 540,000     | 540,000     | 540,000     | 2,444,000     |
| 118,543,000   | 118,543,000    | 118,543,000   | 540,000     | 540,000     | 540,000     | 2,444,000     |
| 18,122,000    | 18,122,000     | 18,122,000    | 540,000     | 540,000     | 540,000     | 10,184,000    |
| 19,122,000    | 19,122,000     | 19,122,000    | 540,000     | 540,000     | 540,000     | 24,475,900    |
| 13,251,000    | 13,251,000     | 13,251,000    | 540,000     | 540,000     | 540,000     | 46,960,000    |
| 13,251,000    | 13,251,000     | 13,251,000    | 540,000     | 540,000     | 540,000     | 11,129,000    |
| 4,100,000     | 4,100,000      | 4,100,000     | 540,000     | 540,000     | 540,000     | 18,451,000    |
| 4,100,000     | 4,100,000      | 4,100,000     | 540,000     | 540,000     | 540,000     | 12,680,000    |
| 1,820,000     | 1,820,000      | 1,820,000     | 540,000     | 540,000     | 540,000     | 31,126,646    |
| 1,820,000     | 1,820,000      | 1,820,000     | 540,000     | 540,000     | 540,000     | 554,454       |
| 1,820,000     | 1,820,000      | 1,820,000     | 540,000     | 540,000     | 540,000     | 1,841,900     |
| 1,174,741,900 | 1,174,741,900  | 1,174,741,900 | 540,000     | 540,000     | 540,000     | 1,174,741,900 |

| 水              | 勘定                | 治             |
|----------------|-------------------|---------------|
| 他会計より受入        | 一般会計より受入          | 河川事業費         |
| 他勘定より受入        | 特定多目的ダム建設工事勘定より受入 | 北海道河川事業費      |
| 地方公共団体工事費負担金収入 | 地方公共団体工事費負担金収入    | 河川総合開発事業費     |
| 電気事業者等工事費負担金収入 | 電気事業者等工事費負担金収入    | 北海道河川総合開発事業費  |
| 地方債証券償還収入      | 地方債証券償還収入         | 水資源開発公社交付金    |
| 附帯工事費負担金収入     | 附帯工事費負担金収入        | 砂防事業費         |
| 受託工事納付金収入      | 受託工事納付金収入         | 北海道砂防事業費      |
| 前年度剰余金受入       | 前年度剰余金受入          | 建設機械整備費       |
| 雑収入            | 雑収入               | 北海道建設機械整備費    |
| 合 計            | 合 計               | 離島治水事業費       |
| 他会計より受入        | 一般会計より受入          | 沖繩治水事業費       |
| 地方公共団体工事費負担金収入 | 地方公共団体工事費負担金収入    | 附帯工事費         |
|                |                   | 受託工事費         |
|                |                   | 治水事業工事諸費      |
|                |                   | 国債整理基金特別会計へ繰入 |
|                |                   | 予備費           |
|                |                   | 合 計           |
|                |                   | 特定多目的ダム建設工事勘定 |
|                |                   | 多目的ダム建設事業費    |
|                |                   | 北海道多目的ダム建設事業費 |
|                |                   | 沖繩多目的ダム建設事業費  |
|                |                   | 受託工事費         |



昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六卷 昭和三十九年度特別会計

四二〇

|          |                |            |               |            |
|----------|----------------|------------|---------------|------------|
| 都市開発資金融通 | 電気事業者等工事費負担金収入 | 8,008,318  | 国債整理基金特別会計へ繰入 | 380,277    |
|          | 借入金            | 9,008,318  | 工事諸費等治水勘定へ繰入  | 4,159,125  |
|          | 地方債証券償還収入      | 939,654    | 予備費           | 37,443     |
|          | 地方債証券償還収入      | 256,335    |               |            |
|          | 受託工事納付金収入      | 1,765,000  |               |            |
|          | 前年度剰余金受入       | 92,000     |               |            |
|          | 雑収入            | 38,500     |               |            |
|          | 雑収入            | 38,500     |               |            |
|          | 合 計            | 41,728,920 | 合 計           | 41,728,920 |
|          | 他会計より受入        | 1,200,000  | 都市開発資金貸付金     | 16,000,000 |
| 都市開発資金融通 | 借入金            | 1,200,000  | 事務取扱費         | 2,050      |
|          | 運用収入           | 14,900,000 | 国債整理基金特別会計へ繰入 | 7,084,380  |
|          | 運用収入           | 14,900,000 | 予備費           | 53,763     |
|          | 運用収入           | 7,019,722  |               |            |
|          | 運用利殖金収入        | 3,404,236  |               |            |
|          | 前年度剰余金受入       | 3,615,486  |               |            |
|          |                | 20,481     |               |            |
|          |                | 20,481     |               |            |
|          | 合 計            | 28,140,208 | 合 計           | 28,140,208 |
|          |                |            |               |            |

費許明越標号丙

[illegible]

| 運輸省                          |  | 港 湾 整 備 勘 定                                                                                                                              |  |
|------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 国立療養所特別施設整備費                 |  | (項) 港 湾 事 業 費<br>北海道港湾事業費<br>離島港湾事業費<br>沖縄港湾事業費<br>埠頭整備資金貸付金受託工事費<br>港湾事業等工事諸費のうち<br>超過勤務手当<br>日 額 旅 雑 費                                 |  |
| 国民年金勘定<br>福祉年金勘定<br>業務勘定     |  | (項) 福祉年金給付費<br>施設整備費のうち<br>施設施工片費<br>福祉施設整備費<br>不動産購入費                                                                                   |  |
| 農 林 省                        |  | 特定港湾施設工事勘定                                                                                                                               |  |
| 食糧管理勘定<br>輸入食糧管理勘定<br>輸入飼料勘定 |  | (項) 石油港湾施設工事費<br>鉄鋼港湾施設工事費<br>物資列専門埠頭港湾施設工事費<br>受託工事費                                                                                    |  |
| 国有林野事業勘定                     |  | (項) 施設整備費<br>空港整備事業費<br>北海道空港整備事業費<br>離島空港整備事業費<br>沖縄空港整備事業費<br>航空路整備事業費<br>航空機騒音対策事業費<br>航空賃付金<br>空港等整備事業工事諸費のうち<br>超過勤務手当<br>日 額 旅 雑 費 |  |
| 特定土地改良工事                     |  | (項) 土地改良事業費<br>土地改良事業工事諸費のうち<br>超過勤務手当<br>日 額 旅 雑 費                                                                                      |  |



丁号 国庫債務負担行為

| 所 管      | 特 別 会 計  | 事 項                    | 限 度<br>(千円)            | 行 為 年 度                  | 国 庫 の 負 担<br>と なる 年 度                                        | 事 由                                                                                                             |
|----------|----------|------------------------|------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大 蔵 省    | 印 刷 局    | 原 材 料 購 入              | 100,000                | 昭 和 49 年 度               | 昭 和 49 年 度 及<br>び 昭 和 50 年 度                                 | 印刷事業に必要な原材料の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため                                                                          |
| 大蔵省及び建設省 | 特定国庫財産整備 | 特 定 施 設 整 備            | 43,907,195             | 昭 和 49 年 度               | 昭 和 49 年 度 以<br>降 3 箇 年 度 以 内                                | 庁舎等その他の施設でその位置、環境、規模又は形態等からみて他の用途に供することが適当であると認められるものを処分し、これに代わる施設を取得する事業には、国がその施設を取得するまでに多くの日数を要するものがあるため      |
| 文 部 省    | 国 立 学 校  | 可変磁場型加速器製作<br>電子計算機借入れ | 453,714<br>60,000      | 昭 和 49 年 度<br>昭 和 49 年 度 | 昭 和 50 年 度<br>昭 和 50 年 度                                     | 東北大学における学術研究用の可変磁場型加速器加速部の製作には、多くの日数を要するため<br>筑波大学における学術研究用の電子計算機の借入れには、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめその借入契約を結ぶ必要があるため |
|          |          | 実 習 船 建 造              | 1,409,616              | 昭 和 49 年 度               | 昭 和 49 年 度 及<br>び 昭 和 50 年 度                                 | 長崎大学における実習船の建造には、多くの日数を要するため                                                                                    |
|          |          | ガラス・保持装置製作             | 580,000                | 昭 和 49 年 度               | 昭 和 50 年 度                                                   | 名古屋大学ガラス・研究所における学術研究用の環状磁場系ガラス・保持装置の製作には、多くの日数を要するため                                                            |
|          |          | 科学衛星打上げ用ロケット等製作        | 2,410,166              | 昭 和 49 年 度               | 昭 和 49 年 度 及<br>び 昭 和 50 年 度                                 | 科学衛星打上げ用ロケット及び開発用大型ロケットの製作には、多くの日数を要するため                                                                        |
|          |          | 施 設 整 備                | 45,000,000             | 昭 和 49 年 度               | 昭 和 49 年 度 及<br>び 昭 和 50 年 度                                 | 国立学校、大学附属病院及び研究所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため                                                                       |
| 厚 生 省    | 国 立 病 院  | 国立病院勘定<br>療養所勘定        | 5,800,000<br>5,100,000 | 昭 和 49 年 度<br>昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 及<br>び 昭 和 50 年 度<br>昭 和 49 年 度 及<br>び 昭 和 50 年 度 | 国立病院及び国立がんセンターの特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため<br>国立療養所の特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため                                     |

| 農 林 省                                  | 食 糧 管 理<br>輸入食糧管理<br>輸入飼料勘定  | 輸 入 食 糧 買 入 れ                     | 75,000,000 | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 50 年 度                   | 外国からの食糧の買入れには、多くの日数を要するものがあるため<br>外国からの飼料の買入れには、多くの日数を要するものがあるため |
|----------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------|------------|------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 国有林野事業<br>国有林野事業<br>勘定<br>特定土地改良工<br>事 | 輸入飼料買入れ                      | 低賃林等地ごしらえ<br>事業<br>国営かんがい排水事<br>業 | 33,800,000 | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 50 年 度                   | 低賃林等の立木の販売とその跡地に新植するための地ごしらえと<br>を一体として実施する事業には、多くの日数を要するものがあるため |
| 最上川中流農業水利事業西部幹線水路<br>路路建設工事            | 最上川中流農業水利事業西部幹線水路<br>路路建設工事  | 最上川中流農業水利事業西部幹線水路<br>路路建設工事       | 3,200,000  | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 以<br>降 4 箇年度以内    | 最上川中流農業水利事業西部幹線水路路路建設工事及びこれに附<br>帯する工事には、多くの日数を要するため             |
| 河南農業水利事業和漢橋水機場建設<br>工事                 | 河南農業水利事業和漢橋水機場建設<br>工事       | 河南農業水利事業和漢橋水機場建設<br>工事            | 365,000    | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 及<br>び 昭 和 50 年 度 | 河南農業水利事業和漢橋水機場建設工事及びこれに附帯する工<br>事には、多くの日数を要するため                  |
| 渡良瀬川沿岸農業水利事業邑栗頭首<br>工建設工事              | 渡良瀬川沿岸農業水利事業邑栗頭首<br>工建設工事    | 渡良瀬川沿岸農業水利事業邑栗頭首<br>工建設工事         | 1,401,000  | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 以<br>降 3 箇年度以内    | 渡良瀬川沿岸農業水利事業邑栗頭首工建設工事及びこれに附帯す<br>る工事には、多くの日数を要するため               |
| 天竜川下流農業水利事業船明導水路<br>路第五期建設工事           | 天竜川下流農業水利事業船明導水路<br>路第五期建設工事 | 天竜川下流農業水利事業船明導水路<br>路第五期建設工事      | 424,000    | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 及<br>び 昭 和 50 年 度 | 天竜川下流農業水利事業船明導水路路路第五期建設工事及びこれ<br>に附帯する工事には、多くの日数を要するため           |
| 大和根用水農業水利事業船川揚水機<br>場建設工事              | 大和根用水農業水利事業船川揚水機<br>場建設工事    | 大和根用水農業水利事業船川揚水機<br>場建設工事         | 540,000    | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 及<br>び 昭 和 50 年 度 | 大和根用水農業水利事業船川揚水機場建設工事及びこれに附帯す<br>る工事には、多くの日数を要するため               |
| 阿賀野川用水農業水利事業右岸幹線水路<br>路建設工事            | 阿賀野川用水農業水利事業右岸幹線水路<br>路建設工事  | 阿賀野川用水農業水利事業右岸幹線水路<br>路建設工事       | 480,000    | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 及<br>び 昭 和 50 年 度 | 阿賀野川用水農業水利事業右岸幹線水路路路建設工事及びこれに<br>附帯する工事には、多くの日数を要するため            |
| 関川農業水利事業笹ヶ峰ダム取水施<br>設建設工事              | 関川農業水利事業笹ヶ峰ダム取水施<br>設建設工事    | 関川農業水利事業笹ヶ峰ダム取水施<br>設建設工事         | 280,000    | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 及<br>び 昭 和 50 年 度 | 関川農業水利事業笹ヶ峰ダム取水施設建設工事及びこれに附帯す<br>る工事には、多くの日数を要するため               |

|     |          |                     |            |        |                |                                                                                                          |
|-----|----------|---------------------|------------|--------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運輸省 | 空港整備     | 静清陸農水本利事業静清原水機場建設工事 | 570,000    | 昭和49年度 | 昭和49年度以降3箇年度以内 | 静清陸農水本利事業静清原水機場建設工事及びこれに附帯する工事は、多くの日数を要するため                                                              |
|     | 空港整備     | 静清陸農水本利事業静清原水機場建設工事 | 223,000    | 昭和49年度 | 昭和49年度及び昭和50年度 | 静清陸農水本利事業静清原水機場建設工事及びこれに附帯する工事は、多くの日数を要するため                                                              |
|     | 空港整備     | 静清陸農水本利事業静清原水機場建設工事 | 182,000    | 昭和49年度 | 昭和50年度         | 東京国際空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため                                                                             |
| 運輸省 | 空港整備     | 沖繩空港整備              | 777,241    | 昭和49年度 | 昭和49年度及び昭和50年度 | 那覇空港及び伊江島空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため                                                                        |
|     | 航空路整備    | 航空路整備               | 8,490,922  | 昭和49年度 | 昭和49年度及び昭和50年度 | 北海道及び南九州の航空路監視レーダー、東京管制部はか3管制部の管制情報処理システム、千歳空港における国内航空通信施設並びに4管制部の移転整備等に伴い、必要となる施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため |
|     | 電子計算機借入れ | 電子計算機借入れ            | 6,121      | 昭和49年度 | 昭和50年度         | 千歳空港における国内航空通信自動中継装置用の電子計算機の借入れには、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめその借入契約を結ぶ必要があるため                                |
| 郵政省 | 郵政事業     | 事業用品購入調製等           | 2,200,000  | 昭和49年度 | 昭和50年度         | 郵政事業に必要な事業用品の購入、調製等には、その調達に多くの日数を要するものがあるため                                                              |
|     | 局舎等施設整備  | 局舎等施設整備             | 36,422,855 | 昭和49年度 | 昭和49年度以降3箇年度以内 | 局舎その他施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため                                                                            |
|     | 土地建物借入れ  | 土地建物借入れ             | 186,000    | 昭和49年度 | 昭和49年度以降所要の年限  | 郵政事業に必要な土地及び建物の借入れには、その契約期間を1箇年以上とすることを要するものがあるため                                                        |
| 労働省 | 労働保険     | 簡易生命保険及郵便年金         | 3,029,910  | 昭和49年度 | 昭和49年度及び昭和50年度 | 簡易保険郵便年金福祉事業団における施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるため、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため                 |
|     | 失業保険     | 雇用促進事業団出資           |            |        |                |                                                                                                          |

|     |      |                  |            |        |                |                                                                                                             |
|-----|------|------------------|------------|--------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設省 | 道路整備 | 移転就職者用宿舎施設整備資金出資 | 20,219,393 | 昭和49年度 | 昭和49年度及び昭和50年度 | 雇用促進事業団における移転就職者用宿舎施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その施設の整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため               |
|     |      | 勤労者余暇活用施設整備資金出資  | 7,700,000  | 昭和49年度 | 昭和49年度以降3箇年度以内 | 雇用促進事業団における勤労者余暇活用施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その施設の整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため                |
|     |      | 直轄道路新設及び改築事業     | 49,900,000 | 昭和49年度 | 昭和49年度以降3箇年度以内 | 一般国道神奈川1号馬入橋梁設工事は、か58箇所の新設及び改築工事には、多くの日数を要するものがあるため                                                         |
|     |      | 直轄道路共同溝事業        | 4,800,000  | 昭和49年度 | 昭和49年度及び昭和50年度 | 一般国道愛知1号共同溝工事は、か4箇所の共同溝工事には、多くの日数を要するものがあるため                                                                |
|     |      | 北海道直轄道路改築事業      | 2,295,000  | 昭和49年度 | 昭和49年度以降3箇年度以内 | 一般国道5号豊水橋梁設工事は、か4箇所の改築工事には、多くの日数を要するものがあるため                                                                 |
|     |      | 街路事業費補助          | 4,650,000  | 昭和49年度 | 昭和49年度及び昭和50年度 | 首都圏における街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため                                         |
|     |      | 沖縄直轄道路改築事業       | 2,300,000  | 昭和49年度 | 昭和49年度及び昭和50年度 | 一般国道58号改築工事には、多くの日数を要するものがあるため                                                                              |
|     |      | 道路改築附帯工事         | 4,868,000  | 昭和49年度 | 昭和49年度以降3箇年度以内 | 公益事業者の負担に係る一般国道愛知1号共同溝附帯工事は、か4箇所の共同溝附帯工事及び河川管理者等の負担に係る一般国道福岡3号遠賀大橋梁設附帯工事は、か9箇所の橋梁架設附帯工事等には、多くの日数を要するものがあるため |
|     |      | 治水               |            |        |                |                                                                                                             |
|     |      | 治水勘定             |            |        |                |                                                                                                             |
|     |      | 直轄河川改修事業         | 11,230,000 | 昭和49年度 | 昭和49年度以降3箇年度以内 | 北上川は、か14河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため                                                              |
|     |      | 北海道直轄河川改修事業      | 500,000    | 昭和49年度 | 昭和49年度以降3箇年度以内 | 石狩川の改修工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため                                                                      |
|     |      | 河川改修費補助          | 1,080,000  | 昭和49年度 | 昭和49年度及び昭和50年度 | 東京都及び大阪府における河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため                                  |



|               |           |                                |                                              |
|---------------|-----------|--------------------------------|----------------------------------------------|
| 直轄河川総合開発事業    | 710,000   | 昭和49年度以降3箇年度以内                 | 吉井川坂根堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため    |
| 直轄砂防事業        | 592,000   | 昭和49年度以降3箇年度以内                 | 常願寺川の砂防事業に係る有峰トンネルの建設工事は、多くの日数を要するため         |
| 河川改修受託工事      | 476,000   | 昭和50年度及び昭和51年度及び昭和49年度以降3箇年度以内 | 阿武隈川堰の管理者からの委託に係る阿武隈川堰の建設工事は、多くの日数を要するため     |
| 砂防事業受託工事      | 220,000   | 昭和49年度以降3箇年度以内                 | 富山県からの委託に係る有峰トンネルの建設工事には、多くの日数を要するため         |
| 特定多目的ダム建設工事勘定 |           |                                |                                              |
| 多目的ダム建設事業     |           |                                |                                              |
| 九頭竜川真名川ダム建設工事 | 185,000   | 昭和49年度及び昭和50年度以降3箇年度以内         | 九頭竜川真名川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 仁淀川大渡ダム建設工事   | 749,000   | 昭和49年度以降3箇年度以内                 | 仁淀川大渡ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため   |
| 北上川御所ダム建設工事   | 3,000,000 | 昭和49年度以降4箇年度以内                 | 北上川御所ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため   |
| 最上川白川ダム建設工事   | 2,965,000 | 昭和49年度以降3箇年度以内                 | 最上川白川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため   |
| 利根川川治ダム建設工事   | 640,000   | 昭和49年度以降3箇年度以内                 | 利根川川治ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため   |
| 芦田川河口堰建設工事    | 2,046,000 | 昭和49年度及び昭和50年度及び昭和49年度以降3箇年度以内 | 芦田川河口堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため    |
| 荒川滝沢ダム建設工事    | 690,000   | 昭和49年度以降3箇年度以内                 | 荒川滝沢ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため    |
| 荒川大石ダム建設工事    | 2,110,000 | 昭和49年度以降3箇年度以内                 | 荒川大石ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため    |
| 岩木川浅瀬石ダム建設工事  | 355,000   | 昭和49年度及び昭和50年度及び昭和49年度以降4箇年度以内 | 岩木川浅瀬石ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため  |
| 阿賀野川大川ダム建設工事  | 3,000,000 | 昭和49年度以降4箇年度以内                 | 阿賀野川大川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため  |
| 畠川野村ダム建設工事    | 2,000,000 | 昭和49年度以降4箇年度以内                 | 畠川野村ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため    |

|              |         |        |                |                                            |
|--------------|---------|--------|----------------|--------------------------------------------|
| 信濃川大町ダム建設工事  | 500,000 | 昭和49年度 | 昭和49年度以降3箇年度以内 | 信濃川大町ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |
| 北海道多目的ダム建設事業 |         |        |                |                                            |
| 十勝川十勝ダム建設工事  | 850,000 | 昭和49年度 | 昭和49年度及び昭和50年度 | 十勝川十勝ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため |

昭和三十八年度建設年度概算の中核

右  
国会に提出する。  
昭和四十九年一月二十一日

昭和49年度政府関係機関予算  
予 算 総 則

第1章 総 則

第1条 次に掲げる各政府関係機関の昭和49年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

- 日本専売公社
- 日本電信電話公社
- 日本国民金融公社
- 住宅金融公社
- 農林漁業金融公社
- 中小企業金融公社
- 北海道東北開発公社
- 公共企業体金融公社
- 中小企業信用保険公社
- 医療金融公社
- 環境衛生金融公社
- 沖縄振興開発金融公社
- 日本開発銀行
- 日本輸出入銀行
- 第2章 日本専売公社

(債務負担行為)

第2条 「日本専売公社法」(以下この章において「専売公社法」という。)第35条第1項の規定により昭和49年度において日本専売公社(以下この章において「専売公社」という。)が債務を負担する行為は、「丁号債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第3条 専売公社法第35条第2項の規定により昭和49年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に専売公社が債務を負担する行為の限度額は、100,000千円とする。

(借入金の限度額)

第4条 専売公社法第43条の14第2項の規定による長期借入金の限度額は208,000,000千円、短期借入金の限度額は240,000,000千円とする。

(収入支出予算の算力事項)

第5条 専売公社において、事業量の増加等により収入金額が予算額に比して増加するときは、大蔵大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として事業のため直接必要な経費を増額することができる。

(流用等の制限)

第6条 専売公社がその経費の金額を相互に流用し、若しくはその経費に他の経費の金額を流用し、又はその経費に予備費を使用する場合において、専売公社法第43条の2の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員に対して支給する給与に要する経費
  - (2) 職員に対して支給する基本給、扶養手当及び調整手当(以下「基準内給与」と総称する。)に要する経費
  - (3) 職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、住居手当、超過勤務手当、退職者給与その他専売公社が大蔵大臣の承認を受けて定める手当(以下この章において「基準外給与」と総称する。)に要する経費
  - (4) 補助金に要する経費
  - (5) 交際費に要する経費
- 2 前項に規定するもののほか、専売公社法第43条の2の規定により専売公社が大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、施設費、施設費と他の経費との間にその金額を相互に流用し、又は施設費に予備費を使用する場合におけるこれらの経費とする。
- (繰越しの制限)
- 第7条 専売公社がその経費の金額を繰り越して使用する場合において、専売公社法第43条の3第1項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
  - (2) 職員に対して支給する給与に要する経費
  - (3) 補助金に要する経費

(給与総額等)

第8条 専売公社法第43条の2第1項の規定により、昭和49年度において、専売公社がその職員に対して支給する基準内給与の額を51,977,301千円と、基準外給与の額を31,189,993千円と、給与の総額を83,167,294千円とする。ただし、予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合、第5条の規定により給与を支出する場合又は給与に関する公共企業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、大蔵大臣の承認を受けて、経費の流用、予備費の使用又は第5条の規定による経費の増額により、これらの額が変更されたときは、その変更された額とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、大蔵大臣の承認を受けて、これらの合計額が変更されない範囲内においてそれぞれの額が変更されたときは、その変更された額とする。

(特別給与の支出)

第9条 前条に規定するもののほか、専売公社は、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、大蔵大臣の承認を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の全部に相当する金額を昭和49年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

第3章 日本国有鉄道

(債務負担行為)

第10条 「日本国有鉄道法」(以下この章において「国有鉄道法」という。)第39条の8第1項の規定により昭和49年度において日本国有鉄道(以下この章において「国有鉄道」という。)が債務を負担する行為は、「丁号債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第11条 国有鉄道法第39条の8第2項の規定により昭和49年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国有鉄道が債務を負担する行為の限度額は、1,000,000千円とする。

(借入金等の限度額)

第12条 国有鉄道法第42条の2第2項の規定による長期借入金、短期借入金又は鉄道債券の限度額は、次に掲げるとおりとする。

| 借入金等                                              | 限 度 額                        |
|---------------------------------------------------|------------------------------|
| 長期借入金及び鉄道債券<br>イ 長期借入金、政府引受債及び政府保証債<br>ロ イ以外の鉄道債券 | 849,500,000千円<br>373,200,000 |
| 短期借入金                                             | 230,000,000                  |

2 前項に規定する鉄道債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

(収入支出予算の弾力条項等)

第13条 国有鉄道において、事業量の増加等により損益勘定の収入金額(次項に規定するものを除く。)が同勘定の予算額(次項に規定するものを除く。)に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として事業のため直接必要な経費及び資本勘定への繰入れに必要な経費を増額することができる。

2 国有鉄道において、損益勘定の雑収入のうち、外部からの委託に係る工事の実施に必要な経費に充てるため受け入れる収入金額が予算額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として、その工事に必要な経費を増額することができる。

3 国有鉄道において、資本勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として、工事勘定の経費又は債券及び借入金償還の増額に充てることができる。

4 国有鉄道において、国又は地方公共団体等から国有鉄道の財産の移設等の目的をもつて資金を受け入れるときは、運輸大臣の承認を受けて、当該資金を工事勘定の経費の増額に充てることができる。

5 国有鉄道は、災害その他予見することができない事由により、工事勘定の支出を同勘定の予算額に比して増加する必要があるときは、運輸大臣の承認を受けて、損益勘定の予算額を使用して工事勘定の経費の増額に充てることができる。

(流用等の制限)

第14条 国有鉄道がその経費の金額を相互に流用し、若しくはその経費に他の経費の金額を流用し、又はその経費に予備費を使用する場合において、国有鉄道法第39条の14第2項の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する基準内給与に要する経費
- (3) 職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、期末手当、奨励手当、寒地手当、住居手当、超過勤務手当、休職者給与その他国有鉄道が運輸大臣の承認を受けて定める手当(以下この章において「基準外給与」と総称する。)に要する経費
- (4) 交際費に要する経費

2 前項に規定するもののほか、国有鉄道法第39条の14第2項の規定により国有鉄道が運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、工事勘定のうち総係費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

(繰越しの制限)

第15条 国有鉄道がその経費の金額を繰り越して使用する場合において、国有鉄道法第39条の15第1項ただし書の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する給与に要する経費

(給与総額等)

第16条 国有鉄道法第44条第1項の規定により、昭和49年度において、国有鉄道がその職員に対して支給する基準内給与の額を599,515,508千円と、基準外給与の額を313,705,695千円と、給与の総額を913,221,203千円とする。ただし、予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合、第13条の規定により給与を支出する場合又は給与に関する公共企業体等労働委員会の裁定を企

業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、経費の流用、予備費の使用又は第13条の規定による経費の増額により、これらの額が変更されたときは、その変更された額とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、これらの合計額が変更されない範囲内においてそれぞれ額が変更されたときは、その変更された額とする。

(特別給与の支出)

第17条 前条に規定するもののほか、国有鉄道は、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、運輸大臣の認可を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和49年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

(貯蔵品保有の最高額)

第18条 国有鉄道が昭和49年度末において保有する貯蔵品の最高額は、35,000,000千円とする。ただし、その最高額の変更について運輸大臣が承認したときは、その変更された額とする。

#### 第4章 日本電信電話公社

(債務負担行為)

第19条 「日本電信電話公社法」(以下この章において「電電公社法」という。)第47条第1項の規定により昭和49年度において日本電信電話公社(以下この章において「電電公社」という。)が債務を負担する行為は、「丁号債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第20条 電電公社法第47条第2項の規定により昭和49年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に電電公社が債務を負担する行為の限度額は、500,000千円とする。

(借入金等の限度額)

第21条 電電公社法第62条第2項の規定による電信電話債券又は一時借入金の限度額は、次に掲げるとおりとする。

| 債 券 等                                                            | 限 度 額        |
|------------------------------------------------------------------|--------------|
| 電信電話債券                                                           | 33,000,000千円 |
| イ 政府引受債                                                          |              |
| ロ 「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律」第2条から第8条までの規定による引受け又は受益者の引受けにより発行するもの | 489,000,000  |
| ハ イ及びロ以外のもの                                                      | 175,000,000  |
| 一時借入金                                                            | 70,000,000   |

2 前項に規定する電信電話債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額

をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

(収入支出予算の弾力化)

第22条 電電公社において、事業量の増加等により損益勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、郵政大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として事業のため直接必要な経費及び資本勘定への繰入れに必要な経費を増額することができる。

2 電電公社において、資本勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、郵政大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として建設勘定の経費又は債券及び借入金等償還の増額に充てることができる。

(流用等の制限)

第23条 電電公社がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費に他の経費の金額を流用する場合において、電電公社法第63条第2項の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する基準内給与に要する経費
- (3) 職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、期末手当、奨励手当、寒地手当、住居手当、超過勤務手当、休職者給与その他電電公社が郵政大臣の承認を受けて定める手当(以下この章において「基準外給与」と総称する。)に要する経費
- (4) 交際費に要する経費

2 電電公社は、前項に規定する経費に予備費を使用する場合においては、郵政大臣の承認を受けなければならない。

3 第1項に規定するもののほか、電電公社法第63条第2項の規定により電電公社が郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、建設勘定のうち総務費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

(繰越しの制限)

第24条 電電公社がその経費の金額を繰り越して使用する場合において、電電公社法第54条第1項ただし書の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する給与に要する経費

(給与総額等)

第25条 電電公社法第72条第1項の規定により、昭和49年度において、電電公社がその職員に対して支給する基準内給与の額を355,668,019千円と、基準外給与の額を231,741,174千円と、給与の総額を587,409,193千円とする。ただし、予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合、第22条の規定により給与を支出する場合又は給与に関する公共企業体等労働委員会の規定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、経費の流用、予備費の使用又は第22条の規定による経費の増額により、これらの額が変更されたときは、その変更された額とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、これらの合計額が変更されない範囲内においてそれぞれの額が変更されたときは、その変更された額とする。

(特別給与の支出)

第26条 前条に規定するもののほか、電電公社は、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めるところによ

り、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より削減したときは、郵政大臣の認可を受けて、その収入の増加額又は経費の削減額の一部に相当する金額を昭和49年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

(臨時給与の限度額)

第27条 電電公社法第72条第1項ただし書の規定により昭和49年度において、経済事情の変動その他予測することができない事態に際して必要があつて、電電公社が臨時に支給することができる給与の限度額は、200,000千円とする。

2 前項の規定により支出する場合においては、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(貯蔵品保有の最高額)

第28条 電電公社が昭和49年度末において保有する貯蔵品の最高額は、36,000,000千円とする。ただし、その最高額の変更については郵政大臣が承認したときは、その変更された額とする。

第5章 国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、医療金融公庫、環境衛生金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行

(借入金等の限度額)

第29条 次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は債券の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

| 公庫         | 限 度                                    | 額                          |
|------------|----------------------------------------|----------------------------|
| 国民金融公庫     | 借 入 金                                  | 527,600,000千円              |
| 住宅金融公庫     | 借 入 金<br>住宅金融公庫宅地債券                    | 756,200,000<br>2,000,000   |
| 農林漁業金融公庫   | 借 入 金                                  | 273,000,000                |
| 中小企業金融公庫   | 借 入 金<br>中小企業債券                        | 446,500,000<br>60,000,000  |
| 北海道東北開発公庫  | 借 入 金<br>北海道東北開発債券                     | 25,000,000<br>46,500,000   |
| 公営企業金融公庫   | 公庫により発行する公営企業債券<br>施設者引受けにより発行する公営企業債券 | 115,000,000<br>124,800,000 |
| 医療金融公庫     | 借 入 金                                  | 60,500,000                 |
| 環境衛生金融公庫   | 借 入 金                                  | 114,000,000                |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 借 入 金                                  | 60,000,000                 |

2 大蔵大臣は、予見し難い経済事情の変動により前項に掲げる各公庫において事業資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金及び債券のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

3 第1項に規定する住宅金融公庫宅地債券、中小企業債券、北海道東北開発債券及び公営企業債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を法令に規定する金額の範囲内で同項のそれぞれの限度額(前項の規定により限度額が増額された場合を含む)に加算した金額を限度額とする。

(収入支出予算の弾力事項)

第30条 次の表の左欄に掲げる各公庫又は各銀行において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加(第1号にあっては同号に掲げる増額)するとき、大蔵大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として(第1号にあっては予算額をこえて)それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

| 公庫又は銀行            | 要 件                                        | 経 費                            |
|-------------------|--------------------------------------------|--------------------------------|
| 1 この章に掲げる各公庫      | 前条第2項及び第3項の規定による借入金、及び債券の発行の増額             | 借入金及び債券の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費 |
| 2 日本開発銀行又は日本輸出入銀行 | 貸付業務に係る事業量の増加                              | 貸付業務の増加に直接必要な経費                |
| 3 日本開発銀行          | 海運業の再建整備に関する臨時措置法」第2条の規定により支払を要する利子の受入れの増加 | 特別納付金の支払                       |

2 次の表の左欄に掲げる各公庫において、中欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金の予算を増額することができる。

| 公庫           | 保 険 金                               | 限 度 額                                                                             |
|--------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 住宅金融公庫     | 「住宅融資保険法」に基づく保険金                    | 「住宅金融公庫法」第26条の2第2項の規定による住宅融資保険基金の金額と同条第3項の規定による住宅融資保険基金の金額の合計額に相当する金額             |
| 2 中小企業信用保険公庫 | 「中小企業信用保険法」及び「中小企業信用保険臨時措置法」に基づく保険金 | 「中小企業信用保険公庫法」第22条第1項の規定による保険準備基金の金額と同条第2項の規定による融資基金の金額の合計額に相当する金額を限度として大蔵大臣の定める金額 |

(保険契約等の限度額)

第31条 次の表の左欄に掲げる各公庫の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度額は、昭和49年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

| 公庫         | 根 拠 規 定              | 限 度 額                                       |
|------------|----------------------|---------------------------------------------|
| 住宅金融公庫     | 「住宅融資保険法」第6条         | 保険価額の総額 120,000,000千円                       |
| 中小企業信用保険公庫 | 「中小企業信用保険公庫法」第18条第2項 | 「保険価額の総額」3,400,000,000<br>貸付金の総額 76,100,000 |

(流用の制限)

第32条 日本開発銀行又は日本輸出入銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本開発銀行法」第31条第1項又は「日本輸出入銀行法」第38条第1項の規定により、大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 役員に対して支給する給与に要する経費

(2) 交際費に要する経費

(貸付予算等の制限)

第33条 この章に掲げる各公庫及び各銀行は、それぞれ支出予算の範囲内であつても、役員等の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

則

第34条 第1条に掲げる政府関係機関が昭和49年度において発行する債券で外貨をもつて支払わなければならないものがあるときは、その額面総額は、外貨による額面総額をその引受契約締結の日における外国為替及び外国貿易管理法第7条第1項に規定する基準外国為替相場又は同条第2項に規定する裁定外国為替相場により換算した金額とする。

甲号 收入支出予算

| 政 府 関 係 機 関   | 収 入               |               | 支 出        |               |
|---------------|-------------------|---------------|------------|---------------|
|               | 項                 | 金 額 (千円)      | 項          | 金 額 (千円)      |
| 日 本 専 売 公 社   | たばこ事業収入           | 1,130,350,778 | 給与その他諸費    | 102,300,696   |
|               | 塩事業収入             | 68,490,735    | たばこ事業費     | 735,654,539   |
|               | 共通収入              | 1,049,597     | 塩事業費       | 68,945,252    |
|               | 合計                |               | 共通事業費      | 9,537,600     |
|               |                   |               | 私通利得       | 4,000,000     |
| 日 本 専 有 鉄 道 社 | 運輸収入              | 1,194,891,110 | 固定資産取得費    | 34,784,860    |
|               | 雑収入               | 64,497,850    | 固定資産備      | 3,000,000     |
|               | 補助収入              | 145,082,326   | 給与その他諸費    | 953,222,947   |
|               | 資本勘定より受入          | 228,802,082   | 管保管理工事取扱諸費 | 1,029,720,450 |
|               | 合計                |               | 管保管理工事取扱諸費 | 192,223,669   |
| 日 本 国 有 鉄 道 社 | 運輸収入              | 1,419,235,222 | 給与その他諸費    | 247,018,979   |
|               | 雑収入               | 64,497,850    | たばこ事業費     | 51,209,509    |
|               | 補助収入              | 145,082,326   | 塩事業費       | 10,000,000    |
|               | 資本勘定より受入          | 228,802,082   | 給与その他諸費    | 297,444,873   |
|               | 合計                |               | 管保管理工事取扱諸費 | 30,000,000    |
| 資 本 勘 定       | 鉄道建設事業出資金一般会計より受入 | 1,857,617,480 | 債損工出       | 1,857,617,480 |
|               | 資産産充入金            | 65,000,000    | 債券及借入金償還   | 342,142,831   |
|               | 鉄道債券及借入金          | 20,000,000    | 債損工出       | 228,802,082   |
|               | 合計                |               | 債券及借入金償還   | 734,755,087   |
|               |                   |               | 債損工出       | 2,000,000     |
| 工 事 勘 定       | 資本勘定より受入          | 1,307,700,000 | 合計         | 1,307,700,000 |
|               | 合計                |               | 合計         | 146,118,000   |
|               |                   |               | 合計         |               |
|               |                   |               | 合計         |               |
|               |                   |               | 合計         |               |

| 日 本 電 信 電 話 公 社 定 額 |                   | 資 本 勘 定 額         |                   | 損 益 勘 定 額         |                   | 建 設 勘 定 額         |                   |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 入 入 入 入 入 入 入 入     | 入 入 入 入 入 入 入 入   | 入 入 入 入 入 入 入 入   | 入 入 入 入 入 入 入 入   | 入 入 入 入 入 入 入 入   | 入 入 入 入 入 入 入 入   | 入 入 入 入 入 入 入 入   | 入 入 入 入 入 入 入 入   |
| 合 計                 | 合 計               | 合 計               | 合 計               | 合 計               | 合 計               | 合 計               | 合 計               |
| 734,755,087         | 734,755,087       | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 一 般 施 設 取 替 改 良 費   | 一 般 施 設 取 替 改 良 費 | 一 般 施 設 取 替 改 良 費 | 一 般 施 設 取 替 改 良 費 | 一 般 施 設 取 替 改 良 費 | 一 般 施 設 取 替 改 良 費 | 一 般 施 設 取 替 改 良 費 | 一 般 施 設 取 替 改 良 費 |
| 131,295,000         | 131,295,000       | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 98,755,476          | 98,755,476        | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 135,373,000         | 135,373,000       | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 113,169,627         | 113,169,627       | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 55,288,897          | 55,288,897        | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 54,755,087          | 54,755,087        | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 734,755,087         | 734,755,087       | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 584,865,898         | 584,865,898       | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 170,228,649         | 170,228,649       | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 130,884,452         | 130,884,452       | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 106,301,852         | 106,301,852       | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 1,543,698           | 1,543,698         | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 218,786,651         | 218,786,651       | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 691,219,000         | 691,219,000       | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 25,000,000          | 25,000,000        | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 1,927,780,000       | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 238,706,000         | 238,706,000       | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 1,254,000,000       | 1,254,000,000     | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 215,000             | 215,000           | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 1,492,921,000       | 1,492,921,000     | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 1,023,759,322       | 1,023,759,322     | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 109,908,000         | 109,908,000       | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 24,527,677          | 24,527,677        | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 95,804,001          | 95,804,001        | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |
| 1,254,000,000       | 1,254,000,000     | 1,927,780,000     | 1,927,780,000     | 691,219,000       | 691,219,000       | 1,254,000,000     | 1,254,000,000     |

| 政府関係機関   | 収         |                 | 支  |             | 出   |             |
|----------|-----------|-----------------|----|-------------|-----|-------------|
|          | 款         | 項               | 金  | 額 (千円)      | 金   | 額 (千円)      |
| 国民金融公庫   | 事業収益金     | 事業収益金           | 事業 | 116,662,926 | 事業  | 121,183,816 |
|          | 雑収入       | 一般会計より受入<br>雑収入 | 予備 | 5,366,734   | 損金費 | 820,000     |
|          |           |                 |    | 483,600     |     |             |
|          |           |                 |    | 341,148     |     |             |
| 住宅金融公庫   | 合計        |                 | 合計 | 122,029,660 |     | 122,008,816 |
|          | 事業収益金     | 事業収益金           | 事業 | 140,817,000 | 損金費 | 170,068,431 |
|          | 住宅融資保険料収入 | 住宅融資保険料収入       | 予備 | 662,113     | 金   | 311,542     |
|          |           |                 |    | 662,113     | 費   | 550,000     |
| 農林漁業金融公庫 | 合計        |                 | 合計 | 170,122,484 |     | 170,929,978 |
|          | 事業収益金     | 事業収益金           | 事業 | 77,081,704  | 損金費 | 111,060,964 |
|          | 雑収入       | 一般会計より受入<br>雑収入 | 予備 | 77,081,704  | 金   | 350,000     |
|          |           |                 |    | 604,500     | 費   |             |
|          |           |                 |    | 32,366,423  |     |             |
|          |           |                 |    | 32,113,000  |     |             |
|          |           |                 |    | 196,437     |     |             |
|          |           |                 |    | 56,986      |     |             |



| 中小企業金融公庫    |             | 北海道東北開発公庫   |             | 公営企業金融公庫    |             | 中小企業信用保険公庫  |             |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 事業益金        | 事業損金        | 事業益金        | 事業損金        | 事業益金        | 事業損金        | 事業益金        | 事業損金        |
| 雑収入         | 雑損          | 雑収入         | 雑損          | 雑収入         | 雑損          | 雑収入         | 雑損          |
| 運送収入        | 運送損         | 運送収入        | 運送損         | 運送収入        | 運送損         | 運送収入        | 運送損         |
| 一般会計より受入    | 一般会計より受入    | 一般会計より受入    | 一般会計より受入    | 一般会計より受入    | 一般会計より受入    | 一般会計より受入    | 一般会計より受入    |
| 合計          | 合計          | 合計          | 合計          | 合計          | 合計          | 合計          | 合計          |
| 110,052,627 | 111,400,964 | 140,563,005 | 140,198,938 | 140,563,005 | 430,000     | 191,740     | 140,563,005 |
| 140,563,005 | 140,563,005 | 140,563,005 | 140,563,005 | 140,563,005 | 140,563,005 | 140,563,005 | 140,563,005 |
| 24,386,866  | 24,386,866  | 24,386,866  | 24,386,866  | 24,386,866  | 24,386,866  | 24,386,866  | 24,386,866  |
| 83,134      | 83,134      | 83,134      | 83,134      | 83,134      | 83,134      | 83,134      | 83,134      |
| 73,813      | 73,813      | 73,813      | 73,813      | 73,813      | 73,813      | 73,813      | 73,813      |
| 9,821       | 9,821       | 9,821       | 9,821       | 9,821       | 9,821       | 9,821       | 9,821       |
| 24,420,000  | 24,420,000  | 24,420,000  | 24,420,000  | 24,420,000  | 24,420,000  | 24,420,000  | 24,420,000  |
| 64,085,386  | 64,085,386  | 64,085,386  | 64,085,386  | 64,085,386  | 64,085,386  | 64,085,386  | 64,085,386  |
| 1,385,808   | 1,385,808   | 1,385,808   | 1,385,808   | 1,385,808   | 1,385,808   | 1,385,808   | 1,385,808   |
| 1,098,000   | 1,098,000   | 1,098,000   | 1,098,000   | 1,098,000   | 1,098,000   | 1,098,000   | 1,098,000   |
| 135,209     | 135,209     | 135,209     | 135,209     | 135,209     | 135,209     | 135,209     | 135,209     |
| 102,399     | 102,399     | 102,399     | 102,399     | 102,399     | 102,399     | 102,399     | 102,399     |
| 65,421,004  | 65,421,004  | 65,421,004  | 65,421,004  | 65,421,004  | 65,421,004  | 65,421,004  | 65,421,004  |
| 4,861,617   | 4,861,617   | 4,861,617   | 4,861,617   | 4,861,617   | 4,861,617   | 4,861,617   | 4,861,617   |
| 4,861,617   | 4,861,617   | 4,861,617   | 4,861,617   | 4,861,617   | 4,861,617   | 4,861,617   | 4,861,617   |
| 12,261,728  | 12,261,728  | 12,261,728  | 12,261,728  | 12,261,728  | 12,261,728  | 12,261,728  | 12,261,728  |
| 12,261,728  | 12,261,728  | 12,261,728  | 12,261,728  | 12,261,728  | 12,261,728  | 12,261,728  | 12,261,728  |
| 22,214,631  | 22,214,631  | 22,214,631  | 22,214,631  | 22,214,631  | 22,214,631  | 22,214,631  | 22,214,631  |
| 64,489,967  | 64,489,967  | 64,489,967  | 64,489,967  | 64,489,967  | 64,489,967  | 64,489,967  | 64,489,967  |
| 51,000      | 51,000      | 51,000      | 51,000      | 51,000      | 51,000      | 51,000      | 51,000      |
| 1,492,262   | 1,492,262   | 1,492,262   | 1,492,262   | 1,492,262   | 1,492,262   | 1,492,262   | 1,492,262   |
| 30,456,050  | 30,456,050  | 30,456,050  | 30,456,050  | 30,456,050  | 30,456,050  | 30,456,050  | 30,456,050  |
| 130,000     | 130,000     | 130,000     | 130,000     | 130,000     | 130,000     | 130,000     | 130,000     |

昭和四十九年三月十一日 衆議院會議録第十六号(一) 昭和四十九年度政府関係機関予算

| 項目      | 金額          | 金額          | 金額          | 金額          | 金額          |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 日本開発銀行  | 9,145,381   | 20,000      | 17,822      | 9,145,381   | 160,435,219 |
| 合 計     | 185,107,219 | 185,107,219 | 230,181     | 185,107,219 | 380,000     |
| 事業益金    | 488,851     | 230,181     | 238,720     | 195,571,070 | 160,815,219 |
| 雑収入     | 132,570,417 | 132,570,417 | 584,858     | 132,570,417 | 132,512,972 |
| 合 計     | 554,139     | 30,714      | 138,155,270 | 138,155,270 | 820,000     |
| 日本輸出入銀行 | 9,145,381   | 20,000      | 17,822      | 9,145,381   | 160,435,219 |
| 合 計     | 185,107,219 | 185,107,219 | 230,181     | 185,107,219 | 380,000     |
| 事業益金    | 488,851     | 230,181     | 238,720     | 195,571,070 | 160,815,219 |
| 雑収入     | 132,570,417 | 132,570,417 | 584,858     | 132,570,417 | 132,512,972 |
| 合 計     | 554,139     | 30,714      | 138,155,270 | 138,155,270 | 820,000     |

丁号 債務負担行為

| 政府関係機関         | 事業項目    | 限度額<br>(千円) | 行爲年度   | 負担となる年度        | 事由                                                                                                              |
|----------------|---------|-------------|--------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本専売公社         | 塩事業費    | 17,000,000  | 昭和49年度 | 昭和50年度         | 外国からの塩の購入には、その輸入に多くの日数を要するものがあるため                                                                               |
|                | 固定資産取得費 | 28,061,098  | 昭和49年度 | 昭和49年度以降3箇年度以内 | たばこ工場等の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため                                                                                 |
| 日本国有鉄道<br>損益勘定 | 営業費     | 3,500,000   | 昭和49年度 | 昭和49年度及び昭和50年度 | 輸送業務に必要な動力用燃料の購入、役務の調達等には、その円滑な供給等を確保するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するものがあり、また、これに必要なその他の物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため |

| 工 事 勘 定          | 保 守 費       | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 及<br>昭 和 50 年 度                | 諸施設、車両、自動車及び船舶の保守に必要な物品の購入及び修繕工事の実施には、多くの日数を要するものがあり、また、これに必要な役務の調達等には、その円滑な供給等を確保するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するものがあるため |
|------------------|-------------|------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  |             |            |                                           |                                                                                                                     |
| 受託工事費            | 16,300,000  | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 及<br>昭 和 50 年 度                | 鉄道技術研究所等の業務に必要な物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあり、また、これに必要な役務の調達等には、その円滑な供給等を確保するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するものがあるため           |
| 基幹施設増強費          | 400,000     | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 及<br>昭 和 50 年 度                | 上越新幹線及び成田新幹線の建設の受託工事には、多くの日数を要するものがあるため                                                                             |
| 一般施設取替改良費        | 23,500,000  | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 以<br>降 3 箇年度以内                 | 基幹施設増強に係る工事の実施、物品の購入並びに用地の買収及び補償には、多くの日数を要するものがあるため                                                                 |
| 車両               | 95,000,000  | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 以<br>降 3 箇年度以内                 | 一般施設取替改良に係る工事の実施、物品の購入並びに用地の買収及び補償には、多くの日数を要するものがあるため                                                               |
| 山陽幹線増設費          | 68,000,000  | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 及<br>昭 和 50 年 度 以<br>降 3 箇年度以内 | 車両並びに車両の製造及び改造に必要な物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため                                                                     |
| 東北新幹線等建設費        | 74,000,000  | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 及<br>昭 和 50 年 度                | 山陽幹線増設に係る工事の実施、物品の購入並びに用地の買収及び補償には、多くの日数を要するものがあるため                                                                 |
| 総 係 費            | 4,600,000   | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 及<br>昭 和 50 年 度 以<br>降 3 箇年度以内 | 東北新幹線等建設に係る工事の実施、物品の購入並びに用地の買収及び補償には、多くの日数を要するものがあるため                                                               |
| 日本電信電話公社<br>建設勘定 | 205,000,000 | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 及<br>昭 和 50 年 度                | 工事に係る設計、調査、役務の調達等には、工事を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するものがあり、また、これに係る物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため                   |
| 電信電話施設費          | 400,000     | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 及<br>昭 和 50 年 度                | 電信電話施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため                                                                                        |
| 局舎建設費            | 255,000,000 | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 及<br>昭 和 50 年 度                | 局舎の整備には、多くの日数を要するものがあるため                                                                                            |
| 諸 施 設 費          | 86,000,000  | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 49 年 度 以<br>降 3 箇年度以内                 | 電気通信研究所におけるデータ通信設備の研究開発には、多くの日数を要するものがあるため                                                                          |
|                  | 3,100,000   | 昭 和 49 年 度 | 昭 和 50 年 度                                |                                                                                                                     |

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 議案に関する報告書

# 昭和四十九年度一般会計予算に関する報告書

## 本予算の要旨

本予算は、我が国経済が直面している物価上昇、石油等資源供給力の制約の事態を打開し、経済の正常化を速かに達成するために、総力を挙げて総需要の抑制を図ることを主眼とし、国民生活の安定と福祉の充実に配慮しつつ、規模を厳に抑制的なものとするとともに、租税負担の軽減適正化、公共投資の抑制等に留意して編成されたものである。

本予算の内容の概略は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

昭和四十九年度一般会計予算総額は、十七兆九百九十四億三千万円であり、昭和四十八年度当初予算総額に対し二兆八千五百五十三億五千七百円、同補正後予算総額に対し一兆八千二百六十八億一千三百万円の増加となっている。

## 歳入

### 1 租税及印紙収入

四十八年度当初予算額に対する増収見込額は、二兆六千八百三十四億円である。

### 2 専売納付金

(1) 日本専売公社納付金 三三、七六二、〇〇〇百万円

### (2) アルコール専売事業特別会計納付金

官業益金及官業収入 二、二五六百万円

### 3 官業益金及官業収入

政府資産整理収入 三〇、一〇四百万円

### 4 雑収入

公債金 三、四四、四四七百万円

### 5 公債金

四十九年度の公債発行対象経費は、二兆九千六百七十八億二千八百万円である。

### 6 前年度剰余金受入

歳入 四、五五、四二五百万円

## 歳出

### 1 社会保障関係費

(1) 生活保護費 二、八九〇、八四四百万円

### (2) 社会福祉費

老人医療の対象人員の増加、老人福祉関係の改善等の対策のほか、児童扶養手当給付諸費の引上げ等を行っている。また、難病奇病対策については、疾病対象の拡大等その対策の充実を図ることとしている。

### (3) 社会保険費

政府管掌健康保険については、十%の定率国庫補助を行うほか、四十九年十月から健康保険の保険料率を七・六%に引上げることを見込んでいます。

### (4) 提出制国民年金

提出制国民年金については、五十年一月から厚生年金保険と同様全国消費者物価指数の上昇率を基準として年金額の引上げを見込んでいます。

### (5) 児童手当

また、児童手当については、四十九年四月より支給対象児童の範囲を十歳未満から義務教育修了前に拡大するとともに、四十九年十月から手当額の引上げを行うこととしている。

### (6) 保険衛生対策費

二二、八九五百万円

四九〇

原爆被害対策費については、原爆被害者医療の対象者の範囲拡大、諸手当の増額、健康管理手当についての年齢要件の緩和等を行うこととしている。

## 失業対策費

失業対策事業については、吸収人員を九万九千人と見込むとともに、賃金日額を十九・二%引き上げることとしている。

## 文教及び科学振興費

(1) 義務教育費国庫負担金 一、九六三、二七七百万円

四十九年度から新たに義務教育費国庫負担金の対象とすることとしている学校栄養職員四千六百四十人のほか、第四次教職員定数五か年計画の初年度分等前年度に対し一萬八千四百六十七人の増員を行うこととしている。

## 国立学校特別会計への繰入

科学技術振興費 四四八、〇五一百万円

## 原子力の安全研究、遠心分離法によるウラン濃縮技術、宇宙、大型工業技術、新エネルギー技術研究開発及び電子計算機の開発並びに公害防止試験研究等を行うこととしている。

## 文教施設費

公立文教施設の整備については、過疎地域に所在する小・中学校危険建物改築に係る補助率の引上げ、建築物の上昇及び地方公共団体の超過負担の解消に配慮して、建築単価を大幅に是正する等の措置を講じようとしている。

## 教育振興助成費

私立大学等の助成については、経常費補助を拡充するため補助定額を引き上げることとしている。また、公立医・歯科大学に対する経常費補助等の充実を図ることとしている。

## 育成事業費

日本育成会の育英資金については、特に、私立大学特別貸与人員の増及び大学院奨学生に対する貸与月額の引上げを行うこととしている。

## 国債費

新に恩給金額の改定、旧軍人等の遺族、傷病者及び高齢者の優遇等の措置を講ずることとしている。

## 文官等恩給費

旧軍人遺族等恩給費 五、六、三〇七百万円

## 恩給支給事務費

遺族及び留守家族等援護費 四七、一、六八三百万円

## 地方交付税交付金及び臨時沖縄特別交付金

所得税、法人税及び酒税の収入見込額の百分の三十二に相当する額に、四十七年度の地方交付税の精算追加額を加算し、四十九年度の特別措置として一千六百七十九億六千万円を減額した額を計上している。

## 臨時沖縄特別交付金

防衛関係費 三三、一〇〇百万円

## 防衛関係費

防衛力の整備については、第四次防衛力整備計画に基づき防衛力の整備を図るほか、基地の整理統合を積極的に推進するとともに、基地周辺対策事業等を重点的に行うこととしている。

## 防衛関係費

防衛力の整備については、第四次防衛力整備計画に基づき防衛力の整備を図るほか、基地の整理統合を積極的に推進するとともに、基地周辺対策事業等を重点的に行うこととしている。

## 防衛関係費

防衛力の整備については、第四次防衛力整備計画に基づき防衛力の整備を図るほか、基地の整理統合を積極的に推進するとともに、基地周辺対策事業等を重点的に行うこととしている。

## 防衛関係費

防衛力の整備については、第四次防衛力整備計画に基づき防衛力の整備を図るほか、基地の整理統合を積極的に推進するとともに、基地周辺対策事業等を重点的に行うこととしている。

## 防衛関係費

防衛力の整備については、第四次防衛力整備計画に基づき防衛力の整備を図るほか、基地の整理統合を積極的に推進するとともに、基地周辺対策事業等を重点的に行うこととしている。

## 防衛関係費

防衛力の整備については、第四次防衛力整備計画に基づき防衛力の整備を図るほか、基地の整理統合を積極的に推進するとともに、基地周辺対策事業等を重点的に行うこととしている。

## 防衛関係費

防衛力の整備については、第四次防衛力整備計画に基づき防衛力の整備を図るほか、基地の整理統合を積極的に推進するとともに、基地周辺対策事業等を重点的に行うこととしている。

## 防衛関係費

防衛力の整備については、第四次防衛力整備計画に基づき防衛力の整備を図るほか、基地の整理統合を積極的に推進するとともに、基地周辺対策事業等を重点的に行うこととしている。

## 7 公共事業関係費

二、八四〇、七二二百万円

## (1) 治山治水対策事業費

四四五、一五八百万円

治山治水事業については、最近の災害発生状況等にかんがみ、国土保全の一層の強化を図ることとしている。

## (2) 道路整備事業費

一、〇三〇、〇七六百万円

道路整備事業については、市町村道の改良、交通安全対策、積雪寒冷地域道路事業等を中心として、予算の重点的、効率的な配分を行うこととしている。

## (3) 港湾漁港空港整備事業費

二二九、五六五百万円

空港整備事業については、航空路整備事業等の航空保安対策事業及び航空機騒音対策事業の充実に重点を置いて実施することとしている。

## (4) 住宅対策費

二四五、五二五百万円

四十九年度においては、公営住宅九万五千戸、改良住宅八千戸、公庫住宅三十万八千戸、公団住宅七万戸、計四十八万一千戸を建設する予定である。また、宅地開発公団(仮称)を新設することとしている。

## (5) 生活環境施設整備費

二七五、〇一一百万円

上下水道、公園、廃棄物処理施設及び簡易水道等の生活環境施設の整備を推進することとしている。

## (6) 農業基盤整備費

三四七、五九四百万円

四十九年度においては、新たに発注することを予定している農用地開発公団(仮称)によって特定地域農業開発事業を推進し、畜産を基軸とする開発を積極的に図ることとしている。

## (7) 林道工業用水等事業費

七二、一三三百万円

新たに人工造林の一部について低質広葉樹の伐倒除去に要する経費を補助対象事業に算入することとしている。

## (8) 調整費等

一三、七五〇百万円

## (9) 災害復旧等事業費

一七、九〇〇百万円

## 経済協力費

一六五、九八〇百万円

現下の国際経済環境等に対処し、積極的に経済協力を推進していく体制の整備を図るため、経済協力の実効ある推進の任に当る国務大臣の設置及び海外技術協力事業団等の統合による国際協力事業団(仮称)の新設を行うこととしている。

## 9 中小企業対策費

一〇二、〇八三百万円

小規模事業対策の充実、小企業経営改善資金融資制度の融資規模の大幅な拡充、信用補完制度の拡充強化等各般の施策を推進することとしている。

## 10 食糧管理費

七三三、二二二百万円

米の需給の実態と最近における国際穀物事情等にかんがみ、政府米在庫の増加、百三十五万トンの稲作転換を行うこととしている。

## 12 産業投資特別会計へ繰入

六六、三〇〇百万円

## 11 その他事項経費

二〇七、二〇四百万円

## (1) 沖縄関係経費

二〇七、二〇四百万円

沖縄の振興開発については、沖縄振興開発計画に基づき、各般にわたる施策を講ずるとともに、沖縄国際海洋博覧会の準備のための経費を計上している。

## (2) 北方対策費

二〇五百万円

## (3) 青少年対策費

二二、五一七百万円

## (4) 幼稚園教育振興費

八、〇三八百万円

## (5) 社会教育及び体育関係経費

二二、八〇六百万円

社会教育の振興については、新たに都道府県が市町村に対して社会教育主事を派遣する事業について補助を行うこととしている。

## (6) 地方都市の開発整備等経費及び工業再配置対策費

一五、一九〇百万円

国土総合開発については、これを計画的に推進するため、国土総合開発庁(仮称)を新設するとともに、地方都市の開発整備等の実施のために、国土総合開発公団(仮称)を発足させることとしている。

## (7) 文化関係費

一七、三三五百万円

芸術文化の振興及び文化財保護の充実に図るとともに、新たにこども芸術劇場のための経費を計上している。

## (8) 総合農政費

五四、四四〇百万円

## ア 農業団地育成事業費

一一、四七五百万円

## イ 麦、大豆及び飼料作物生産振興対策費

九八六百万円

## ウ 農林産物備蓄等対策費

二六、五五六百万円

## (9) 生鮮食料品流通等対策費

二六、五五六百万円

産地及び消費地を通ずる流通施設等の整備を促進するとともに、野菜をはじめ生鮮食料品価格安定対策の充実に図ることとしている。

## (10) 林業振興費

一四、七八一百万円

林業構造改善対策事業については、四十七年度及び四十八年度に事業計画を樹立した二百十地域の第二次林業構造事業の事業実施に対して助成するとともに、新たに二百十地域を計画地域として指定し事業計画の樹立に助成することとしている。

## (11) 水産業振興費

一七、九二六百万円

漁業災害補償制度の実施については、養殖共済における赤潮被害をてん補するための特約の創設等制度の充実に図ることとしている。また、沿岸水産資源の増養を推進するため、新たに太平洋海域等における七か所の栽培漁業センターの設置について助成することとしている。

## (12) 日本国有鉄道事業助成費

二二〇、五八二百万円

日本国有鉄道の財政再建を図るため、日本国有鉄道特別利子補給金についてはその対象を拡大し、運賃改定の実施期日を四十九年三月三十一日から同年十月一日まで延期すること等に伴い見込まれる四十九年度の運輸収入の減収相当額について資金運用部から借り入れる借入金についても、その利子を補給することとしている。

## (13) 給与改善費

公務員給与の改善に備えて、公務員給与を四月から五%引き上げるための所要額を当該各項の給与費に計上している。

## 13 予備費

二六〇、〇〇〇百万円

## 本予算の可決理由

本予算は、我が国経済が直面している物価上昇、石油等資源供給力の制約の事態を打開し、経済の正常化を速やかに達成するために、総需要の抑制を図りながら、国民生活の安定、福祉の充実等

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 議案に関する報告書

を行うために各般の施策を積極的に推進することとしており、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党四党共同提案にかかる田中武夫君外二十名提出の「昭和四十九年度一般会計予算、昭和四十九年度特別会計予算及び昭和四十九年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は否決された。

昭和四十九年三月十二日

衆議院議長 前尾繁三郎殿

予算委員長 荒松清十郎

### 昭和四十九年度特別会計予算に関する報告書

一 本予算の要旨  
本予算は、一般会計予算に準じて、資金の重点的配分と経費の効率的使用に努め、事業の円滑な遂行を期することに重点を置いて編成されたものである。

なお、新たに、電源開発促進対策特別会計を設置するとともに、道路整備等の入特別会計に、使途を特定しない国庫債務負担行為の制度を設けている。

特別会計予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

#### 1 電源開発促進対策特別会計

歳入(百万円)

一〇、一〇〇

歳出(百万円)

一〇、一〇〇

新たに設けられる電源開発促進税収入を財源とし、発電用施設の所在市町村等に対し、公共用施設の整備の費用等に充てるための交付金を交付することとしている。

#### 2 造幣局特別会計

歳入(百万円)

二六、八四五

歳出(百万円)

二六、八四五

四十九年度の補助貨幣の製造数量は、六十億枚、額面金額千二百七十三億八千万円を予定している。

#### 3 印刷局特別会計

歳入(百万円)

三一、五二三

歳出(百万円)

二九、五四〇

四十九年度の日本銀行券の製造数量は、二十六億五千万枚、額面金額八兆九千二百八十億円を予定している。

#### 4 資金運用部特別会計

歳入(百万円)

二、〇八六、一一七

歳出(百万円)

二、〇八六、一一七

資金運用部資金の長期運用計画は、次のとおりである。

#### 国債

#### 特別会計

政府関係機関

公園、事業団等

地方公共団体

### 計

#### 5 国債整理基金特別会計

歳入(百万円)

三、七〇六、六四六

歳出(百万円)

三、七〇六、六四六

四十九年度においては、一般会計から八千六百二十一億七千万円を受け入れるほか、印刷局特別会計等から二兆八千四百四十四億七千六百万円を受け入れることとしている。

#### 6 貴金屬特別会計

歳入(百万円)

九、四〇九

歳出(百万円)

九、四〇九

四十八年四月一日より金地金の、また、四十八年七月一日より金製品の輸入自由化がそれぞれ実施され、四十八年度からは、この会計が金地金の輸入等を行う必要はなくなったのであるが、国際金市場がなお不安定な情勢にある現在、政府としては、民間において輸入が円滑に行われ得ないような不測の事態が発生し、金地金の需要関係に混乱が生ずることのないよう備える必要があるため、この会計を存続させ、七トンの金地金の売買に備えることとしている。

#### 7 外国為替資金特別会計

歳入(百万円)

三三三、一〇六

歳出(百万円)

三三三、一〇六

四十九年度においては、外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等を行うことのできる限度額は四十八年度の実績等を勘案して四兆七千億円としている。

#### 8 産業投資特別会計

歳入(百万円)

一〇〇、八四三

歳出(百万円)

一〇〇、八四三

四十九年度における産業投資支出は、出資金六百六十九億円を予定し、これが財源として一般会計から六百六十三億円を予定している。

#### 9 賠償等特殊債務処理特別会計

歳入(百万円)

九、二七八

歳出(百万円)

九、二七八

#### 10 フィリピン賠償費九十二億四千万円を予定している。

歳入(百万円)

四、一七九

歳出(百万円)

四、一七九

#### 11 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入(百万円)

三、七九九、二七〇

歳出(百万円)

三、七九九、二七〇

歳入において、一般会計から、四十九年度の所得税、法人税及び酒税の収入見込額の百分の三十二に相当する額三兆三千八百三十億四千万円に、四十七年度の地方交付税の精算追加額千六百七十二億七百万円を加算し、四十九年度の特例措置として千六百七十九億六千万円を減額した額三兆三千八百三十二億八千七百七十九万円、臨時沖縄特別交付金三百二十一億円及び借入金等の利子の支払に充てるため必要な金額五億一千七百七十九万円、合計三兆四千四百四十九億四千万円を受け入れるほか、資金運用部資金から、四十六年度及び四十七年度の特例措置による借入金二千六百七十九億六千万円を借り入れることとしている。

## 12 石炭及び石油対策特別会計

| 歳入(百万円)                                                                                                                                                                                               | 歳出(百万円)           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 石炭勘定<br>一一三、九二七                                                                                                                                                                                       | 一一三、九二七           |
| 石油勘定<br>三三、六五四                                                                                                                                                                                        | 三三、六五四            |
| <p>石炭勘定においては、石炭鉱業合理化安定対策費六百五十三億二千二百万円、鉱害対策費百九十八億六千二百万円、産炭地域振興対策費四十五億九千八百万円、炭鉱離職者援護対策費七十一億九千九百万円、産炭地域開発雇用対策費四十九億八百九十万円等を計上している。</p> <p>石油勘定においては、石油資源対策費三百二十七億七千三百万円、石油流通合理化技術調査費四億七千九百万円等を計上している。</p> |                   |
| 特定国有財産整備特別会計                                                                                                                                                                                          |                   |
| 歳入(百万円)<br>五九、〇六一                                                                                                                                                                                     | 歳出(百万円)<br>五八、九六四 |

四十九年度においては、四十八年度に引き続き、筑波研究学園都市における庁舎等の建設等を行うこととし、一般会計からの受入七億四千九百万円、資金運用部資金借入金三百八十八億八千九百万円を予定している。

## 14 国立学校特別会計

| 歳入(百万円)                                                                                                                                                            | 歳出(百万円)             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 借入金については、資金運用部資金から新設医学部等附属病院の建設のため百二十九億円、広島大学及び大阪教育大学の移転統合用地取得のため三十二億円を予定している。                                                                                     | 五七〇、四四五             |
| 国立学校については、浜松医科大学(仮称)、滋賀医科大学(仮称)及び宮崎医科大学(仮称)の創設、大学院研究科の新設(五研究科)、広島大学総合科学部の新設、学科の新設及び改組(三十一学科)、教員養成課程の新設(四課程)、医療技術短期大学部の併設(新潟大学、信州大学、工業高等専門学校)の創設(徳山、入代)等を行うこととしている。 | 五七〇、四四五             |
| なお、教員給与の改善を図るための財源措置として、国立学校附属小中学校及び特殊教育諸学校(小、中学校段階)の教員について、給与の一〇%の三ヵ月分に相当する金額一億六千八百九百万円を計上している。                                                                   |                     |
| 15 厚生保険特別会計                                                                                                                                                        |                     |
| 健康勘定<br>一、六一、五九二                                                                                                                                                   | 歳入(百万円)<br>一、六一、五九二 |
| 日雇健康勘定<br>二五〇、六九五                                                                                                                                                  | 歳出(百万円)<br>一、六一、五九二 |
| 年金勘定<br>二、四九四、六五三                                                                                                                                                  | 二五〇、六九五             |
| 児童手当勘定<br>八一、五八〇                                                                                                                                                   | 八九一、八〇一             |
| 業務勘定<br>八二、二五六                                                                                                                                                     | 八一、五八〇              |

健康勘定においては、四十九年十月より保険料率を七・二%から七・六%に引き上げることとを予定し、これに伴い国庫補助を増額することとし、一〇%の定率国庫補助を合わせ、三三・三〇億円を一般会計から受け入れることとしている。また、資金運用部資金から、単年度収支の不足に充てるための資金六百二十四億円のほか、四十八年末の借入金見込額三千四百九十七億円とその利子の支払に充てるための財源二百六十二億円を加え、三千七百五十九億円を資金運用部から借り入れることを予定している。

日雇健康勘定においては、四十九年十月より制度改正を行うことを予定し、歳出では家族療養費の給付率の引上げ、家族高額療養費の支給、傷病手当金及び出産手当金の支給日数の延長、分べん費及び埋葬料の改善等による保険給付費の増加を見込み、歳入では保険料日額の改定による保険料収入の増加を見込んでいます。

年金勘定においては、年金額の引上げを見込んでいます。

児童手当勘定においては、四十九年四月より児童手当の支給対象児童の範囲を拡大することとに四十九年十月より児童手当額を月額三千円から四千円に引き上げることとしている。

## 16 船員保険特別会計

| 歳入(百万円) | 歳出(百万円) |
|---------|---------|
| 一〇八、二二一 | 八三、五一〇  |

## 17 国立病院特別会計

| 歳入(百万円) | 歳出(百万円) |
|---------|---------|
| 一一一、六二二 | 一一一、六二二 |
| 一〇四、八九八 | 一〇四、八九八 |

両勘定を通じて、四十九年度においては、看護婦対策の一環として看護婦給与の改善を図るため所期の財源を計上するとともに、引き続き、難病対策用千四百床の整備を図ることとしている。

## 18 あへん特別会計

| 歳入(百万円) | 歳出(百万円) |
|---------|---------|
| 一、一八四   | 一、一八四   |

## 19 国民年金特別会計

| 歳入(百万円) | 歳出(百万円) |
|---------|---------|
| 四八八、四六五 | 二五二、五二七 |
| 三八〇、八四四 | 三八〇、八四四 |
| 三二七、六一五 | 三二七、六一五 |

国民年金勘定においては、歳出では年金額の引上げによる給付費の増加等を見込み、歳入では保険料の改定等に伴う保険料収入の増加を見込んでいます。

福祉年金勘定においては、四十九年十月より年金額を引き上げるほか、四十九年五月より本人所得制限、扶養義務者等所得制限の緩和を図ること等を予定している。

## 20 食糧管理特別会計

| 歳入(百万円)   | 歳出(百万円)   |
|-----------|-----------|
| 二、四二〇、七五四 | 二、四二〇、七五四 |
| 三、四〇五、六   | 三、四〇五、六   |
| 四九五、九二六   | 四九五、九二六   |
| 八、六一八     | 八、六一八     |
| 二二三、九九九   | 二二三、九九九   |
| 八八、九一一    | 八八、九一一    |
| 三、〇七五、三二四 | 三、〇七五、三二四 |

国内産米については、自主流通米二百四十万トン、買入数量六百二十万トン、売却数量五百六十万トンと見込み六十万トンの政府米在庫の増減を行うこととしている。

また、政府売渡価格は、四十九年九月末まで現行価格水準を据え置き、四十九年十月から平均九・八%引き上げることとしている。



昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 議案に関する報告書

## 21 農業共済再保険特別会計

再保険金支払基金勘定  
農業勘定  
家畜勘定  
果樹勘定  
臨時畑作勘定  
業務勘定

歳入(百万円)

歳出(百万円)

七、三四五  
三、四、三三四  
一、〇六一  
二、三四二  
三、四七  
四、二六七、三四五  
三、四、三三四  
一、〇六一  
二、三四二  
三、四七  
四、二六

四十一年度から臨時畑作勘定を設けて新たに畑作物共済及び園芸施設共済を試験実施することとし、所要の交付金を計上している。

## 22 森林保険特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

二、八三二

二、八三二

## 23 漁船再保険及漁業共済保険特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

一、四、四三六  
五、六二  
一、七五  
二、六三七  
二、九三一、四、四三六  
五、六二  
一、七五  
二、六三七  
二、九三

## 24 自作農創設特別措置特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

二〇、二〇四

二〇、二〇四

## 25 国有林野事業特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

二、三七、五五七  
六、一、八〇三二、三七、五五七  
六、一、八〇三

国有林野事業勘定において、歳入に比べ歳出が百億円超過しているが、これについては、四十一年度からの持越現金を充当する予定である。

## 26 中小漁業融資保証保険特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

二、八四三

二、八四三

## 27 特定土地改良工事特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

四、七、七五五

四、七、七五五

## 28 アルコール専売事業特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

一、四、三三三

一、四、一四七

四十一年度における販売数量は、十四万二千キログラム、百三十九億七千七百円を予定している。

## 29 輸出保険特別会計

## 30 機械類信用保険特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

六、九二三

六、九二三

## 31 木船再保険特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

二、二六二

二、二六二

この会計は、「船主相互保険組合法の一部を改正する等の法律」(仮称)により、五十年四月一日をもって廃止されることとなっている。

## 32 自動車損害賠償責任再保険特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

六、八六、一七五

六、八六、一七五

保険勘定  
業務勘定  
業務勘定

二、七、六三九

二、七、六三九

保険勘定において、保険責任を再保険する車両数を二千六百七十七万九千両、共済責任を保険する車両数を三十九万三千両と見込んでいる。

港灣整備勘定  
特定港灣施設  
工事勘定

九、七二六

九、七二六

## 33 港灣整備特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

一、七六、六三七

一、七六、六三七

## 34 自動車検査登録特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

一、四八九

一、四八九

## 35 空港整備特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

六、九、九三五

六、九、九三五

四十一年度においては、航空機騒音対策事業について、四十一年度当初予算に対し、二十六億五千七百万円増の百三十五億八百万円を、航空路整備事業について四十一年度当初予算額に対し、十九億八百万円増の百十六億七千二百万円をそれぞれ予定する等、生活環境保全と航空輸送の安全確保に特に配慮している。

## 36 郵政事業特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

一、八三、八二〇

一、八三、八二〇

四十一年度予算では、公共料金を極力凍結するという見地から通常郵便物の料金の引上げを繰り込んでいないため、六百九十六億円の歳入不足を生ずることになるが、この不足額は借入金をもつて充当することとしている。

## 37 郵便貯金特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

一、二七、三四一

一、二七、〇五四

41 治水特別会計

40 道路整備特別会計

39 労働保険特別会計

38 簡易生命保険及郵便年金特別会計

保険勘定  
年金勘定

歳入(百万円) 歳出(百万円)  
一、六七九、二九〇 六五八、二五四  
二、七六九 二、七六九

簡易生命保険の新契約予定額(第一回保険料払込額)は、二百七十五億円を見込んでいます。  
なお、四十九年十月から定期保険について最高制限額を三百万円から五百万円に引き上げることとを予定している。

労働勘定

歳入(百万円) 歳出(百万円)  
五四七、五二五 五四七、五二五  
五八〇、六七九 五八〇、六七九  
八三三、四三二 八三三、四三二

失業勘定  
徴収勘定

失業勘定においては、一般失業保険の受給者実人員を月平均五十五万一千人、平均給付月額を四万四千九百八円と見込んで、保険給付費を算定している。

40 道路整備特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)  
一、一七四、七四二 一、一七四、七四二

四十九年度における事業計画の概要は次のとおりである。

道路 八、一六〇億二、一〇〇万円  
街路 二、三九五億四、三〇〇万円  
機械 七二億四、四〇〇万円  
補助率差額 三三億 七〇〇万円  
日本道路公団等出資金 四六九億六、〇〇〇万円  
有料道路整備資金貸付金 一一億二、九〇〇万円

一般国道については、元一級国道の一次改築の概成に伴い、国の直轄事業の重点は二次改築及び元二級国道の整備に置くこととし、四千三百三十九億九千六百万円の予算をもつて内地百十八路線、北海道三十四路線、沖縄三路線合計百五十五路線につき事業を実施することとしている。

地方道については、地域開発上重要な路線及び交通量の多い重要路線に重点を置いて整備を促進するほか、「山村振興法」「過疎地域対策緊急措置法」「豪雪地帯対策特別措置法」等に基づき市町村道の整備等に重点を置くこととしている。

有料道路事業については、日本道路公団に対し、三百五十五億円、首都高速道路公団に対し四十六億円、阪神高速道路公団に対し三十三億円、本州四国連絡橋公団に対し二十八億円、合計四百六十二億円の出資と日本道路公団に対し七億六千万円の補助金を交付するほか、地方公共団体並びに名古屋高速道路公社及び福岡北九州高速道路公社等に対して百一億二千九百万円の無利子貸付を行うこととしている。

41 治水特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)  
三七三、一八三 三七三、一八三  
四一、七二九 四一、七二九

治水勘定  
特定多目的ダム建設工事勘定

昭和四十九年三月十二日 衆議院会議録第十六号(一) 議案に関する報告書

特定多目的ダム建設工事勘定において、直轄多目的ダムにかかる資金運用部資金の借り入れについては、滝沢ダム、耶馬溪ダム及び弥栄ダムの三継続ダムについて九億四千万円を計上することとしている。

42 都市開発資金融通特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)  
二二、一四〇 二二、一四〇

四十九年度においては、一般会計からの受入及び資金運用部資金借入金等をもつて、関係地方公共団体が首都圏及び近畿圏における工場等移転跡地の買収及び大都市における特に重要な都市施設の用地の先行的取得を行うために必要な貸付け百六十億円を行う予定である。

本予算の可決理由

本予算は、現下の経済情勢にかんがみ、とくに物価の継続的上昇と石油を初めとする資源問題等による供給力の制約という困難な事態を打開するため、総需要の抑制を図りつつ、国民生活の安定と福祉の充実を推進しようとするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党四党共同提案にかかる田中武夫君外二十名提出の「昭和四十九年度一般会計予算、昭和四十九年度特別会計予算及び昭和四十九年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替をを求めるの動議」は否決された。

昭和四十九年三月十二日

衆議院議長 前尾繁三郎殿

予算委員長 荒松清十郎

昭和四十九年度政府関係機関予算に関する報告書

本予算は、日本専売公社等三公社及び国民金融公庫等十二政府関係金融機関に関するもので、一般会計に準じ、資金の重点的配分と経費の効率的使用につとめ、事業の円滑な遂行を期することと基本として編成されたものである。

次に、各政府関係機関予算の概略は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

1 日本専売公社  
収入(百万円) 支出(百万円)  
一、一九四、八九一 九五三、二二三  
専売納付金予定額は、三千四百四十億円であつて、四十八年度当初予算額に比べて二十八億円の増加となつてゐる。また、たばこ消費税は、三千四百四十四億円と見込まれてゐる。

2 日本国有鉄道  
収入(百万円) 支出(百万円)  
一、八五七、六一七 一、八五七、六一七  
一、三〇七、七〇〇 一、三〇七、七〇〇  
七三四、七五五 七三四、七五五

損益勘定  
資本勘定  
工事勘定  
国鉄財政の再建に資するため、工事費補助金九百五億円、財政再建債利子補給金三百六億円及び特別利子補給金二百四十億円を一般会計から受け入れることとしている。  
なお、工事規模は、七千三百四十八億円である。

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(一) 議案に関する報告書

四九六

## 3 日本電信電話公社

| 損益勘定                                                                       | 収入(百万円)   | 支出(百万円)   |
|----------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|
| 資本勘定                                                                       | 一、九二七、七八〇 | 一、九二七、七八〇 |
| 建設勘定                                                                       | 一、四九二、九二一 | 一、四九二、九二一 |
| 電話需要の増加に対処して、一般加入電話三百二十万加入、地域集団電話一万加入の増設等の整備を行うため、建設費として一兆二千五百四十億円を計上している。 | 一、二五四、〇〇〇 | 一、二五四、〇〇〇 |

## 4 国民金融公庫

| 収入(百万円)                                                                                                                           | 支出(百万円)   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 四十九年度においては、一兆四百七十九億円の貸付けを行うこととし、その原資として、資金運用部資金からの借入金四千八百三十六億円、簡易生命保険及郵便年金の積立金からの借入金三百四十億円、一般会計からの借入金百億円及び貸付回収金等五千二百三十三億円を予定している。 | 一、二二〇、〇〇〇 |

## 5 住宅金融公庫

| 収入(百万円)                                                                                                                             | 支出(百万円)   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 四十九年度においては、八千五百七十六億円の貸付けを行うこととし、その原資として、資金運用部資金からの借入金七千六百六十二億円、簡易生命保険及郵便年金の積立金からの借入金五百億円、住宅金融公庫宅地債券の発行収入二十億円及び貸付回収金等九百九十四億円を予定している。 | 一、七〇〇、九三〇 |

## 6 農林漁業金融公庫

| 収入(百万円)                                                                                                              | 支出(百万円)   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 四十九年度においては、三千三百二十六億円の資金の貸付けを行うこととし、その原資として、資金運用部資金からの借入金二千五百一十一億円、簡易生命保険及郵便年金の積立金からの借入金二百五十億円及び貸付回収金等五百六十五億円を予定している。 | 一、一〇〇、〇五三 |

## 7 中小企業金融公庫

| 収入(百万円)                                                                                                                          | 支出(百万円)   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 四十九年度においては、七千四百五十億円の貸付けを行うこととし、その原資として、資金運用部資金からの借入金四千六百五十五億円、簡易生命保険及郵便年金の積立金からの借入金四百億円、中小企業債券の発行収入六百億円及び貸付回収金等二千三百八十五億円を予定している。 | 一、四〇〇、七五五 |

## 8 北海道東北開発公庫

| 収入(百万円)                                                                                                                        | 支出(百万円)   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 四十九年度においては、九百六十億円の貸付けと十億円の出資を行うこととし、その原資として、産業投資特別会計からの出資金十五億円、資金運用部資金からの借入金二百五十億円、北海道東北開発債券の発行収入四百六十五億円及び貸付回収金等二百四十億円を予定している。 | 一、二二〇、二二五 |

## 9 公営企業金融公庫

| 収入(百万円)                                                                                             | 支出(百万円) |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 四十九年度においては、二千二百四十四億円の貸付けを行うこととし、その原資として、産業投資特別会計からの出資金五億円、公営企業債券の発行収入千八百七十九億円及び貸付回収金等三百六十億円を予定している。 | 六五、四二一  |

## 10 中小企業信用保険公庫

| 収入(百万円)                                                                               | 支出(百万円) |
|---------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 四十九年度においては、信用保証協会に対して七百六十一億円の貸付けを行うこととし、その原資として、一般会計からの出資金百四十五億円及び貸付回収金六百十六億円を予定している。 | 三三、〇七九  |

## 11 医療金融公庫

| 収入(百万円)                                                                           | 支出(百万円) |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 四十九年度においては、五百六十五億円の資金の貸付けを行うこととし、その原資として、資金運用部資金からの借入金五百五十五億円及び貸付回収金等六十億円を予定している。 | 一八、二〇一  |

## 12 環境衛生金融公庫

| 収入(百万円)                                                                           | 支出(百万円) |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 四十九年度においては、千二百六十五億円の貸付けを行うこととし、その原資として、資金運用部資金からの借入金千四百四十億円及び貸付回収金等百二十五億円を予定している。 | 二二、八二二  |

## 13 沖縄振興開発金融公庫

| 収入(百万円)                                                                                                      | 支出(百万円) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 四十九年度においては、七百四十三億円の資金の貸付けを行うこととし、その原資として、資金運用部資金からの借入金五百五十億円、簡易生命保険及郵便年金の積立金からの借入金五十億円及び貸付回収金等百四十三億円を予定している。 | 九、四三三   |

## 14 日本開発銀行

| 収入(百万円)                                                                         | 支出(百万円) |
|---------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 四十九年度においては、五千九百億円の貸付けを行うこととし、その原資として、自己資金千九百二十億円及び資金運用部資金からの借入金三千九百八十億円を予定している。 | 一六〇、八一五 |

## 15 日本輸出入銀行

| 収入(百万円)                                    | 支出(百万円) |
|--------------------------------------------|---------|
| 四十九年度においては、七千九百億円の貸付けを行うこととし、その原資として、自己資金千 | 一三三、一五五 |

七百三十五億円、産業投資特別会計からの出資金六百億円及び資金運用部資金からの借入金五千五百六十五億円を予定している。

二 本予算の可決理由

本予算は、国民生活の安定と福祉の充実に配意しつつ、経済の正常化を速やかに達成するため厳に抑制的なものとするを旨としており、妥当なものとの認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党四党共同提案にかかる田中武夫君外二十名提出の「昭和四十九年度一般会計予算、昭和四十九年度特別会計予算及び昭和四十九年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は否決された。

昭和四十九年三月十二日

衆議院議長 前尾繁三郎殿

予算委員長 荒松清十郎

昭和四十九年三月十二日 衆議院會議録第十六号(白)

四九八

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価

一部五十円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂英町二番地 郵便番号一〇七

大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二一(六)